

令和 4 年

6 月熊取町議会定例会会議録

令和 4 年 6 月 8 日開会

令和 4 年 6 月 21 日閉会

熊 取 町 議 会

令和4年6月定例会会議録目次

(6月8日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	2
行政報告	3
1. 報告第1号 令和3年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	3
2. 報告第2号 令和3年度熊取町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について	3
3. 報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告について	6
4. 報告第4号 令和3年度熊取町下水道事業会計予算繰越計算書について	9
会議録署名議員の指名	12
会期の決定	12
一般質問	12
1. 文野慎治議員	13
1) 高齢者福祉の現状と課題について（「いきいきくまとり高齢者計画2021」の中間年として現状の認識について）	
① 上手く進んでいる点と、遅れている点及びその要因について	
② 要支援・要介護認定者の増加率を軽減するための取組みについて	
③ 町が行う独居高齢者見守り事業の取組状況について	
2) 防災対策について	
① 地区別自主防災マニュアルの作成について	
② 大規模災害を見据えた総合防災訓練について	
③ 町内にある空き家等の件数、老朽化による危険度等の実態現地調査について	
2. 田中豊一議員	23
1) 京都大学複合原子力研究所の今後と熊取町の発展について	
① 京都大学複合原子力研究所が熊取町の発展に尽くした現状認識について	
(1) 関西研究用原子炉の誘致と設置は、どの様に寄与したかについて	
(2) KURの廃炉や研究棟の改築と拡充、もんじゅサイトの新たな研究炉に対する町の認識について	
(3) 2026年5月以降の京都大学複合原子力研究所との連携と町の発展について	
2) 小中学校での不登校対策について	
① 令和2年度、令和3年度の実態とコロナ禍の影響について	
② 不登校生徒の年度ごとの状況について	
③ 適応指導教室の設置について	
④ フリースクールを開くNPO法人への町や教育委員会からの支援について	
3) 大阪・関西万博の熊取町の活かし方について	
① 2025年の大阪・関西万博の活用について	
(1) 過去の成功事例を踏まえた交流事業等の検討について	
(2) 姉妹都市ミルドラ市との交流や町内大学と連携した取組みについて	

(3)先進技術の実証実験地域（特区指定）や交通インフラの試験運行について	
(4)万博との関わりについて	
3. 坂上昌史議員	31
1) 広報戦略課について	
①「広報公聴課」から「広報戦略課」となった変更点について	
②職員の動画作製について	
2) 熊取町スマートシティ構想について	
①令和2，3年度の取り組みと変わった内容について	
②令和4，5年度の取り組みについて	
4. 渡辺豊子議員	35
1) コロナ禍での物価高騰から町民生活を守る経済対策について	
①町としての経済対策について	
2) ミライロIDの導入について	
①障害者手帳アプリ「ミライロID」の導入について	
3) 医療用ウィッグ等購入費助成事業について	
①取り組み検討について	
4) 防災における女性活躍の推進について	
①女性消防団の結成、女性防災士の養成について	
5. 坂上巳生男議員	44
1) コロナ禍と物価高騰の下での住民生活を支える支援策について	
①住民生活を支える独自支援策について	
②生活保護の受給世帯数、受給者数、相談件数、受給決定件数の3年間（R1～R3年度）の推移及び緊急小口資金、総合支援資金の貸付件数、貸付額（R3年度末）について	
③住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給状況と対象者への通知、広報について	
2) 社協による高齢者移送サービス（行こうCar）の現状について	
①利用状況と改善点について	
②住民への周知について	
6. 矢野正憲議員	51
1) 中学部活の地域移行・地域委託について	
①少子化による廃部事例や廃部危機等について	
②地域移行や地域委託は教員の働き方改革に資するかについて	
③保護者の理解を得る努力について	
④外部指導者の確保について	
（6月9日）	
出席議員	61
議事日程	61
一般質問（続き）	61
1. 河合弘樹議員	62
1) 防災に係る取り組みについて	
①長期保存できる食品などの購入等について	
②小学校校区単位の防災訓練について	

2) 熊取町のPRについて	
①これまでの経緯と今後の取り組みについて	
2. 浦川佳浩議員	71
1) 「ESD教育の更なる推進」・「グローバル人材の育成」について	
①ユネスコスクールへの加盟に向けた取り組みの進展について	
②英検3級以上(CEFR A1)の力がある中学生の割合について	
2) 教員の働き方改革の推進について	
①小学校・中学校における「時間外勤務月45時間以下」の割合について	
②時間外勤務時間の公開について	
③教員数と今後の見通しについて	
④学校と保護者間における連絡手段のデジタル化について	
3. 江川慶子議員	82
1) 住民にわかりやすい情報発信について	
①広報誌とホームページリニューアルによる現在の評価と今後の課題について	
②聴覚障がい者への情報発信の現状と課題について	
③ホームページの町主催行事のカレンダーについて	
2) 補聴器購入への補助について	
①聞こえづらい方への補聴器購入への補助について	
4. 田中圭介議員	91
1) 都市公園について	
①熊取町内の都市公園数について	
②遊具を新しく変える基準について	
③都市公園のインクルーシブ遊具について	
④インクルーシブ遊具設置、公園を造る予定・計画について	
2) 幼保・小中学校の幼児・児童生徒のマスクについて	
①現在、幼保・小中学校でのマスク着用について	
②外遊び・登下校時・体育授業中の着用率について	
③真夏に向けてのマスク着用について	
④熱中症対策について	
⑤小学校で配布されたマスクの着用についてのプリントについて	
⑥マスクを外している子どもに対するいじめ等の報告について	
3) くまとりコロッセについて	
①全協力店に対するアンケートについて	
提案理由説明	
議案第32号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について	104
質 疑	106
採 決	106
提案理由説明	
議案第33号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例	106
質 疑	107
事業厚生常任委員会付託	107
提案理由説明	
議案第34号 工事請負契約の締結について(町道久保高田線歩道拡幅工事(R4-	
1))	107

質 疑	108
採 決	109
提案理由説明	
議案第35号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（2期））	109
質 疑	110
総務文教常任委員会付託	110
提案理由説明	
議案第36号 救助資機材搭載型消防ポンプ自動車の購入について	110
質 疑	111
総務文教常任委員会付託	111
提案理由説明	
議案第37号 熊取町立小学校大型提示装置の購入について	111
質 疑	112
総務文教常任委員会付託	112
提案理由説明	
議案第38号 町の区域の変更について	112
質 疑	112
事業厚生常任委員会付託	112
提案理由説明	
議案第39号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第2号）	113
質 疑	115
総務文教常任委員会付託	116
（6月21日）	
出席議員	117
議事日程	117
委員会報告	118
議会運営委員会報告	118
議案第35号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（2期））、議案第36号 救助資機材搭載型消防ポンプ自動車の購入について、議案第37号 熊取町立小学校大型提示装置の購入について、議案第39号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第2号）、以上4件一括付議	118
総務文教常任委員会委員長報告	118
質 疑	119
採 決	119
議案第33号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例、議案第38号 町の区域の変更について、以上2件一括付議	120
事業厚生常任委員会委員長報告	120
質 疑	120
採 決	120
提案理由説明	
議案第40号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第3号）	120
質 疑	122
採 決	124

提案理由説明

議員提出議案第4号 地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書、議員提出議案第5号 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書、以上2件一括付議	124
質 疑	126
採 決	126
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	127

提案理由説明

議員提出議案第6号 夢洲IR区域整備計画の賛否を問う住民投票の実施を求める決議	127
質 疑	128
討 論	130
採 決	131

6 月熊取町議会定例会（第 1 号）

令和4年6月定例会会議録（第1号）

月 日 令和4年6月8日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり11名であります。

1番 田中 豊一	3番 浦川 佳浩	4番 坂上 昌史
5番 文野 慎治	7番 田中 圭介	8番 河合 弘樹
9番 矢野 正憲	10番 渡辺 豊子	11番 二見 裕子
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 2番 大林 隆昭 6番 鱧谷 陽子

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総 合 政 策 部 長	東野 秀毅
総合政策部統括理事	明松 大介	総 合 政 策 部 理 事	野津 惠
総 務 部 長	藤原 伸彦	総 務 部 理 事	木村 直義
住 民 部 長	巖根 晃哉	住 民 部 理 事	下中 昭三
住 民 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	松浪 敬一	都 市 整 備 部 長	田中 耕二
都 市 整 備 部 理 事	白川 文昭	都 市 整 備 部 理 事	濱田 隆之
都 市 整 備 部 理 事	永橋 広幸	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
教 育 次 長	阪上 敦司	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	林 栄津子
教育委員会事務局理事	原田 哲哉		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	林 利秀	書 記	道端 秀明
-------------	------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

一 般 質 問

議案第32号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について

議案第33号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例

議案第34号 工事請負契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事（R4-1））

議案第35号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（2期））

議案第36号 救助資機材搭載型消防ポンプ自動車の購入について

議案第37号 熊取町立小学校大型提示装置の購入について

議案第38号 町の区域の変更について

議案第39号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第2号）

議長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。令和4年6月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年も6月に入り、新型コロナウイルスの感染状況につきましては減少傾向にありますが、現在も新たな感染者の発生が認められていますので、今後も引き続き感染症対策が求められるところでございます。

さて、本定例会における諸議案の審議に当たりましては、厳正かつ公正を基本に、十分意を尽くされましてご審議をいただき、併せて、議事の運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げます。

開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は11名であります。議席2番 大林議員及び議席6番 鱧谷議員から欠席の届けがありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年6月熊取町議会定例会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

議長(二見裕子君) なお、発言される方は、起立の上、マスクをつけたままで発言していただきますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症への対策として、換気のため一部の窓を開けておりますのでご了承ください。

日程に入る前に、諸般の報告を行います。林議会事務局長。

議会事務局長(林 利秀君) それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、令和4年3月の熊取町議会定例会に報告をいたしました以降、3月18日、4月26日、5月19日から26日に実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、提出された資料と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、令和4年4月30日現在における各会計の現金預金残高を申し上げます。

令和3年度分

一 般 会 計	6億 766万2,185円
国民健康保険事業特別会計	1億 87万 297円
介護保険特別会計	3,938万 471円
墓地事業特別会計	1,494万 8円
後期高齢者医療特別会計	378万1,901円

令和4年度分

一 般 会 計	1億1,140万3,976円
国民健康保険事業特別会計	9,368万6,160円
介護保険特別会計	2,189万1,575円
墓地事業特別会計	659万 715円
後期高齢者医療特別会計	828万2,571円
下水道事業会計	2億5,142万4,528円
歳入歳出外現金	2,613万3,646円

となっております。

以上で報告を終わります。

議長(二見裕子君) 以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君) おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、令和4年6月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、大阪府全体で見ますと新規陽性者数が減少傾向にあり、現在は大阪モデルの緑信号に移行しております。しかしながら、今後拡大傾向に転じさせな

いためにも、本町としましては大阪府知事からの要請を踏まえ、引き続き3密の回避など感染防止対策とともに、3回目、4回目ワクチン接種の推進と感染症対策の徹底を行い、引き続き住民の皆様の安心・安全のために鋭意努めてまいります。

本定例会にご提案申し上げております議案でございますが、専決処分報告につきましては税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について、条例の一部改正につきましては後期高齢者医療条例の一部を改正する条例、契約の締結につきましては工事請負契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事）ほか3件、町の区域の変更についての議案のほか、補正予算につきましては令和4年度熊取町一般会計補正予算（第2号）でございます。

何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご承認、ご可決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（二見裕子君）次に、行政報告を行います。

報告第1号 令和3年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての件及び報告第2号 令和3年度熊取町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についての件を報告願います。野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、行政報告をさせていただきます。

報告第1号 令和3年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。令和3年度熊取町一般会計予算のうち繰越明許費に係る経費を別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをご覧ください。

令和3年度熊取町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

事業は20件でございます。

最初に、款 総務費、項 総務管理費の電子計算機システム開発事業でございます。マイナンバーカード関連のシステム改修経費でございますが、国の令和3年度補正予算に伴う社会保障・番号制度システム整備費補助金を活用するため、3月補正予算にて459万2,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は459万1,400円となり、財源につきましては、国庫補助金459万1,000円を未収入特定財源とし、残り400円が一般財源でございます。

次に、町制施行70周年記念事業でございます。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一部の事業について令和3年度中の実施が困難なため、3月追加補正予算にて600万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の600万円となり、財源につきましては全額が一般財源でございます。

次に、款 民生費、項 社会福祉費の住民税非課税世帯等臨時特別支援事業でございます。給付金のうち家計急変世帯に対する臨時特別給付金の申請期限が令和4年9月30日であり、年度内の業務完了が困難であるため、1月補正予算にて5億9,977万9,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は2億4,847万7,834円となり、財源につきましては全額が国庫補助金の未収入特定財源でございます。

次に、項 児童福祉費の東保育所改修事業でございます。公共施設等適正管理推進事業債を活用するため令和3年度に前倒して大規模改修工事の契約締結を行ったもので、当該工事の工期を年度内に設定することが困難であるため、12月補正予算にて1億4,947万6,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は1億3,772万2,100円となり、財源につきましては、町債1億2,390万円を未収入特定財源とし、残り1,382万2,100円が一般財源でございます。

次に、子育て世帯等臨時特別支援事業でございます。子育て世帯への臨時特別給付金については、令和4年3月末までに出生した新生児に対しても支給するもので、年度内の支給完了は困難であるため、3月追加補正予算にて711万6,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は352万3,000円となり、財源につきましては、国庫補助金352万2,000円を未収入特定財源とし、

残り1,000円が一般財源でございます。

次に、款 農林水産業費、項 農業費の土地改良関連事業でございます。永楽ダム取水管バルブコントロール取替え工事において、新型コロナウイルス感染拡大による半導体不足の影響により製品の納品が遅れ、年度内での工事完了が困難であるため、3月追加補正予算にて704万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の704万円となり、財源につきましては、町債700万円を未収入特定財源とし、残り4万円が一般財源でございます。

次に、款 土木費、項 道路橋りょう費の道路維持事業でございます。道路照明灯定期点検業務及び道路舗装路面性状調査でございますが、国の令和3年度補正予算に伴う社会資本整備総合交付金を活用するため、3月補正予算にて3,270万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の3,270万円となり、財源につきましては、国庫補助金1,280万円を未収入特定財源とし、残り1,990万円が一般財源でございます。

次に、道路舗装修繕事業でございます。町道舗装修繕でございますが、同じく国の令和3年度補正予算に伴う社会資本整備総合交付金を活用するため、3月補正予算にて6,000万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の6,000万円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計5,449万5,000円を未収入特定財源とし、残り550万5,000円が一般財源でございます。

次に、町道久保高田線歩道拡幅事業でございます。こちらも同じく、国の令和3年度補正予算に伴う社会資本整備総合交付金を活用するため、3月補正予算にて8,000万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の8,000万円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計6,400万円を未収入特定財源とし、残り1,600万円が一般財源でございます。

次に、熊取駅西整備事業（（仮称）大久保西5号線歩道整備事業）でございます。こちらも同じく、国の令和3年度補正予算に伴う社会資本整備総合交付金を活用するため、3月補正予算にて970万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の970万円となり、財源につきましては、国庫補助金、雑入及び町債の合計492万5,000円を未収入特定財源とし、残り477万5,000円が一般財源でございます。

次に、交通安全施設整備事業でございます。路側帯のカラー化等を実施するもので、同じく国の令和3年度補正予算に伴う社会資本整備総合交付金を活用するため、3月補正予算にて930万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の930万円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計742万5,000円を未収入特定財源とし、残り187万5,000円が一般財源でございます。

次に、道路整備計画策定事業でございます。第3次道路整備計画策定業務について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けまして、交通量調査員の確保に時間を要したことや受注者側で拡大防止に対する対策を講じる期間が必要となったことで年度内完了が困難となったため、3月追加補正予算にて1,000万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の1,000万円となり、財源につきましては全額が一般財源でございます。

次に、款 教育費、項 小学校費の小学校教育情報化推進事業でございます。国の令和3年度補正予算に伴う公立学校情報機器整備事業費補助金を活用するため、3月補正予算にて200万4,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額が同額の200万4,000円となり、財源につきましては、国庫補助金97万2,000円を未収入特定財源とし、残り103万2,000円が一般財源でございます。

次に、小学校感染症対策等支援事業でございます。国の令和3年度補正予算に伴う学校保健特別対策事業費補助金を活用するため、3月補正予算にて765万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の765万円となり、財源につきましては、国庫補助金382万5,000円を未収入特定財源とし、残り382万5,000円が一般財源でございます。

次に、南小学校屋外教育環境整備事業でございます。国の令和3年度補正予算に伴う学校施設環

境改善交付金を活用するため、3月追加補正予算にて2,943万5,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の2,943万5,000円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計2,618万5,000円を未収入特定財源とし、残り325万円が一般財源でございます。

次に、東小学校大規模改造事業でございます。同じく国の令和3年度補正予算に伴う学校施設環境改善交付金を活用するため、3月追加補正予算にて1億7,068万3,000円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の1億7,068万3,000円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計9,642万5,000円を未収入特定財源とし、残り7,425万8,000円が一般財源でございます。

次に、項 中学校費の中学校教育情報化推進事業でございます。国の令和3年度補正予算に伴う公立学校情報機器整備事業費補助金を活用するため、3月補正予算にて79万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の79万円となり、財源につきましては、国庫補助金37万8,000円を未収入特定財源とし、残り41万2,000円が一般財源でございます。

次に、中学校感染症対策等支援事業でございます。国の令和3年度補正予算に伴う学校保健特別対策事業費補助金を活用するため、3月補正予算にて405万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の405万円となり、財源につきましては、国庫補助金202万5,000円を未収入特定財源とし、残り202万5,000円が一般財源でございます。

次に、熊取中学校トイレ改修事業でございます。国の令和3年度補正予算に伴う学校施設環境改善交付金を活用するため、3月追加補正予算にて4,994万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の4,994万円となり、財源につきましては、国庫補助金と町債の合計4,650万8,000円を未収入特定財源とし、残り343万2,000円が一般財源でございます。

次に、款 災害復旧費、項 公共土木施設災害復旧費の河川災害復旧事業でございます。普通河川雨山川災害復旧において、復旧時期等を専門的知見で検証する当該事業の検証委員会が、新型コロナウイルス感染拡大の影響で開催が延びたことにより年度内完了が困難であるため、12月補正予算にて1,364万円の繰越明許費を設定したものでございます。翌年度繰越額は同額の1,364万円となり、財源につきましては全額が一般財源でございます。

続きまして、報告第2号 令和3年度熊取町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

令和3年度熊取町一般会計予算のうち、次の予算について地方自治法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

次のページをご覧ください。

報告事業は2件です。

まず、款 土木費、項 道路橋りょう費の熊取駅西整備事業（明許繰越）で、支出負担行為額が5億1,406万4,654円、うち支出済額が1億9,139万884円で、支出未済額が3億2,267万3,770円となっており、同額の3億2,267万3,770円を翌年度に繰り越すものでございます。財源につきましては、国庫補助金、雑入及び町債の合計2億4,672万3,300円を未収入特定財源とし、残り7,595万470円が一般財源でございます。

繰越理由としましては、熊取駅西交通広場整備事業において、用地補償協議及び物件移転補償に関する協議に期間を要したことから事業用地の引渡し令和4年3月末となり、年度内の工事完了が見込めないためでございます。

次に、項 都市計画費の公園整備事業（明許繰越）ですが、支出負担行為額、支出未済額ともに599万5,000円となっており、同額の599万5,000円を翌年度に繰り越すものでございます。財源内訳につきましては、全額が一般財源でございます。繰越理由としましては、長池オアシス公園施設更新工事において、地元交渉に時間を要し、令和4年2月からの着手となり、年度内の工事完了が見込めないためでございます。

以上で、第1号及び第2号の報告を終わらせていただきます。

議長（二見裕子君）次に、報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告についての件を報告願います。藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告させていただきます。

説明につきましては、令和3事業年度熊取町土地開発公社決算及び令和4事業年度熊取町土地開発公社予算でございます。

まず、令和3事業年度熊取町土地開発公社決算についてご説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

令和3事業年度事業報告書でございます。

1の事業概要でございますが、熊取町土地開発公社は、地域の秩序ある整備と公共福祉の増進に資するため、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公有地となるべき土地の先行取得及び造成その他の管理を行っています。

本事業年度の事業概要ですが、土地の取得及び処分については本事業年度はありませんでした。続きまして、8ページをご覧ください。

事業実績でございます。

(1) 公有地取得調書でございますが、令和3事業年度におきましては、先ほど申しましたとおり新たな土地取得・処分はありませんので、各保有地の令和3事業年度の利子のみとなっております。

次に、9ページをご覧ください。

令和3事業年度収益的収支明細書でございます。

1、収益的収入ですが、節 受取利息、預金利息368円、節 土地使用料、電柱等敷地使用料4,390円と塵芥埋立管理用地太陽光発電設備敷地使用料12万4,800円の合計12万9,190円となっており、以上、収益的収入の合計額が12万9,558円でございます。

次に、10ページをご覧ください。

収益的支出でございますが、節 公課費、法人府民税2万円、法人町民税5万円で、収益的支出の合計額が7万円でございます。

収益的収入合計12万9,558円から収益的支出合計7万円を差し引いた額、5万9,558円が当期純利益でございます。

続きまして、11ページをお開きください。

令和3事業年度資本的収支明細書でございます。

1、資本的収入ですが、節 借入金6,375円は、各事業用地に係る利子支払分に充てるための熊取町からの借入金でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。節 償還金、利子及び割引料6,375円は、各事業用地に係る借入金利子でございます。

以上、資本的支出の合計も6,375円となり、資本的収入と資本的支出、差引き金額はゼロ円となっております。

恐れ入りますが、4ページにお戻りください。

令和3事業年度決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出の上段、収入の決算額合計が12万9,558円、下段、支出の決算額合計が7万円、(2) 収益的収入及び支出の上段、収入の決算額が6,375円、下段、支出の決算額合計が6,375円となるものでございます。

5ページをご覧ください。

まず、上の表、損益計算書でございます。

左側、費用の部でございます。

まず、1、事業原価、(1) 公有地取得事業原価につきましては、冒頭申し上げたとおり、令和3事業年度中における土地の取得、売払いはございませんでしたので、ゼロ円となっております。その下の2、一般管理費の(1) 一般管理費は7万円で、収益的収入額12万9,558円から収益的支出額7万円の差額5万9,558円が当期純利益でございます。

次に、右側、収益の部についてでございますが、まず1、事業収益の(1) 公有地取得事業収益につきましては、令和3事業年度中における土地の取得、売払いはありませんので、ゼロ円となっております。

その下の2、事業外収益の(1) 受取利息368円、(2) 雑収益12万9,190円で、収益の部合計額12万9,558円となっております。

以上のとおり、費用の分、収益の部ともに合計12万9,558円となっております。

続きまして、下の表、貸借対照表でございます。

まず、左側の資産の部ですが、1の流動資産の(1) 現金及び預金1,961万9,012円、(2)の公有用地6億3,855万9,477円で、資産の部合計額が6億5,817万8,489円でございます。

次に、貸借対照表の右側、負債及び資本の部でございます。

まず、負債の部でございますが、1の固定負債として、(1) 借入金が6億3,762万7,879円です。その下、資本の部でございますが、1、資本金の(1) 基本財産500万円は町からの出資金です。次に、2の準備金の(1) 前期繰越準備金が1,549万1,052円、(2) 当期純利益5万9,558円で、資本の部の合計といたしましては2,055万610円で、資産の部負債及び資本の部ともに6億5,817万8,489円となるものでございます。

続きまして、6ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

まず、I、事業活動によるキャッシュ・フローでございますが、一番上、公有地取得事業収入につきましては、土地の取得及び処分がありませんのでゼロ円となっております。その次のその他事業収入12万9,190円につきましては、公社保有地に係る電柱等の敷地使用料と塵芥埋立管理用地の太陽光発電設備の土地使用料でございます。その次の1つ飛ばしまして、その他業務支出マイナス7万円は、法人府民税、法人町民税の支出でございます。小計といたしまして5万9,190円の増でございます。

次に、利息の受取額368円は、普通定期預金の預金利息でございます。利息の支払額はゼロ円でございます。

以上、合計いたしますと、事業活動によるキャッシュ・フローでは現金で5万9,558円の増となっております。

次に、II、財務活動によるキャッシュ・フローでございますが、短期借入れによる収入及び短期借入金の返済による支出につきましては、ともにゼロ円でございます。長期借入れの収入の6,375円につきましては、各事業用地の令和3事業年度の利子の借入れでございます。長期借入金の返済による支出につきましては、同利子分の支払いマイナス6,375円となっております。以上、合計いたしますと、財務活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となるものです。

次に、III、現金及び現金同等物増加額につきましては、Iの事業活動によるキャッシュ・フローからIIの財務活動によるキャッシュ・フローを差し引いた5万9,558円の増となります。これにつきましては、Vの現金及び現金同等物期末残高1,961万9,012円からIVの現金及び現金同等物期首残高1,955万9,454円を差し引いた金額と一致するものでございます。したがって、令和3事業年度における現金は5万9,558円の増となり、5ページの損益計算書及び貸借対照表の当期純利益の額と一致するものでございます。

次に、13ページをお開きください。

令和3事業年度末の財産の状況でございます。

基本財産の預金500万円ですが、これは熊取町からの出資金でございます。

続いて、運用財産でございます。現金が1,461万9,012円で、内訳のとおり各金融機関の普通定期預金として預けてございます。

次に、運用財産の土地でございますが7,225.86平方メートル、6億3,855万9,477円となっております。運用財産合計でございますが6億5,317万8,489円となり、財産合計は6億5,817万8,489円になるものでございます。

続きまして、14ページをご覧ください。

負債明細書でございます。

借入金6億3,762万7,879円でございますが、全て熊取町からの借入金でございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

令和3事業年度熊取町土地開発公社決算につきましては、審査意見書に記載のとおり、令和4年5月16日に決算審査を実施していただき、正確で相違ない旨、岸野、中谷両監事からご意見をいただいているところでございます。

以上で、令和3事業年度熊取町土地開発公社の決算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和4事業年度土地開発公社予算についてご説明いたします。

まず、19ページをお開きください。

事業計画書をご覧ください。

まず、上の表、公共用地の取得でございますが、令和4事業年度予算において新たな土地取得の計画はございませんので、既取得用地に係る利子の借入金7,000円を計上しております。

次に、20ページをお開きください。

予算説明書でございます。

まず、上段、収益的収入でございます。節 受取利息といたしましては、預金利息1,000円を計上させていただいております。次に、節 土地使用料といたしましては、電柱等敷地使用料4,000円と塵芥埋立管理用地における太陽光発電設備敷地使用料として12万4,000円を計上しております。以上、収益的収入の合計額を12万9,000円とするものでございます。

次に、下段、収益的支出でございます。

節 旅費として8,000円、需用費、消耗品費として1万4,000円、役務費、通信運搬費として4,000円、負担金、補助及び交付金、研修会負担金として3万6,000円、公課費として22万4,000円をそれぞれ計上しております。以上、収益的支出の合計額につきましては28万6,000円とするものでございます。

次に、21ページをご覧ください。

資本的収入及び資本的支出についてでございます。

まず、上段、資本的収入でございますが、借入金として既取得用地に係る利子の借入金7,000円を計上しております。

次に、下段の資本的支出でございます。

償還金、利子及び割引料について7,000円を計上しております。こちらは既取得用地に係る借入金の利子でございます。

17ページにお戻りください。

令和4事業年度の予定貸借対照表でございます。

表左側の資産の部、右側の負債及び資本の部とも、それぞれ6億5,796万8,931円となるものでございます。

次に、18ページをご覧ください。

まず、上段、令和3事業年度の予定損益計算書でございます。

表左側の費用の部、右側の収益の部、それぞれ13万円となるものでございます。

その下、令和3事業年度の予定貸借対照表でございます。

表左側の資産の部、右側の負債及び資本の部とも、それぞれ6億5,811万8,931円となるものでござ

ざいます。

これら予定損益計算書、予定貸借対照表につきましては、令和3事業年度予算に基づき令和4年度予算編成上の予定として調製しておりますので、説明については省略させていただきます。

恐れ入りますが、15ページにお戻りください。

これまで説明させていただいたとおり、第2条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入で事業収益がゼロ円、事業外収益が12万9,000円、支出で事業原価がゼロ円、一般管理費が28万6,000円となるものでございます。

次に、第3条 資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入で資本的収入が7,000円、支出で資本的支出が7,000円となっております。

16ページをお開きください。

第4条における借入金の限度額につきましては、令和4事業年度の公共用地の取得予定がございませんので、利子借入金の7,000円を限度額とするものでございます。

以上、報告第3号 熊取町土地開発公社の経営状況報告についての説明を終わらせていただきます。

議長（二見裕子君）次に、報告第4号 令和3年度熊取町下水道事業会計予算繰越計算書についての件を報告願います。永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）それでは、令和3年度熊取町下水道事業会計予算繰越計算書についてご報告いたします。

報告第4号、1ページをご覧ください。

令和3年度熊取町下水道事業会計予算のうち、建設改良費に係る経費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

2ページをご覧ください。

令和3年度熊取町下水道事業会計予算繰越計算書でございます。

款 資本的支出、項 建設改良費の公共下水道整備事業でございます。

繰越理由については、公共下水道布設工事（R3-2）の推進工が、想定土質の相違に伴う推進工法の再検討に時間を要し年度内の完了が困難となったため、翌年度に繰り越したものでございます。翌年度繰越額は9,700万円となっており、財源につきましては、9,450万円の企業債、243万円の補助金、残り7万円が損益勘定留保資金でございます。

以上で報告を終わります。

議長（二見裕子君）ただいまの行政報告4件に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）行政報告の事故繰越しの分で2ページ、長池オアシスの関係で、更新工事について地元交渉に当たったが交渉に時間を要したというところの説明をお願いしたいと思います。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）地元交渉と書いているんですけども、実際には地元説明会を一旦、こんな工事をしますということで説明させていただいた折に、地域の住民の方から、以前、平成8年度、一番最初の大阪府が整備工事に入った際に、かなりの重機も入って大規模な工事でしたので、騒音であるとか、また振動であるとか、振動が住宅に影響を及ぼしたというようなところで、大阪府に対応していただいたような経緯があったというところで、その辺の振動に対しての要望といいますか、出ておまして、具体的には、協議した結果、もともと脱色アスファルト舗装という舗装を予定しておったんですけれども、周回道路ですね。それをできるだけ重機も入らない形にということで、インターロッキング舗装に変えるというようなところであるとか、また、工事施工中に一定、構造物、擁壁等に移動があるかないかの観測をさせていただくというようなところでご了解いただいたというところで、2月から工事に入ったというところでございます。

ちなみに、もう現在、その観測結果ですけれども、移動等もなかったというところも含めまして、

工事自体も完了しておるというところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）繰越明許費の報告のところで、河川災害復旧事業1,364万円について、雨山川災害復旧の関係で検証委員会の関係であるかのような報告がございました。検証委員会はもう既に終わっていたのではないかなと思っていたんですが、その辺のご説明をお願いします。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）予算のところでもご説明させていただいた検証委員会のほうが会期が延びましたので、ここは発注業務等々はありましたので、若干延ばさせていただいたということでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）少しだけ補足させていただきます。

法面上部の建物等敷地に影響が出たというところで、ここを対応していくと。設計業務についての繰越明許ということなんですけれども、もともとその対象になっている住民も含めて、検証委員会の委員にちゃんと見ていただきたい、現状も見ていただいて今までの工事もしっかり見ていただいた上でその次に進みたいというようなところも含めまして、検証委員会でしっかり見ていただきたいというところがございます。

ところが、その検証委員会自体がコロナの影響で開催が延びたということがございました。これによってもともと当初予定していた設計業務委託も後ろに延びたというところで、今回、繰越明許させていただいたというところがございます。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）土地開発公社、決算や認定については異論はないんですけれども、財産目録のところちょっと教えてほしいんです。

土地で3件あって、塵芥埋立地ですか、これはもう古いあれで、上に太陽光が乗っているということなんです。世代間交流センター、これはもう大分長く置いているんですけれども、何か活用の計画があるのか、またいつまでこれ塩漬しておくのか、ほかの物件は結構あったやつを整理して少なくなっているんですけれども、今後の計画とかあったら教えてください。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）熊取町世代間交流センターは図書館の臨時駐車場として現在も活用しているところでございますので、現時点において新たに世代間交流センター建設予定というのはないんですけれども、実態としましては図書館の臨時駐車場になっております。また、公民館の建て替え時における職員の臨時駐車場にも活用したりしておりますので、現状はそういった形の利用形態を継続する予定としてございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）普通、開発公社では事業計画をしていて、それで用地を先行取得すると。その後、国の補助金で買戻しをするというのが大体パターンなんです。定まった土地利用があるんだったらいいんですけれども、ないんだったら、自由に使う土地ということなんです、これ所管はどちらなんでしょう。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）ご指摘のとおり、目的がないのであれば熊取町に買い戻していただくという趣旨も十分理解できるんですが、ただ本町の場合、借入先が熊取町になりますので、例えば民間の銀行から借りていけば利息を払い続けなあかんですけれども、熊取町の場合は実質、町の中のお金の動きになりますので、万一何らかの活用方法が今後あった場合に、今払い戻してしまうとその

補助金等の活用が受けられないわけなんです。そやから、今の時点でお答えして何かするという計画はないんですが、将来のときのために今の段階は開発公社が保有しているほうがベターではないのかということで考えて、今の実態に合っているということで。田中豊一議員おっしゃるとおり、本来は事業目的、先行取得して、その用地が確定すれば払戻しするというのもう大原則、それはもう間違いございません。ただ本町の場合、先ほど繰り返しのようになりますが、借入先が熊取町ということですので、万が一、将来の何らかの計画が立ったときに補助金の活用を生かせる可能性もあるということで、公社で保有させていただいております。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）そういうことでしたら、うまい活用の方法をまた考えていただいたら。

それと、一番下ですけれども、町道五門久保小谷線、これ東小学校の幾つかの自治会から要望があって、通学路であったり、それから東保育所の交通安全のためにということで、ここは建物つきのものを買って建物を壊して今フェンスで囲っているんです。これ、歩道設置とか交通安全対策で何かする予定はあるんですか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）歩道の整備路線として町道五門久保小谷線は上がっておりますので、将来的には整備のために先行取得したというところです。ただ、今すぐ着手できるかといいますと、やっぱり一定区間、まだ先行してすべき路線も残っておりますので、今すぐ着手という状況ではございません。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）道路担当側の話としてはよく分かるんですけれども、地元から要望があって先行取得したということだったら、やっぱり早いこと活用してほしいというのが内容かなと思うんで、この用地買収をしたということは、やっぱり絵を描いて、例えば久保の交差点まで広げていくんやとかそういうものが必要じゃないかなと思うんですけれども、先ほども繰越して道路網のあれも出ていたんで、そのあたり配慮していただいておりますか。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

10 番（渡辺豊子君）すみません。もう一点、下水道事業会計の繰越しの関係なんですけど、説明のところ想定土質の相違に伴う推進工法の再検討に時間を要したためというふうに繰越しの理由があるんですけれども、これはどこの区域の土質になるんですか。どのくらい、何でそんなに工法の再検討に時間がかかったのかということもご説明いただけたらと思います。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）当該工事につきましては公共下水道布設工事（R3-2）という工事として、工事箇所については久保2丁目地内、場所では東保育所の交差点から南中学へ抜けます、ちょうど橘織物様があります道路でございます。

この工事につきましては、南中学校の既設管を有効に利用するために、ある程度の深さで推進工法を取ってございました。そこで、当初土質調査につきましては数か所をさせていただいたんですが、当初のボーリングではもうマッシュンといいますか、均一された土質やったんですけど、ちょうど推進を始めますときに、当初一番、低耐荷力といまして、先導管を押しながら後に管をつなぐ工法を設定しておったんですが、ちょうど土質と土質の境目、強い地盤と弱い地盤のちょうど真ん中に当たってございました。そこで、方向修正がどうしても弱い地盤のほうへ行ってしまうので、制御が利かなく一旦工法を止めまして、今の同一の機械でオーガー、頭ですね。掘削のヘッドを変えて工法したんですが、そこでも硬い土質に当たってございましたので、それから一旦全ての工法を検討しまして、泥水土圧という機械から変えていかなあかんという工法になってございましたので、時間がこれだけ要したという形になってございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）詳しく説明していただき、ありがとうございます。

どのぐらいの期間、長引いたんですか。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）当初が3月15日の竣工予定でしたが、現在6月30日まで工期延期させていただきまして、管のほうは全てできております。あと今週から舗装の本工事をさせていただいて、今週で終わって来週ぐらいに路側線をして竣工検査を迎えるという形ですので、工期については約3か月程度延伸させていただいたという状況でございます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

議長（二見裕子君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席3番 浦川議員、議席4番 坂上昌史議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会の報告を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る6月2日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席の下に議会運営委員会を開催し、令和4年6月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日6月8日から6月21日までの14日間といたします。

次に、本会議の日程であります。本日6月8日、9日、13日及び21日の4日間といたします。

常任委員会の開催についてであります。総務文教常任委員会を6月16日に、事業厚生常任委員会を6月15日に開催していただきます。

次に、第2回目の議会運営委員会を6月15日に、都市計画道路建設促進特別委員会を6月16日に、原子力問題調査特別委員会を6月21日に、議員全員協議会を6月16日に開催していただきます。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

なお、日程第4 議案第32号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についての件及び日程第6 議案第34号 工事請負契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事（R4-1））の件、以上の2件は、委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長（二見裕子君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日6月8日から6月21日までの14日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月8日から6月21日までの14日間と決定いたしました。

議長（二見裕子君）次に、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、文野議員。

5番（文野慎治君）おはようございます。6月議会の一般質問を今から始めさせていただきます。

今回は高齢者福祉の問題と、それと防災対策について、大きな項目2点について通告をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、1点目の高齢者福祉の現状と課題について、熊取町第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、いわゆるいきいきくまとり高齢者計画2021が推進されています。今年は計画の中間年になるわけでありまして、現状の認識について伺いをしたいというふうに思います。

この高齢者計画2021、第8期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画ということで、ずっと3年間隔で行われております。今日、資料の1ページ目に概要版の中の説明を添付させていただいておりますので、参考でお目通しをいただきながら進めていきたいというふうに思っています。

この計画の背景は、令和7年（2025年）に団塊の世代が75歳以上、そして令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上になると、こういう状況がもう当然予測されるわけでありまして、マスコミ報道等によるとさらにそれが前倒してどんどん事態が進んでいる、この状況の中での2021計画であります。要支援・要介護認定者、そういう支援の必要な人が増加し、本当に多様化している、そして地域社会の担い手は現状減少している、こういう問題点の中で2021計画が昨年スタートしております。

国のほうは、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割、機能を果たす、それについての制度整備や取組の強化ということに基づいて、それぞれの我々自治体はこういう計画を作成し、現状、皆さん方が汗をかいていただいているわけでございます。

1点目の質問でございます。

この概要版、さらには議員のほうにはすごくこの概要版をまとめるに当たっての資料等も手元に頂いておられるわけでありまして、この1年進んでいく状況の中で計画がうまく進んでいる点と遅れている点、そしてまた遅れている点等予定どおりっていないその要因ということについて、まずご答弁をお聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、熊取町第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（いきいきくまとり高齢者計画2021）の中間年になる現状認識についてということで、1つ目のうまく進んでいる点と遅れている点、またその要因についてご答弁を申し上げます。

本計画は、高齢者が尊厳を持ち、住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるまちづくりを目指し様々な事業を展開しておるところでございます。特に、先ほどご指摘のとおり、団塊の世代、団塊ジュニア世代の高齢化を見据え、介護予防・健康づくりの充実、認知症施策の推進、担い手の育成などを掲げ推進しておるところでございます。

まず、うまく進んでいる取組といたしましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業、これを令和3年度から導入いたしまして、後期高齢者医療保険受給者を対象とした集団健診にて体組成計での筋力量の測定、フレイルチェックやフレイル相談を行い、個々に応じた介護予防事業にご案内するという、そういった体制を構築したという点でございます。

さらに、介護予防・生活支援サービスの一つでございます短期集中通所型サービスC、通称、町のほうではふれあい元気教室と呼んでおりますが、こちらの充実に取り組んでおります。この教室では、要支援1、2の認定を受けられている方あるいは事業対象者を対象に3か月の間、理学療法士など専門職の方による指導を受けまして、運動機能の維持向上や日常生活動作の改善を目指し、元気で健康な生活の継続につなげておるところでございます。令和3年度からは、介護保険新規申請者に対しまして窓口での聞き取りを開始いたしまして、ふれあい元気教室を利用することにより、生活機能の改善が見込める方に対しましては、その利用を勧奨することを行っております。利用者の方々からは、階段を上るのが不安で手すりを持っていただけれども階段を手すりなしで上れるようになったなど、効果を報告いただいております。

令和4年度は、さらに教室を多くの方にご利用いただけるように、教室を1クール増設いたしまして3クールとするとともに、広報など様々な媒体により、教室の周知・啓発に取り組んでおるところでございます。

続きまして、認知症施策の推進でございます。こちらは認知症サポーター養成講座の定期開催に加えまして、新たな取組といたしまして、地域の商業施設等の従業員の方向けにサポーター養成講座を開催することができております。

さらに新型コロナウイルスの影響によりまして、これまで地域で開催していただいております認知症カフェ（ひまわりカフェ）が中止されたということもございまして、認知症の方やその家族の方の居場所や憩いの場を確保するため、令和3年度におきましては、感染状況が落ち着いた時期に感染対策を徹底した上で、試行的にふれあいセンターでひまわりカフェを開催しております。利用された方々からは大変好評いただいております、令和4年度からは定期開催を予定しておるところでございます。

続きまして、遅れている点といたしましては、タピオステーションのいわゆる新規立ち上げが令和2年、3年となかったというところでございます。その主な要因といたしましては、ご承知のとおりコロナ禍での活動自粛や会場である老人憩いの家の耐震改修工事等が挙げられます。なお、タピオステーションにつきましては、これまで町ぐるみでの取組が評価されまして、令和3年度大阪府健康づくりアワード・地域部門におきまして最優秀賞を受賞いたしております。

令和4年度からは、立ち上がっていない地区へのフレイル予防とタピオステーションの周知を目的にお試し出前講座を行うなど、フレイル予防の啓発を積極的に推進してまいります。

次に、担い手の育成でございます。

総合事業の緩和型サービスに従事できる生活援助サービス従事者研修につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、令和2年、3年に予定しておりました研修会が中止となっております。令和4年度におきましては6月末にこちらを予定しております、開催場所あるいは参加定員などを設けまして、感染対策を十分に行った上で開催したいというふうに計画しております。

以上、当該計画の中間年度での進捗状況でございます。引き続き、当該計画の円滑な推進に努力してまいりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）どうもありがとうございました。

第8期まで経験をしている状況の中で、それと国の根本の話もさせていただきましたけれども、今ご答弁いただいたような状況の中については、国からの予算であるとか、やはりそういう本当に、我々は自治体ですけれども、そのやる気さえ持って、問題意識さえ持てば本当に活発にできるんだなというふうに思っていますし、本当に対象が非常に広いですし、個々の利用者の方のそういう健康状態、認知という話も出てきましたけれども、それぞれの個性やそういう状況に応じたきめ細やかな、そしてサービスを受けられる方、知らない方への周知、そういうこともご答弁の中で触れられておられましたので、どんどんそういう点は進めていっていただきたいというふうに思っています。非常に評価させていただきます。

やはり遅れている点の話もありましたけれど、これはもう本当にコロナ禍という状況で、例えばタピオステーション等でも地域に一番身近に出てきていただける憩いの家というのが集まれなかったり、あるいはもう一つの町としての重点的な耐震化工事ということもこの間重なっておりますので、これは徐々に状況が改善してまいりますから、その遅れている点については中間年、そして最終の来年に向けて、また担当部長のほうでの旗振りも含めてよろしくお願ひしたいなというふうに思っています。

概要版のほかに、先ほどもちょっと触れたように非常に細かい資料をたくさん我々も頂いてまして、その中で熊取町の高齢者を取り巻く現状というような形でも非常にデータを細かく、字も大きくしていただいております。そういった状況で、先ほど冒頭の数字の点でも触れましたけれども、

やはり推計値というんですか、そういうのが例えば熊取町高齢者を取り巻く現状の12ページとかそういうようなところ、あるいは人口ピラミッドの推移とかいうような形で出ています。これは、こういうほぼ去年の数字と今年の現状というようなことで後からについてくると思うんですけれど、推計に誤りとか誤差というのはそんなにはないですか、感じとして。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）高齢化等について、大きく数字が変わってきているという状況ではございません。ただ、長いスパンでの話になりますとこれからの話になりますのであれなんですけれども、ここ何年かという分についての高齢化あるいは対象者の数、こういったことは、増えることはあっても減ることはないやろうなという、そういうような状況でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）そうですね。そういうところは本当に社会情勢とかそういうようなことで日々変化も来るわけですが、根本的に計画を立てた柱というのは揺るがずに、どんどんやっぱり理想を目指して推進していただけたらいいなと思いますし、我々議会もバックアップを全面的にしたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2項目めで、要支援や要介護認定者の増加率を軽減するための取組ということでご答弁を用意していただいていたならば、それをお願ひしたいと思います。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、2点目の要支援・要介護認定者の増加率を軽減するための取組についてご答弁申し上げます。

第8期計画では、今後、団塊の世代が75歳以上に、また団塊ジュニア世代が65歳以上となり、要支援・要介護認定者などの支援を必要とする方が増加することを見据え、先ほどのご答弁と重複する部分がございますが、重点項目の一つの柱といたしまして介護予防・健康づくりの充実を掲げ、様々な事業に取り組んでおります。中でも要支援・要介護状態、いわゆるフレイルということにならないため、身近な地域で運動や地域の方々と交流を継続できる集いの場といたしまして、タピオステーションの全地区への展開が健康寿命の延伸につながるというふうに考えており、立ち上がっていない地区へは、先ほども申し上げましたお試しの出前講座などを行うなど積極的な推進を行うとともに、新型コロナウイルスの影響によりまして中止していた地区につきましても、再開に向けた支援など継続的な支援についても行ってまいりたいと考えております。

また、そのほかに要支援1、2の方及び事業対象者の方を対象とした介護予防・生活支援サービスの一つでございます短期集中予防通所型サービスC（ふれあい元気教室）の充実、こちらのほうにも取り組んでおります。この教室は、先ほどもご案内のとおり3か月間、理学療法士あるいは運動指導士などの専門職の方の指導を受けることによりまして、運動機能の維持向上、日常生活動作の改善を目指せるものとなっております。また、教室の利用者の方へは送迎も同時に行っておりまして、利用しやすい教室となっております。さらに、教室終了後も個々に応じた社会参加などへつなぐ、そういった支援も行わせていただいております。より多くの方がこの教室を利用いただきまして元気になっていただけるよう、周知啓発に取り組んでいるところでございます。

このように、介護状態とならないよう、日頃から健康づくりや介護予防（フレイル予防）、自立支援の取組、こちらが大変重要になってきますので、各事業間の連携を積極的に図りながら住民皆様の健康寿命の延伸に取り組むことが、要支援・要介護認定者の増加の軽減につながるかと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）資料の3ページを見ていただけますか。これは地域包括支援センターのそういう業務を委託する際に、平成28年3月末に健康福祉部のほうから議員に情報提供資料という形で出していただいたものでございます。平成26年実績から積算して、それぞれ一般介護予防以下、認知症対

策まで5つの項目に分けて業務量見込みという形で示されています。これは当然、26年実績から今後ずっと増えていきますよと、ですからそういう地域包括支援センターについて、より便利な場所によく動ける体制、そういったところを業務量に見合せてサービス向上という点から委託しますよというときの資料であったと思うんですね。

今もございましたように、どんどん高齢化がさっきから言っているように進んでいます。そういった状況で、この当時の表の右に業務量見込みという形で書かせていただいているんですが、ざっとでいいんですけども、これが今現在の数値としては地域総括支援センターでこういう業務量、実績としてどれくらい上がっているか、出ますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）議員提供資料ということで頂戴しておりまして、今、令和2年の実績の分を少しメモで拾っておるんですけども、まずは一般介護予防事業、こちらのほうでございますが、これは業務量見込み200件というふうに書いてございます。介護予防事業参加者へのフォロー、ふれあい元気教室を使った人は3年間フォローをするような仕組みになっております。そういった実績の数が令和2年実績では207件となっております、コロナの影響等も加味しますと一定の伸びがあったのかなというふうに考えております。

それから、独居高齢者への見守り支援、これも年2回実施いたしておりますけれども、こちらの対象者が151人ということになりますので、これはほぼ見込みに近い形になっております。

それから、総合相談事業、こちらのほうは3,000件以上ということで、もうまさに見込みのとおりこちらのほうは非常に件数、特に電話相談も含めまして相談が非常に多うございます。令和2年の実績が5,946件ということで、見込みのほぼ倍近くになっているというような状況になっております。

それから、権利擁護についてでございますが、こちらのほうは個別のケースとしてはあまり多く上がってきてございません。ただ、相談対応でほぼ解決し、そして虐待対応というところにまでいかずに済んでいるというところがあるのかなというふうに考えております。こちらのほうは、件数といたしましては14件というような形で、これはかなりいわゆる虐待対応、そういった対応という重い件数やと思っただければ結構かと思えます。

それから、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、こちらのほうはもうまさにそこに書いてあるいわゆる事務内部での連絡会、それから地域ケア会議など、これはもう随時そちらに書いているとおり実施をいたしておるところでございます。

それから、認知症施策の認知症サポーター養成講座、これは先ほどご答弁の中でも申し上げましたとおり、コロナの関係等もございまして、どうしても開催回数は想定には至っておりません。

それから、認知症カフェの実施についてもこれは随時ということで、こちらのほうは令和2年度におきましては2回実施されております。

それから、徘徊模擬訓練、こちらのほうは年1回以上となっておりますけれども、予定しておりましたけども中止せざるを得ない状況で、令和元年度には計画どおり1回の実施をさせていただいておるといふところで、ほぼ委託業務については網羅されておって、一定の伸びがあって、包括支援センターのほう、こちらのほうも実施に当たっては運営部会というのを設置しております、その運営の評価、それからどういふような思いでこれからやっていかなあかんのかというような運営方針等もきっちり策定した上で実施いたしております。こういったようなことで、包括支援センターにつきましては今後も業務が伸びていくのではないかとこのように考えているところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ありがとうございます。

委託業務にして、本当に裾野が広いですし、皆さん方の体制もそれに見合せて増やせるというよ

うな余裕もない、そういう状況の中で民間の方と地域の方と一緒にあって熊取町の高齢者を守るんだと、こういうことで委託業務としてスタートしているというふうに思うんです。

4ページにそのときの予算ベースの事業比較という形で、これもその当時の平成27年、28年というような数字なんですけれども、現状、令和3年の実績あるいは4年のここに書いているそういう専門職の配置であるとか、それについても簡単に数字とか教えてもらえますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）令和3年度ベースで予算額3,400万円、当初3,000万円から400万円アップをさせていただいております。こちらのほうにつきましては、人員を6名から7名、1名増員させていただいております。専門職である社会福祉士1名分の増ということになっております。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ありがとうございます。

全体的な体制の中で、苦しい状況の中で、やはり福祉という面については人材、人がかかるしお金がかかるということは重々理解をしておりますから、今後もそのサービスを向上させていく、健康なお年寄りを少しでも長生きしていただいて地域で住んでいただく、こういう信念を持ってやっていただけたらいいなというふうに思っています。またいろんな状況の変化等があるかと思いませんけれども、そういったときは庁内の中でも町長も含めて、やはり福祉ということは本当に大きな柱ですので、今後ともそういう部分をやっていただけたらなというふうに思います。

3点目、その中でも特に高齢者という部分で、高齢者のみの世帯6割以上で要支援者の約3割が独り暮らしをしていると、こういうデータがあります。町が行う独居高齢者見守り事業の取組状況についてご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、3点目の町が行う独居高齢者見守り事業の取組状況についてご答弁申し上げます。

本町の同居高齢者見守り事業といたしまして、独居高齢者等を対象に急病や災害等の緊急時において第三者に通報できる緊急通報装置貸与事業を行っております。この事業は、利用者が緊急時にペンダントや通報装置のボタンを押すと受信センターのほうへつながり、そこから地域の協力員やご家族へ連絡をされ、安否確認が行われるというものでございます。また、必要に応じて受信センターから救急搬送を要請するというのもできる事業となっております。令和4年3月末現在、緊急通報装置利用者数は185名となっております。

また、緊急通報装置以外の見守り支援事業といたしましては、平成29年度から開始いたしました高齢者見守りネットワーク事業がございます。この事業は、事前に登録いただいた協力機関に日頃の業務の中で町内の高齢者を温かく見守り、異常などがあつた場合に連絡をしてもらうことができるというもので、支援が必要な高齢者を早期に発見・支援することができる事業となっております。

そのほかに、毎年、町が小学校区ごとに実施しております高齢者への見守りアンケートにより把握された支援が必要な方については、地域包括支援センターが定期的に電話や訪問するなど相談支援を行わせていただいております。また、地域の民生委員・児童委員の方々との連携、協力により、支援が必要な方を早期に発見、早期に必要な支援につなげているところでございます。

このように、行政や地域包括支援センターだけではなく、地域の皆様方のご協力を得ながら高齢者の見守り支援を重層的に行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）これから非常に増えてきますよね。人口の数字等でもその部分がある年から、例えば人口推移の後期高齢者の割合というのが、令和3年（2021年）が47.9%が第9期が予定される2025年には59.4%ぐらいになるというような実は数字も出ています。今ご答弁あつたように、そう

いう見守りも含めてやっていかないかんし、熊取町は自治会の中でも福祉委員会等も立ち上げてやっています。また別の問題で自治会の問題もあって、なかなか組織はできたけれども、これもコロナ禍も影響があると思いますけれど、どうまく行政の皆さん方とタッグを組んで親密に連携を取ってやっていくか、せつかくある組織をどう活用して、皆さんも意識を持って気持ちよく動いていただけるか、それはやはり大変重要なことだと思っています。

先ほど3ページの地域包括支援センターの委託業務のところの表を見ていただいたんですが、その2として町事業として枠がくくっています。こういう状況の中で、今ご答弁にあったような各種施策の総括的事業、新たに取り組む事業というようなことが今の答弁の中にも触れられておられたと思うんですが、ここに書いてある2点目、成年後見制度等町長申立てという欄があるんですけども、これの現状はどういうふうに今捉えておられますか、今の動き。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）成年後見の申立て、これは件数的にはもうごく少数となっております。こちらのほうの制度をご利用ということになりますと、いわゆる市民後見の話であったりとか、そういった方の養成ということも先決になってまいります。また、その方々にはかなりのご負担ということにもなりますので、やはりこの辺はまずは専門職の方の後見人設定ということになっていくのかなというふうに思っております。町といたしましても、市民後見につきましても対象になっていただけるような方をまた周知して募っていくというようなことも今後やっていかなあかんわけでございますけれども、まずはしっかりと専門職の方へのつなぎということを行っていききたいなというふうに考えております。

それから、こういった地域でのお困りになっている独居の高齢者、見守りが日常的になかなか手の届かない方に対しての見守りの支援、こういったことを包括支援センターもはじめ、あるいは社会福祉協議会もはじめ、そして町の担当、それから生活福祉のほうに配属しておりますCSW、そういったいろんなチャンネルを介して、先ほどご答弁申し上げましたとおり、まさに重層的な取組で、一人も見逃さない、取り残さない、そういった対応を今後も続けていきたいなというふうに思っております。これは、先ほど議会も挙げてご支援させていただくというふうにおっしゃっていただいたとおり、もう本当にご協力のほどぜひともまたお願いしたいなというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）後見制度の形というのが行政で、もう少し熊取町よりも深く関わっている市町村等もやはり今あります。そういったところも見ていただいて、何を言いたいかという、やはりご高齢になって、先ほど来いろんなメニューであるとか地域の人たちの見守りであるとか、そういう人からの情報を得て、こういう方法もあるよというような形をもっと知らせることがまず必要なんです。知らない方がたくさんいらっしゃるんで、それをどうつないであげるかというような形を行政としてはまずは尽力いただけたらなというふうに思っています。

実際、本当に高齢独居、あるいはご夫婦がいてもどっちも高齢で、なかなか自分から情報を取りに行くとかそういうことがかなわなくて、そういう制度があってももっと複雑な任意という状況でそういう後見制度を利用できたであろう方がさらに認知が進んで、そうなるもまたもう一つややこしい手続というふうな段階になってしまうんで、任意の段階でどうそういう状況でそういう方向性を教えてあげる、あるいは家族の方にそういう説明をしてあげるというサービスが、ぜひ行政のほうで今後つくっていただけたらありがたいなというふうに思っています。

今日の2ページの資料の形を見ていただきたいんですが、非常に概要版でこういう形ということを示していただいている、見開きで見やすい表だというふうに思うんですけども、やはり介護人材が、令和22年（2040年）までの期間で令和17年（2035年）に需要のピークが来ると、介護人材、その必要数が専門職のみでは介護を必要とする高齢者を支え続けることは困難なんだと。現在までの取組に加え、従来の支える側、支えられる側という関係性を超えた、人と人や社会のつながり

の中で元気な高齢者が介護の一翼を担う地域づくりが必要やというようなことをまとめられています。ピラミッド型が、それがもう一人が背負うような形になるんやということも人口ピラミッドの中でも言われているように、いかにそういういろんな事業の中で高齢化というか、運動機能や認知機能をできるだけ正常な状況を長引かせていって、その間その人たちが助けられる人でやりがいも含めて地域でお互いが支え合っていくんやと、こういうふうな、理想を言えば切りがないんですけども、行政としてはやはりそれを目指してやっていただきたいなというふうに思っています。

窓口へ行っても大変親切に対応していただいて、分かりにくい言葉をちゃんとかみ砕いて言うてくれて、行ってよかったわという喜びの声をよく僕、聞きます。お役所で、ここへ書いてあるからこれを読んでいってというような対応、それも役所の対応としてはあり得るわけやけれど、少なくとも私たちの熊取町の窓口というのは、そういう福祉に対しての部分については本当に優しく丁寧にやっていただいているという評価、これはもうありがたいです。だから、ぜひともそういう部分を熊取町のこれはもう文化として、ずっと今まで社会で貢献していただいた方が老後を気持ちよく、できるだけ元気に過ごしていただけるような形を行政として我々としてどうつくっていくかという、これは大変重い課題ですけども、ぜひとも、今後ともまた町長を含めよろしくお願ひしたいというふうに思います。

1点目は以上で終わらせていただきます。

次に、防災対策について通告させていただいています。

3月議会の運営方針の中で、防災についてということで、全地区で結成されている自主防災組織及び本町で育成した防災士向けの防災研修会などを通じて、自助・共助を基本とする自主防災活動に必要な知識、技能の維持向上を図るとともに、自主防災組織連絡協議会と連携し、地区別自主防災マニュアルの作成支援を推進していきます云々、こういうことがいろいろ書かれております。

それで、これは3月の町長の町政運営についての防災、本当にトップでそういうふうな太字で書かれたところを今読んだんですけども、今、令和4年が始まりました。ともすればコロナ禍が続いたからこれができてないんやとかいうふうな、それはその理由は分かるんですけども、しかし、災害というのは実は待たないんやとですね。私自身、災害関係での質問は令和元年3月、6月、令和2年6月、今までやらせていただいています。特に令和元年3月は、前年の9月に台風21号が来まして、非常に本当に防災に関する関心、もう何とかこれは大変やぞと、気象が相手、地震とか自然が相手やから、いつ何が起こるか分からへんと。本当に備えを常にということを常に考えて、その日のためにできるだけのことをやらないかん、こういうことを防災元年と位置づけて議会でやった記憶があります。その部分で、今時点での具体的なスケジュールというものについてお聞かせをいただきたいというふうに思っています。

1点目、地区別自主防災マニュアルの作成についてご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、防災対策についての1点目について答弁申し上げます。

地区別自主防災マニュアルの作成についてですが、これまでも文野議員から、またほかの議員からもご質問いただいているところで、コロナ禍により積極的な働きかけを控えざるを得ない状況が続いておまして、なかなか作成まで至らなかったものの、昨年度は大久保区及び大宮区の2地区におきまして完成していただいております。今年度に入り、この動きをさらに加速していけるよう、4月下旬から5月上旬に開催されました各小学校区の福祉委員会の総会におきまして、お時間を頂戴して趣旨の説明等、作成のお願いをし、このほど自由が丘地区でもマニュアルを作成されたところですよ。

また、徐々に各区・自治会活動が平常化しつつある中、自主防災訓練を実施される際にはマニュアルの重要性の説明及び作成の依頼を丁寧に行うとともに、自主防災訓練のメニューを町職員も参加するマニュアル作成の勉強会等に振り向ける働きかけなどを行っており、加えて、率先して作成していただいた大久保区のマニュアルについて参考とさせていただくことのご了解を得た上で提供さ

せていただくなど、より取り組んでいただきやすいようにして作成の推進を図っております。

今後は、まず6月に自主防災組織連絡協議会を開催し、マニュアルの早期作成のお願いをしつつ、自主防災組織間で情報共有を図り、作成推進の機運を高めてまいります。その後も個別のアプローチを継続的に行いながら、秋以降には状況を確認する機会を設け、問題点があればその解決に向けたサポートを行い、年度内には少なくとも目標の10地区で作成していただけるよう努めてまいりますと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）コロナ禍でなかなか集まれなかった、それもあります。しかし、先行しているというのはどんどん走っているということじゃなくて、危機感が強い自治会があるんですよ。そういう意味で今日ちょっと資料5ページ、6ページと見ていただきたいんですよ。

これは、北小学校の体育館が避難所というような形になっている希望が丘の中でやって、本当に先行的な事例になるんじゃないかなと思っています。一つ一つ自治会で立ち上げてやっていただいているということ、これも大事やけれども、本当にいつ何どきそれが、避難所の場所だけ決まっているだけでどう設営するんやというようなことが、もうびったり令和元年の防災元年からまだ止まったままと僕は思っているんです。それを何としてもやっぱり実のある活用できるものを作らなければいけないということで作っています。

初めの5ページを見ていただきたいんですけども、5ページは北小学校避難所運営マニュアルというような形で、その中で、体育館に先着した人は役員の到着を待つことなく次の要領で始めてください、これは、もうそういう防災倉庫にこのボックスを置いているんです。そのボックスには、まずボックスの保管場所を全部に周知していかないかんのですけれど、中に封筒が入っています。封筒には番号がついています。番号を付された封筒の中に避難所運営の手順書が入っています。到着した人に必ず番号順に封筒を1枚ずつ手渡してください。手書き書には作業に必要な人員が記載されていますので、到着した人をグループ分けして渡してください。こういうふうなことで、そして5ページの上の写真を見ていただけますか。この1から6までの封筒がまずそこに入っています。それは、封筒1には学校施設の安全点検、被災状況により北小じゃなくて北中になる場合もあるんですが、チェックシートによる点検であるとか、体育館の照明チェック、ライフライン、緊急の給水弁、危険箇所への立入禁止措置、封筒2は避難所開設準備で2、3、4があり、体育館のレイアウト作成、トイレの設置、教室等の割り振り、こういうことが書いています。5には受付開始、案内誘導、受付名簿の作成、ペット種類のチェックであるとか、避難所生活、ルール施行、避難所案内図の施行、6には避難所運営委員会の開催、参集者による活動班の編成・実施、班ごとの活動内容の周知徹底、役員及び活動班による避難所生活の調整、熊取町との連絡調整、こういうふうな形で、もう具体的にやることを書いているんです。

今までの各議員もいろいろ質問した中で、熊取町の言うこういう指示書を町の防災倉庫に置いているからとか、あるいはいつ何どき何時に起こるや分からへん、夜中に起こるや分からへん、誰が一番先に鍵を開けるのかも分からへん、そういった状況の中で、まず駆けつけたらやってくださいということをして指示しようというふうにしているんですよ。

そして、下の欄を見ていただけますか。6ページの下、これも実は入ってしまっていて、手順書を封筒に入れて参集した人から開けるんですが、手順書1、学校施設の安全点検、2、体育館のレイアウト表示、3、トイレ、これ、先ほど言ったように、そういうふうなものがきっちりその中に入っていて、まず来た人からそういう形をやっていく。ですから、当然これから北小区域の防災訓練とかいうことになれば、まずこういうことの経験からまず始めていこうということなんです。

その中で今問題なのは、一つは、北小はニュータウンの3自治会だけじゃなくて、ほかの地域の方との連携があります。ですから、そういうところの横のつながりは、やはり町も責任を持ってどんどん進めていってほしいと思うし、先ほどご答弁あったできていないところはこういうのを作っていきますというところに、もうこういうできているというか、改良ありですけども、ローカル

ルールがあるかも分かれへんけれども、基本的にこういうふうなことが一番いざというときに大切なんだという価値観を役所でおられる皆さん方がまず持っていただいて、こういうことを参考にやってみようということ、どんどん使ってほしいなという思いで、今回これをオープンすることをよく了解いただきました。ですから、ぜひそういうふうな活用をしてほしいというふうに思っています。

もう時間もないんで、資料的にまたお渡ししますけれども、そういうことをぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思っています。

それと、先に答えがあるやろうから、2番の総合防災訓練についてのスケジュールを言ってもらえますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、総合防災訓練について答弁いたします。

本町の総合防災訓練につきましては、平成9年から平成28年度にかけてこれまで11回実施してきたところで、その訓練の内容につきましては、防災関係機関や自主防災組織等地域住民の方々の参加の下、町民グラウンドに一堂に会して、防災関係機関が相互連携する主として展示型の訓練を実施してまいりました。

6年ぶりに本年10月23日に予定しております総合防災訓練につきましては、大規模災害時における地域防災力の実力のさらなる向上を目指すべく大幅なリニューアルを図る予定としており、その訓練内容の概略といたしましては、大地震の発生を想定し、全自主防災組織の参加の下、地域での安否確認などの自主防災活動を行い、その後は各地区自主防災組織や防災士等による町指定避難所である全5小学校及び熊取南中学校への避難、そして、当該6か所の避難所開設などに至る熊取町全域での住民参加型の総合防災訓練を実施する予定としております。

また、この訓練においては、町においても実態に即して災害対策本部を立ち上げ、昨年度購入したドローンをはじめ、情報通信機器を駆使して情報収集を行うとともに、その情報を現場、避難所及び本部でリアルタイムに共有し、適切な対応が行えるよう訓練してまいりたいと考えております。

このリニューアルした総合防災訓練により、全小学校区において住民の皆様それぞれがお住まいの地域で大規模災害時の動きをシミュレーションし、実際に避難行動を取ることで、住民一人一人が自助・共助の意識をさらに強め、防災についての知識及び行動力を獲得していただくことにつながるとともに、本町にとっては、町全体が一体となって災害への備えを進めていくための新たなヒントを得る大きなチャンスとなるものと考えております。

この訓練の実施に向けては、1点目のご質問で申し上げた6月の自主防災組織連絡協議会において、また7月には町政連絡事務嘱託員連絡会にて新たな住民参加型総合防災訓練の説明と協力をお願いをいたしますとともに、さらに実りのある訓練とするため、防災士等にも参画いただきながら関係機関と協議・調整を行ってまいります。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）すみません。続いて、3番目の空き家等の件数、老朽化の危険度等の実態現地調査について簡潔にお願いします。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）それでは、防災対策の3点目についてお答えいたします。

町内の空き家の状況については、5年ごとの住宅・土地統計調査に加え、平成30年には自治会のご協力をいただき、空き家の件数把握に努めてまいりました。

令和2年策定の熊取町空家等対策計画でありますまち育てプランでもお示ししておりますが、平成30年の住宅・土地統計調査においては町内の空き家率は府下で最も低いと推計されていますが、平成20年度や平成25年度の調査結果に比べれば空き家は増加傾向にあり、今後の対策を検討するためにも実態調査が必要であると考えています。

今年度の空き家実態調査では、町内全域を対象に、増加する空き家の件数を把握するだけでなく、

将来、老朽化により周辺への悪影響を及ぼす可能性のある空き家についても実態を調査いたします。この調査の成果を生かし、今年度内に学識経験者から成る空き家等対策審議会を開催し、熊取町により即した空き家対策についてご審議いただき、令和6年度を目標にまち育てプランの見直しと併せて具体的な施策の実行につなげてまいりたいと考えております。

また、防災対策としましては、住宅の耐震化率の向上についても、令和7年度の耐震化率95%の達成に向け今年度、空き家対策と併せて取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ありがとうございます。

先ほど、福祉の独居だとか高齢者世帯の話をしましたけれども、やはりデータはお互いに持って、さっき言うた福祉の独居、2人老夫婦あるいは独居、そういう人がもう必ずそこがまた空き家につながっていくんですね。そういうデータもお互い共有しながら、本当に先を見越した形をぜひやってほしいなというふうに思います。

資料の7ページ、8ページ、9ページ、「災害が起きたら必ずペットといっしょに避難」ということで、この問題、令和元年3月議会でも、私も和歌山の紀美野町へ行ったときにこの資料を手に入れて、そのときもペットの問題についても提起したんです。その後も、直近では令和3年6月議会で渡辺議員のほうからもペットの同行避難についてということがあります。そのとき明松総合政策部長のほうから、ペットについて場所を決めるだけのことで、これは至急我々のほうで責任を持って決めたいという答弁があったんですけど、これはもう一度こういうまとまったものを見ていただくと、グラウンド、ここにペットを置いてくださいというような形で済むような部分やなということを当時答弁されたのではないかな、非常に浅いなと思っています。ここにあつているように、ペットと一緒に避難、準備が大切とあります。やはりマナーであるとかそういうこと、そしてペットに対しても教育しておかないかん。あるいは今チップを埋めるとか、やっぱり大震災のあったときに東北ではそういうペットの行き場がなくなり大変だったということもあります。ですからそういったことの教育もやらないかんなど。

ここから要望なんですけれども、災害は災害で避難所の問題とかこういうことはどんどん担当課でやっていただかないかんけれども、こういう啓発については、リニューアルした広報くまとりでやっぱり毎回うまくそういうふうなシリーズを組み立てて、今もう本当に老人宅で、外で飼うイメージではなくて中でおるペット、そういうふうな方がたくさんいらっしゃいます。生きがいにされています。ですから、そういう方にとっても広報くまとりで、避難ということについても我が子と一緒にやというんやったらきっちりやりましようねというふうな形のものをお願いしたいなと思っています。

それともう一つ、ちょっとこれは通告していないんですけども、最近の中で、防災部署に女性職員がゼロのところは6割あるというようなことが出てまいりました。テレビのニュースでもやっていました。2021年12月末時点の状況で、全国の1,741市区町村で61.9%に当たる1,078市区町村で防災・危機管理部局に配置されている女性職員はゼロだった。熊取町はどうでしょうか。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）熊取町におきましてもゼロの状況でございます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）いいです、もう時間ないんで。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）会計年度任用職員の1人、参画いただいております。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）これ、なぜ問題かというのと、この間いろんな議員が質問に立たれた中で、やはり女

性目線で、液体ミルクだとか生理用品だとか備蓄の備品の問題でもそういう話が出ていたでしょう、トイレの問題にしたって。やはり避難所運営や備蓄用品に女性の視点が反映されない。ですから、意識してそういうところに女性職員もちゃんと職員として配置するというのをやってほしいなというふうに思っています。

それと、最後の要望ですが、熊取町、学校、自治会、これの三者協議が進んでいません。いつぞやの渡辺議員の質問の中でもそういう指摘を鋭くやっただいています。ですから、まずさつき提案したような運営マニュアルを作るにしても教室の問題がどうしてもクリアできませんから、三者協議も併せて早急に動き出す、こういうことをお願いしたいというふうに思います。

もう時間がないんで、教育長にもお願いしようと思っていたんですが、前任を引き続いてやられていますので、三者協議ということで、学校がやはり避難の今、熊取町は拠点ですので、そういう、どこをどう使ってということについて町の担当のほうと教育委員会と向き合ってやっていただけたらなというふうに思います。

時間が来ました。そういうことで、トップバッターを務めさせていただきましたけれども、今までの防災についても福祉についても初めてではなくて継続して今後も意見を言っていきたいというふうに思いますので、ぜひとも、要望したような点はもう次の質問の中に入れなくていいような形でお願ひしたいなというふうに思っています。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、文野議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため1時まで休憩いたします。

（「11時53分」から「13時00分」まで休憩）

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）通告に従いまして、私のほうから大きく3点、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、4月1日に京都大学複合原子力科学研究所のほうから決定され、4月5日にKURの廃炉が決定したと記者会見がありまして、同日その資料については町の担当のほうから議会のほうにも提供があり、翌日の6日に新聞に掲載された内容について、KURの廃止については既にいろんな会議でアメリカのウランの引取りの件とか老朽化の件とか含めて話は出ておりましたけれども、前回の3月議会以降大きな変換がありましたので、この件について質問させていただきます。

まず、熊取町のここ4、50年の発展に関して、京都大学研究用原子炉が占めてきたことについて質問させていただきます。

私の認識では、昭和35年に熊取町の朝代地区に研究用原子炉が決定し、39年に臨界に達して完成し、その後、39年10月にJRの熊取駅に快速停車、それから昭和45年に、都市計画法の新設に伴って熊取町の用途地域が住宅がたくさんできる市街化区域に指定され、その後、昭和60年に明浄短大並びに関西鍼灸短大が設立され、平成元年に大阪体育大学が誘致されたというこういう件について、京都大学の複合原子力研究所が大きく影響し、まちの発展を支えてきたと認識しておりますが、この現状認識について町のほうの所見をいただきたいと思います。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、京都大学複合原子力科学研究所の今後と熊取町の発展についての京都大学複合原子力科学研究所が熊取町の発展に尽くした現状認識の1点目、関西研究用原子炉の誘致と設置はどのように寄与したかについて答弁申し上げます。

昭和38年4月に京都大学複合原子力科学研究所が設置、昭和39年3月には研究用原子炉であるKURが竣工されました。続いて、昭和39年10月にJR熊取駅が快速停車駅となったことを契機としまして、大阪市内まで快速で約30分の利便性により人口が急増し、農村型集落から大都市近郊住宅

都市へとまちの姿を変えるとともに、関西医療大学、大阪観光大学、大阪体育大学が設置され、学園文化都市へと大きな発展を遂げるなど、関西研究用原子炉の誘致と設置は本町のまちづくりに大きく寄与したものであると考えております。

以上、答弁といたします。

議長（二見裕子君） 田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）ありがとうございます。認識を同じくしておると確認いたしました。

熊取町の歴史をまとめた熊取町史の編さんに当たりまして、「熊取町史紀要」の第4号で京都大学研究用原子炉の誕生という近現代史の史料が編さんされまして、その中に当時の町長から今の認識も同じようにされていたところなんです。これが、先ほどお話しさせていただいたように、4月に一番中心となったKURが廃止という中で、今後新たに研究棟の改修を、現在工事を行っておりますけれども、今までKURが研究の中心であったBNCTとか人体に対するがん治療の拠点が、昨年計画されております福井県の「もんじゅ」サイトでの新たな研究炉の計画が進められ、この中でそういう研究もされると聞いております。熊取町にとって大きな転換点と考えておりますけれども、その認識を教えてください。

議長（二見裕子君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 次に、2点目、KURの廃炉や研究棟の改築と拡充、もんじゅサイトの新たな研究炉に対する町の認識についてご答弁申し上げます。

これまで京都大学の附属機関が所在することをまちの誇りとして感じながら、研究所との間で共存共栄の関係を築いてまいりました本町にとりまして、研究炉において蓄積されてきた研究成果を地域にどのように還元していくものかを考える上で、KURの廃炉や研究棟の改築と拡充、「もんじゅ」サイトの新たな研究炉につきましては、議員ご指摘のとおり、これらの直近の動向が本町のまちづくりにおいて転換点になるものと認識しております。

以上です。

議長（二見裕子君） 田中豊一議員。

1 番（田中豊一君） 認識は同じくというふうなご答弁をいただきましたですけれども、2026年5月以降、KURが廃炉され、新聞報道では廃炉以降10年ぐらい置いておいて放射能の減るのを待って研究炉の解体、これはほかの商業用の原子炉の廃炉につなげる研究をするんだというふうなことが出ておりました。京都大学複合原子力科学研究所との今後の連携、これをまちの発展にどう生かすか、ビジョンはあるのか、そのあたり教えていただけますか。

議長（二見裕子君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 次に、3点目、2026年5月以降の京都大学複合原子力科学研究所との連携と町の発展について答弁申し上げます。

KURの運転が停止される2026年5月以降、研究手法や研究内容が大きく変わることから、現在、研究所において、KUR運転停止後の新たな研究計画策定に着手したと聞き及んでおり、今後も研究所との情報共有を緊密に行いながら、研究所において蓄積された研究成果を地域にどのように還元していくのかという視点から、2026年5月以降の京都大学複合原子力科学研究所との連携の方策を共に検討してまいります。

また、KURは運転停止となりますが、廃炉作業には一定の期間が必要となります。廃炉となり、将来的に放射線の警戒区域が縮小となれば、研究所敷地の新たな活用について可能性が出てまいりますので、地域の活性化、町の発展につなげるため、研究所と協議を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 田中豊一議員。

1 番（田中豊一君） 私が言うまでもなく、今ご答弁いただきましたですけれども、熊取町全体の発展に寄与されてきた京都大学のKURを中心にした研究所、以前は地元雇用とかも結構生んでいまして、近くの方が中の施設の維持管理、外の植木関係とか草だとかいろいろ、研究所の中の維持管理に

携わっておったんです。最近はそのような話もあまり聞かないですけれども、今後、そういうことも含めて考えていく必要があるかなと。

ご存じのように、私の家はKURのEPZに入っていて一番近いところで、地域がこの誘致に当たってはすごい努力をされて、議会も町もKURの誘致に携わってきたわけですが、その中で反対議論があったりとかという中で、大阪府の原子炉審も含めて町の努力もあって研究用原子炉が熊取町に設置され、その後、いろいろな原子力や放射線の研究のメッカとして進んできたわけです。

KURの廃止というのは、全部がなくなるわけではないんですけれども、一番大きな中性子源がなくなるということで、今後、先ほどの答弁にもありましたですけれども、まちの発展を支えるのに、研究者である研究所のほうだけの考え方で進むのではなく、町としてまちの発展に進められるような、そういうふうな要望等をしていく予定があるかどうか、できたら町長の答弁をいただければありがたいです。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）2026年、KURが廃止の方向で動いている中で、それに向かっていろいろなことを協議しなければならないというふうなことは認識してございます。両者、緊密に連携を取りながら、両者の利益となるような、そういった方向性の協議を進めていくべきではないかなというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ありがとうございます。具体的にまたお願いしたいと思います。

先日、5月18日に議会の政策検討勉強会ということでアトムサイエンスパーク構想の特別委員会が企画していただきまして、BNCTの現状と今後の展望についてという勉強会を我々は受けました。そういった中で、将来展望というのはいろいろな壁やハードルがあるというのは聞いているんですけれども、どうも話を聞かせていただくと、今ある加速器が安定的な中性子のものになるのかどうか若干疑問があると。そういう中で最新式のもっと強力な中性子源になるような加速器の設置についての可能性を質問したんですけれども、これは予算とか国の計画とかそういう中で、すぐには難しいと思うんです。そういうふうな要望とか、BNCTの今までの進んできた研究の中で熊取町がBNCT研究のメッカとして続けられるかポイントになると思うんですけれども、そういうふうな要望をしていく予定があるかどうか、教えていただけますか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）私も勉強会に参加させていただいて、同様の質問、説明を聞かせていただきました。

一つには、今、加速器自体が1台しかなくて、今後やっていく研究の中で加速器の性能の向上と、それと併せてまた薬剤とかのそういう研究もやっていくという中で、さらに1台あれば研究の幅も広がるというような、そういうお話をおっしゃっていたので、私どもはどんな形でそういう側面から要望できるかも含めて検討はしていきたいというふうに考えております。

ただ、費用がかなり莫大な施設となりますので、やはり私どもの声も含めているんな方のご協力も仰がなあかんときもあると思いますので、そのときはよろしく申し上げます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）突っ込んだ答弁ありがとうございます。

議会のほうも、町の活性化のためにはそういう要望なり、また各会派が連携して政治的な動きも必要かなと思いますので、今後は議会のほうでもそういう連携ができれば、町とタッグを組んで進めていきたいなと考えております。

もう一つ、その要望の中に、文部科学省が主催をしまして「もんじゅ」サイトにおける新たな試験研究炉の今設計等を進めているんですけれども、福井県のほうでの説明の資料を見ますと、やは

りその中では地域の方のBNCTに対する期待というのが非常に大きい。これ、資料を頂いたんですけれども、今年の3月24日に福井大学で開催された会議録なんです。そういう期待も大きいということで、そういう研究のメッカが、炉がKURは5,000キロワット、向こうの「もんじゅ」サイトのほうは完成するのは10年ぐらい先やという説明でしたけれども、2万キロワットということで、今後はそういうふうに変わっていく可能性もありますので、ぜひKURが動いている間、その後は例えば加速器を増設していただくとか、そういうふうな方向性を持って要望等を上げていただければありがたいなと思います。これについてはもう要望にとどめさせていただきます、なかなか答弁できないと思いますので。

1番目の京都大学複合原子力研究所の今後と熊取町の発展については以上で質問を終わりにして、次の2番目、小中学校での不登校対策についての質問に移らせていただきます。

令和2年度、3年度の実態と、コロナ禍では不登校が増加しているのではないかなと思うんです。たしか昨年の3年9月議会で、決算の折に小学校が9人、中学校で20人だと。これは一応基準がありますので、それにのっとった全国的な問題ですけれども、不登校という定義の中ではそういうふうに聞いていたんです。この2年間で、コロナで大きく変わっているように思うんです。

今日は子ども安全デーで私も朝立たせていただいたんですけれども、最近やはり登校が遅れがち、また欠席、そういう子どもが、私はここ4年ぐらい立っていますけれどもやっぱり増えています。これは実態として、名前も分かります。それは言えませんけれども、そういった中で増加しているのではないかなというのが本当なのかどうか、その内容を教えていただけますか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）それでは、2つ目の不登校生徒の年度ごとの状況とともに、1つ目、2つ目とご答弁をさせていただきたいと思います。

田中議員の小中学校での不登校対策についてのご質問の1つ目と2つ目、コロナ禍で増加しているか、また、不登校生徒の年度ごとの状況についてお答えいたします。

町立小・中学校における不登校児童・生徒数は、令和元年度は41名、令和2年度は37名、令和3年度は48名になっています。新型コロナウイルス感染症の影響を受けなかった令和元年度と令和3年度を比べると7名の増加となっております。これまでも不登校児童・生徒の推移には増減があり、コロナ禍の影響により増加したわけではないと考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ありがとうございます。

コロナによる不登校の影響はないと思われるということなんですけれども、ただ、不登校になっていないけれども登校が9時半だとか、それから帰りには急いで帰ったという、そういう子どもをよく見ます。予備軍と言ったら言い方が悪いんですけれども、そういう可能性もなきにしもあらずかなというふうに感じています。

対策として、熊取町では、町長が力を入れてSSWの、今年、新年度からも1人増員になりましたし、非常に力を入れてもらって、相談できる体制、また学校の先生ではない人が対応できる、また家庭訪問とかそういうことも頻繁にできる、そういう力を入れていただいています。

ちょっと字が間違っているので訂正してください。②の「適用」というのは「適応」です。この適応指導教室とか教育センターとかというのはうちは置いていないので、教育センターは市が皆置いていると僕は聞いているんです。よくこういう不登校とかいじめの話とかというのをすると、チーム学校という話がよく出てくるんですけれども、それも非常に大事です。そやけど、専門家とか、また違う機関が連携しながら一人の子どもを見ていく、また、学校に行けない子どもを違う場所で見ると、そういういろんなチャンネルが必要ということで感じているんですけれども、②の対策としての適応指導教室、ご答弁いただけますか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）では、続いてのご質問、適応指導教室の設置についてご答弁申し上げます。

適応指導教室は、現在、町では設置しておりませんが、民間施設との連携が必要との認識の下、令和4年3月に民間施設に関するガイドラインを策定したところです。

また、学校におきましては、本人や保護者のニーズや状況に応じて学力保障等個別に対応しております。また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとも連携しながら、チーム学校として組織的に子ども支援に当たっております。

学校外におきましても、町の教育相談や子育て支援課の相談員を紹介するなど課題解決に努めているところですが、今後、定期的に通学できるような施設や新たな方法について、他市町の事例を参考にしながら研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ありがとうございます。

学校のほうは、今回の議案でも学校の施設や備品を買ったり非常に忙しい。それと色々な課題、コロナ禍もありますし、ICTの導入だとか先生方に対する教務支援システムの説明会も最近あったと聞いていますので、そういうふうな動きだとか、いろんな多種多様の、聞いただけでも非常に多忙だなという気はしているんです。

ただ、ICTとかも使った上で今後は不登校に対する対応もしていくというのがこれはもう全国的な流れの中で、熊取町も取り組んでいかななくてはならないなというのものもあるんですけども、やはり機械による対応も大事です。そういうチャンス置くというのも大事ですけども、やっぱり直接子どもたちに対応していくという、これはいろいろ調べますと、令和元年に文部科学省のほうに通達で「不登校児童生徒への支援の在り方について」というのを基にいろいろ対応されていると。先ほどの外部の団体との連携というのもの、それに基づいて多分要綱を定めたんだと思うんです。学校に登校するというのも一つの方法ですけども、行けない子どもについては、例えば精神的なものとか家庭に問題を抱えられているというようなこととか、いろんなチャンネルで対応していく必要があるかなと。

それにはやっぱりフリースクールとか、中には、うちにはないですけど中学校の夜間学級だとか、そういうふうなものも手法としてはあるということが支援の在り方という中には出ていたと思うんですけども、適応指導教室とか教育支援センターを置かない熊取町においては、やっぱり民間の力も借りていくというのは非常に大事かなと思っています。最近、泉佐野市なんですけれども、昨年11月からフリースクールを始められたNPOがあって、昨年11月から3月末までの間に5人の方が来られたそうです。そのうち2人が熊取町在住の中学生と小学生だったと。2人とも半年通った中で学校へ行けるようになったというふうに聞いています。その子どもにどのチャンネルが合うかどうかというのはその子どもの置かれている状態によって違うと思うんで、相互に協力して補完していくということは意義が大きいなと思うんですけども、フリースクール、これ最近、岬町でも、もう廃校になりつつあるのか、ある学校でNPOを通して始まったと聞いています。熊取町でも例えばフリースクールが設置されるというふうになればどういった支援ができるか、教えていただけますか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）では、続いてのご質問、フリースクールを開くNPO法人への町や教育委員会からの支援については、先ほどの答弁のとおり、適応指導教室の在り方を考える中で民間施設への支援について検討してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）今、子どもが2人、中学生と小学生が通われていたと。やはり設備費だとか、NP

〇も全く奉仕でやっているわけじゃなくて、国とか民間の支援をいただきながら運営しているんですけども、当然経費も要るわけなんです。例えば熊取町で置くんやったらどこか場所を借りるだとか、それから当然PR費とか人件費とかそういうことは要るんですけども、そういった負担に対して大阪府下では今、大阪市が塾代等の支援で1人一月最大1万円ですか、そういう補助金を出しているんです。熊取町ではまだそういうことは実施されてなくて、周辺の市町村でもそういうことを考えていこうかというようなことは聞いていますけれども、やはり財源の問題とかがあってなかなかそこまでいっていないんです。

前に教育長とお会いさせていただいたときに提案をいただいた、例えば共同事業であるとかそういうふうなことの可能性というのはいかがでしょうか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）議員がお話しいただいているとおり、国の不登校児童・生徒の支援の在り方の通知の中でも、やはり適応指導教室の必要性というのはすごくうたわれております。手法もいろいろあるだろうと。その中で、例えば公と民の連携による設置であったり、あるいは公的施設活用によるセンターの設置、また民間施設への支援というようなことが書かれております。今現在この3つが具体的に国からは示されているわけですが、熊取町でできる形はどうかというところを検討してまいりたいなど。

どの子どもにとっても、学校へ行くことが全てではないと思っております。ただ、子どもとしてはやはり学校に行きたいなという気持ちもありながら、そこを別の居場所を持ちながら子どもの支援に当たりたいというところは、実際にフリースクールに通っておられる子どもも今、議員おっしゃってくださったように複数名、町の中でおるという現状もありますので、どの形がより子どもの支援、また学校との連携という意味でいいのかというところを検討していきたいというふうに考えているところです。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）再度同じことを聞いて申し訳ないんですけども、今、林理事からはそういう教育委員会の統括的なお話やと思うんです。いろんなチャンネルの必要があると。そういった中で民間のほうとの連携はいろんな形があるということなんですけれども、私、さっきちょっとお話しさせていただいた民間との協働事業、これは熊取町の誇るシステムだと思うんです。これについて教育長、今後、それは相手がありますのでどうなるか分かりませんが、そういうふうなことを取り入れてその民間団体と調整してみるとか、町の中での調整をしていくとか、そういうことはあり得ませんか。

議長（二見裕子君）岸野教育長。

教育長（岸野行男君）今、議員のほうからいろいろお示しいただいているところです。

先ほどから答弁で、繰り返しになるのでそこはもう控えさせていただきますが、教育委員会としまして、国の元年度の通知に基づきまして内部で今検討しているところでございます。

そういった中で、本当にどのやり方が一番いいのか、いろんな選択肢がある中で、協働であったりとか支援の仕方というのは本当にそのケースケースによっていろいろ手法も異なることになると思いますので、しっかり、要は子どもたちのためになるような教育、まさに国の通知が子どもたちの勉強、要は学力の、学びの保障にちゃんとつなげなさいよと。そういうところにつながるような仕組みづくりについてしっかり考えていきたいと思っております。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）令和3年度では48人ということで不登校の子どもがおると。予備軍もおる可能性があるということで、SSW、今あるスキームの中でやっぱり一生懸命やっていただく。チーム学校もそうですし、中心になるんでしょうか、大事ですけども、これをちょっとずつでも減らしていくのにいろんなチャンネルを検討していただいて、それが形になって効果が出るようにしっかり検討していただいた中で、民間の力を借りるのも一つの方法やなということがあろうと思うし、民間が

適当かどうかというのをやっぱり実績とかで見ていかないとしようがないかなと思うんで、そのあたり検討をお願いしまして、2番目の件については終了させていただきます。

3番目、大阪・関西万博の熊取町の活かし方について質問をさせていただきます。

2025年の大阪・関西万博の活用について何点かお聞きしたいと思います。

まず、過去に熊取町が取り組んだ国際イベント、ブリスベンの万博、花博へのだんじりの派遣、大阪での世界陸上選手権、世界陸上ですね。今度2025年に東京で取り組むというような話が出ておりますけれども、この大阪開催のときにはアメリカ合衆国の選手団が大阪体育大学での合宿を行いまして、交流だとかいろいろな子どもたちへの指導、また関空への出迎えとかいろいろなことで熊取町を盛り上げた。今回のチャンスを生かすべきだと思うんですけど、そういう考えはいかがでしょうか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、大阪・関西万博の熊取町の活かし方についての2025年の大阪・関西万博の活用の1点目、過去の成功事例を踏まえた交流事業等の検討について答弁申し上げます。

世界各国・日本各地から注目され、およそ半年間の開催期間中多数の来場者が想定される大阪・関西万博につきましては、その来場者の多くが関西国際空港に降り立つことが見込まれることから、本町の立地特性を生かし、交流人口や関係人口を増加させる上で貴重な機会であると捉え、議員ご指摘のとおり、これまでの成功事例も参考にしながら本町における交流事業を検討してまいります。以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）せっかく大阪でやるんで、別にだんじりを持っていけと言うているわけじゃなくて、いろんな形の交流が外国の方とか、また万博でのテーマに沿ったいろんなイベントや交通システムだとか、いろんなことを熊取町の行政に生かされるんじゃないかなというふうに思っております。

万博のテーマで考えますと、国際交流とか観光という意味では姉妹都市のオーストラリアのビクトリア州のミルドラ市、それから大学との連携を通じた「いのち輝く未来」の取組など、そういう取組についてはいかがでしょうか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）次に、2点目、姉妹都市ミルドラ市との交流や町内大学と連携した取組について答弁申し上げます。

ミルドラ市とは、国際交流事業として青少年を中心とした親善訪問団の相互派遣、受入れを行っているところですが、大阪・関西万博が開催される2025年は、現在のところ本町がミルドラ市に訪問団を派遣する予定の年となっております。そこで、ミルドラ市の意向も確認しながら、派遣・受入れ年度の調整も含めて、大阪・関西万博を活用したミルドラ市との交流を検討してまいります。

また、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」と関連が深い医療、健康に関する専門大学・研究所に加え、観光に関する専門大学が立地する本町の特徴を生かし、町内大学と連携した取組につきましても検討してまいります。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）先日、堺市以南の関西万博の各市町の取組を聞かせていただいたんですけど、まだまだ具体的ななどというのはこれからということなので、うちも出遅れないようにしてもらいたいなというのが率直な思いです。

それと、国際交流もありますけれども、これはまたいろいろ向こうとの都合があって、なかなかタイミングが合うかどうか分かりません。大学のほうは健康だとか、それから持続可能なSDGsの関係、環境だとか国際交流、それからいろんなテーマが、先ほど答弁いただきましたように熊取町の大学はみんな関連するのかなと。そういうところを早いことボールを放っていただいて、できるだけ協議をして、支援できることがあったら一緒にやるとかそういうふうなことを具体的に進め

ていただきたいなと思っております。

例えば、ほかの市町では万博を契機に先進技術の実証実験、これは特区指定につなげたいというふうなことを考えている、交通インフラの試験運行を取り入れたいというふうな市町があるんですけども、今回の補正予算に昨年コロナ禍で実施できなかったAIによるオンデマンドの乗合タクシーの件が上がっていましたので、やはりその調査はやって熊取町のニーズを的確につかんでもらって、熊取町に合うかどうかというのはやっていただくのはもちろん、万博では無人のものとか、空飛ぶタクシーというのはちょっとどんなのかイメージが湧かないんですけども、そこまできなくても、新しい交通システムというのはこういう大きなイベントから生まれてくるかなと思いますので、そういうことに関しては関心があるかどうか教えていただけますか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）続いて3点目、先進技術の実証実験地域（特区指定）や交通インフラの試験運行について答弁申し上げます。

モビリティ分野等における実証実験を経て、先進的サービスの社会実装を目指す大阪府・大阪市スーパーシティ構想をはじめ、大阪・関西万博を見据え、先進技術を活用した地域課題の解決につながる取組の実証事業が行われると承知してございます。

一方、本町でも熊取町スマートシティ構想を策定し、先端技術の活用を積極的に検討・導入することにより、住民の皆様の利便性の向上に資する取組を順次進めているところであり、今年度はAIオンデマンド交通実証実験を実施する予定でございます。

ご質問の先進技術の実証実験地域（特区指定）や交通インフラの試験運行につきましては、大阪府・大阪市をはじめとする先進的な自治体の取組の情報収集に努めるとともに、本町において実証可能な先進技術についてのスマートシティの実現の視点も含めて研究してまいります。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）そういう先進技術を万博に絡めて熊取町でも調査研究し、できるものがあったら実施していくというのは、大阪府にアピールしていけば地域の振興のための補助金の創設とかそういうことも進んでいくと思います。大阪府や大阪府議会はこの件については非常に力を入れていますので、そのあたりの動きも注視していただいております。

最後に、これは具体的な話ではないんですけども、世界中の「いのち輝く未来」が集い、未来の技術と社会システムが見える万博というのは、未来社会の実験場であり、熊取町の未来社会を予想し、採用していく過程の教科書になると思います。何らかの関わりを持って大阪府との連携、それから泉州地域との連携、また関空協辺りの連携とか、そういうのが非常に大事だと思うんですけども、広域連携的な話の中での万博の活用というのは、何か話があれば教えていただけますか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）広域的な点ということでは触れているところはないんですけども、4点目ということでご準備した内容で答弁させていただきます。

万博との関わりにつきまして答弁申し上げます。

大阪・関西万博の会場で実証される未来社会の技術やシステムは、本町が直面する諸課題の解決手法のヒントの一つとなるものであるため、万博との関わりについては、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会に派遣している本町職員から随時鮮度の高い情報も得ながら、未来社会の技術やシステムを持続可能なまちづくりに生かしていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）若い職員が万博の協会のほうに派遣されているというのは聞いておりますので、定期的にその情報を仕入れていただいて、ほかの市町村の動きも含めて、また大阪府との連携、当然万博の協会との連携はもちろんなんですけれども、今後、大阪・関西万博を契機に熊取町の将来の

発展につなげていただくようお願いしまして、私の質問とさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、田中豊一議員の質問を終了いたします。

次に、坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず1点目、広報戦略課について質問いたします。

先日の議員全員協議会でも説明がありました広報戦略課について、1つ目です。広報公聴課から広報戦略課に名前が変わったが、以前と何が変わったのか、ご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、ご質問の広報戦略課についての1点目につきまして答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、令和4年4月の組織の見直しにより、広報公聴課は広報戦略課となりました。

まず、この組織機構改革によりまして事務分掌も見直され、これまで広報公聴課で所管しておりました公聴、個人情報・情報公開の業務が総務部総務課へ移管され、広報戦略課の主な業務としましては秘書・自治会・広報、この3本となり、さらに課内に広報戦略に特化する広報戦略グループを設置したところでございます。

また、機構改革を契機といたしまして、今後の情報発信につきましては課名のとおり戦略的に取り組むこととしております。具体的には、さきの議員全員協議会で説明申し上げましたが、改めて概要を申し上げますと、正確・迅速な情報発信に加えて、1番、自ら情報を探し出す、2番、積極的な攻めの情報発信、3番、既存の媒体を生かして最大限に活用するを基本姿勢として取り組みます。また、若手メンバーで構成する情報発信プロジェクトチームによる本町魅力発信のユーチューブ動画作成をはじめ、情報発信の専門企業との官民連携による情報発信などの新たな取組にも積極的にチャレンジし、本町のPR、知名度向上につなげてまいりたいと考えております。

以上、1点目についての答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。

じゃ次、2点目、議員全員協議会の説明資料で200万円の予算に動画制作機材とかドローン操作講習費用が含まれていましたが、これは職員の方が動画を作るということですか、ご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、続きましてご質問2点目につきまして答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、本定例会に上程しております補正予算におきまして、動画作成用機材、ドローン操作講習経費などを計上してございます。

情報発信全般につきましては、1点目で答弁させていただいたように、情報発信の専門企業との官民連携によるアドバイザー契約に基づく助言は想定しておりますが、あくまでも本町職員が主体となって動画作成を行ってまいります。これによりまして、若手職員の自由な発想による、よりタイムリーかつ迅速な情報発信が可能になるものと考えております。

また、ドローン操作講習につきましても、広報戦略課の職員が受講し、操作技能を身につける予定でございます。ドローンを用いて上空から撮影した映像を動画に活用することで、今までにない斬新な映像により、スローガンにもあります「ワクワク楽しんでもらえる情報発信」につなげてまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。

事務分掌が変わったところとかは、調整した結果総務部がやってくれるんでしょうから、その辺はいいと思うんですけども、動画作成、それは1個仕事が増えるということで、結構職員の方がわざわざ今から、じゃ動画作成のノウハウを手に入れてから見てもらうような動画を作っていく、見てもらえるようなクオリティーになっていくというところまでどれだけでなるのかなというのは思うんです。その辺の考えはいかがですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）議員のご指摘、ごもっともなご意見かと思えます。

実際、動画の専門業者、これは令和元年に包括連携協定を結ばせていただいております企業でございますが、こちらにもご訪問させていただきまして、そのあたりの打合せも十分にさせていただきまして、その上で、やはりどうしても企業に委託という考え方もございますけれども、委託してしまいますと、どうしても出来上がってきた動画をまた校正して確認するというやり取りで完成までに相当な時間を要するというのと、それから、併せてやはり委託となりますと相当高額な経費も要すると、こういった点もございます。

そういったことから、まずは我々職員でアドバイザー契約によりましてしっかりと技術的な操作、それから何よりも戦略的な能力というのをしっかりとつけていく必要があるかなというふうに考えておまして、これも広報戦略を進める上でのほんまに大切な点やと思っているんですけども、広報戦略をはじめとした職員のほう、まずもって意識改革を図るということで、あらゆる角度から物事を捉えて柔軟に発想力をつけるという、そういった必要があるのかなと。それこそが戦略的な情報発信に必要な能力であるというふうに考えておりますので、まずはその土台、基礎が出来上がってこそ、そういった広報戦略につながるものというふうに考えておまして、この補正予算が議決した暁には、そういったアドバイザー契約の中に研修の中でそういったところを教えていただくということも予算化を想定しております。そういったところでしっかりと対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）考え方は一定理解するんですけども、それほどタイムリーに出さないといけない動画というのは例えばどんな感じの動画なんですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）具体的にいろんなことが想定できるんですけども、例えばイベントのPRを若手のメンバーで動画をこしらえていくんですけども、やはりイベント、例えば12月の頭にあります農業祭、これをしっかりとPRして動画にしていこうといったとき、こういったことをするとき職員が手弁当で比較的短い期間で作れると、こういったことが具体的な今想定できるところかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）それくらいの感じであれば、わざわざ機材とか買わなくても、一般で言えばスマートフォン1個あればできるようなことなのかなとも思ってしまうところもあるので、今回この質問をさせていただいています。何も全部反対したいからと聞いているわけじゃないんですけども、その辺がわざわざ買ってまでするのかなというのがあったので、聞かせていただいています。

あと、わざわざ名前を変えて、そうやって動画制作とか戦略的な広報と言っている課なんですけれども、広報戦略の第一目標、一旦成功と言える指標というのはどのあたりなんでしょうか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）まず、我々が目標にしておりますのは、大事なところで先ほども申し上げましたとおり、職員の内部の話になるんですけども、やはり意識改革が非常に重要やというふうに考えておまして、一定この意識改革というのを、議員全員協議会の資料の大きな2番のほうで書かせていただいたんですけども、まず庁内の風土づくりというのをしっかりと行う。そ

それを議員全員協議会の資料ではいつまでに行うというのは書き切れていないんですけども、少なくとも今年度末にはしっかりと、広報戦略課の職員だけではなくて全職員が前向きな広報、戦略的な広報を行う、いわゆる積極的な攻めの情報発信が職場の常識という、そういったところを年度内にしっかりと浸透させていきまして、具体的なKPIじゃないんですけども、それにつきましては今年、公式ユーチューブチャンネルを7月以降立ち上げる予定なんです。そのチャンネル数、登録者数というのをある一定の数を目標にして、大阪府内の豊中市辺りは今1,700ぐらいのチャンネル登録者数なんですけれども、そういった、しっかりとそれらを上回るぐらいのチャンネル数に目標設定を持っていけるように頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。その辺は一個仕事を減らして、新たに戦略的な広報というところでやっていくので、しっかり目標を立ててやっていただきたいなというところがあります。

そこで、今までいろんな施策に対して、その効果はどうやったんですかと聞くことは僕は多いほうやと思うんですけども、どの施策でどの広報活動が成果につながっているのかというのは、しっかりこれから把握できるようなシステムを取っていただきたいなと思います。その把握するために目標設定をもちろんきっちりやっていただきたいですし、その目標設定も具体的であるべきですし、定量的な指標を設けて、活動実施後は効果検証まできっちりやっていただいて、どの広報がどの施策にどれだけ効いたのかというのはきっちりやっていただきたいなと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）ご指摘ありがとうございます。

いわゆるどの媒体が誰に対してどのタイミングで行うかというのは、これは広報の物の本でもその3点が非常に重要なポイントやということが書かれて、我々も非常にその点は認識しておりますので、広報媒体の種類に応じて、どの世代にどの媒体が効果的だったかということにつきましてはしっかりと検証し、次につなげてまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）ぜひよろしくお願いいたします。事務分掌を変えてまで、課の名前が変わってやることですので、これから大阪府内でも熊取町の広報がこんなふうに変った、よくなったよと言われるようにぜひ頑張ってください。

では続いて、熊取町のスマートシティ構想について質問いたします。

1個目の熊取町スマートシティ構想のスケジュールには、令和2年度、3年度はすぐできることから実践となっていました。何がどう変わったのかご説明をお願いします。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、熊取町スマートシティ構想についての1点目、令和2、3年度の取組と変わった内容について答弁申し上げます。

令和2年度、3年度の取組の一例を申し上げますと、おくやみワンストップコーナーを設置したことにより、従前はご遺族の方に複数の窓口を移動していただいた亡くなられた方に関する役場での手続きが1か所でまとめて行えるようになり、ご遺族の負担軽減につながっております。また、無料の子育てアプリ「くまっ子ナビ」を導入したことにより、妊娠期から子育て期にわたって必要な届出手続や育児情報を一元的にアプリで知ることができ、予防接種や成長記録の管理、家族でのデータ共有などができるようになりました。

学校教育現場での取組としましては、児童・生徒1人1台ずつの学習用端末の整備と校内高速大容量ネットワークの一体的な整備や中学校教室への大型モニターの設置を行い、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びをさらに進めているところでございます。また、公務の業務効率を高める統合型校務支援システムを導入したところであり、今後一層の教職員の負担軽減につなげてまいりま

す。

役場庁舎内での取組としましては、チャットツールを試行導入したことにより、複数の課にわたる職員間の連携調整が効率的に行われるようになっております。加えて、議会タブレット端末の導入により、ペーパーレス化を進めることができました。

1点目の答弁でございます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。住民の方に関わるものもあるんですけども、学校のこととか、すぐくこれをやって町民の方が便利になったなど実感できるようなものが案外何か少なかったのかなというのが僕の実感なので、この質問をさせていただきました。

続きまして、令和4年、5年は具体的に何を取り組んでいくのか、ご答弁お願いします。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）次に、2点目、令和4、5年度の取組について答弁申し上げます。

令和4年度の取組につきましては、住民の皆様の利便性の向上に資するものとして、住民票、印鑑登録証明書や課税証明書などの交付手数料の窓口支払いをキャッシュレス化するとともに、子育て・介護関連の26手続についてマイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能とする、いわゆる行政デジタルトランスフォーメーション（行政DX）の各種整備などを進めます。また、インターネット上の図書館において、個人のスマートフォンやタブレットなどで電子書籍の貸出しができる電子図書館を導入します。加えて、交通便利性向上のための実証実験としてAIオンデマンド交通実証実験を実施します。

学校教育現場での取組としましては、コロナ禍における児童・生徒の日常の検温確認集計に健康観察アプリを導入することにより、適正管理と教職員の負担軽減につなげるほか、学校図書館に蔵書検索システムを導入することにより、図書検索の迅速化と蔵書管理の効率化を図ります。また、小学校の教室に設置している大型モニターの更新を行います。

役場内部の事務につきましては、文書管理システムの導入により、ペーパーレス化、文書の検索性の向上や決裁手続の電子化を進めます。

また、令和5年度の取組につきましては、今年度中に全庁的に申請手続を洗い出し、オンライン申請が可能であるかの検証を行った上で、さらなる行政手続オンライン化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）ありがとうございます。

そしたら、今やっと今年度から住民の方が便利になるような、窓口でのキャッシュレスの支払いとかマイナポータルで子育てに関する申請ができるというふうなところが早く進めばいいなと思うんですけども、今も熊取町のホームページで申請書とかはダウンロードできるようになっているかなと思うんです。現在それは、メールとかで申請書を書いて送って、それでオーケーというようなふうにはしていないんですか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）メール申請が可能なものと、実際窓口でお受けしている分と両方ございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）いろんな申請で、その性質によって本人が来るほうがいいものもあれば、別にメールで受けてもいいような申請もあるかとも思うので、できるものは早く検証していただいて、今年度中にでもメールで受け付けたり、またオンラインのシステムを別につくるのであれば、それでできるようにしていただけたらなというふうに思います。

あと、様々な熊取町の施設利用の予約なんですけれども、これはオンラインでできるようにならないんですか。

議長（二見裕子君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 今、スポーツ関係の施設のオンライン予約はできているんですけれども、その他の施設のそういう申請等については、今回進む26手続の次の洗い出し作業ですか、その中で、できるもの、できないものということで進めていきたいと考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君） 坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君） オンラインで手続できるほうが便利やと思いますので、それにつけて、これはすぐできるんじゃないかなと思うんですけれども、窓口のキャッシュレスが進むのであれば、施設利用料についても窓口でキャッシュレスで支払えるようになればなと思うんです。その辺も一緒に進むことになるんですか。

議長（二見裕子君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 施設利用料につきましても、今回一番本町の中で集約したのはキャッシュレス化ですので、やっぱり次のステップという形で考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君） 坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君） 案外、役場の窓口でお金を払うというよりは、どっちかといえばひまわりドームとか煉瓦館の利用料をキャッシュレスで払えるというほうが便利なのかな、もちろん窓口での手数料支払いもそれならキャッシュレスで払えるほうが便利なんですけれども、もうそれも払えるのであれば、煉瓦館とかひまわりドームとか様々な施設利用料をキャッシュレスで払えるようにするほうが便利なのかなと思うので、そこも急いでやっていただければ、していただきたいというのが思いにあります。

熊取町もスマートシティ構想で何かオンライン化とか行政DXとか、遅れてはいないんでしょうけれども、別にめちゃくちゃ進んでもなくて、案外この構想ができたらぱっぱっといろんなことが進んでいくのかなと思いきや、これからですというようなこととか、この構想の中にもじゃ何をやるんやというようなことが具体的にあまり書かれていないことが多いので、よく分からないし、何をいつまでにするということのもっと具体的に発信していただけたらなというのが感想というか、今の思いですね。令和2年度、3年度でどこまで進んだのかというのもいまいち実感があるところではないから、進んでいるのかな、確かに学校でもタブレットとか配備されたしというのがあってはすけれども、いまいち熊取スマートシティ構想につながっていないとか、皆様、頭の中でスマートシティ構想やからと熊取町がタブレット配備とかがいまいちつながっていないんじゃないかなと思うので、その辺が分かりやすく、熊取町はスマートシティ構想があるからこんなふうに進めていって今こうなっていますよとか、窓口のキャッシュレス支払いができるようになりましたとか、都度都度分かりやすく発信していただけたらなと思うので、これからどんどん住民の方が便利になるような施策をほかの自治体よりも先んじて進めていただきたいということで、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（二見裕子君） 以上で、坂上昌史議員の質問を終了いたします。

次に、渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

まず、1項目めはコロナ禍での物価高騰から町民生活を守る経済対策についてです。

長引くコロナ禍に加え、ウクライナ危機は長期化の様相を呈し、さらに急激な円安が追い打ちをかけ、町民生活や中小・小規模事業者にも幅広く影響を及ぼしております。今後の推移によっては戦後最大の危機に陥りかねません。

国において、物価高騰対策を実行するための2022年度補正予算が5月31日に成立いたしました。

総合緊急対策において、地方公共団体がコロナ禍において原油価格や電気、ガス料金を含む物価の高騰を受けた生活者や事業者の負担軽減を実施できるよう、地方創生臨時交付金の中に、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分という特別枠が創設されております。よって、物価高騰から町民生活を守るために地方創生臨時交付金を活用することができます。町としてどのような経済対策を検討しているのか、お聞かせください。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、コロナ禍での物価高騰から町民生活を守る経済対策についての1点目、町としての経済対策について答弁申し上げます。

国は、コロナ禍において、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者・事業者の負担を軽減できるよう、地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を創設いたしました。そして、令和4年4月28日付で1億6,190万円の本町の交付限度額が示されたところでございます。

これを受けまして、交付金活用事業を検討し、物価高騰等による影響を受けている生活者等を幅広く支援するとともに、世代間の公平性の確保と地域経済の活性化を図る観点から、令和3年度に引き続き地域振興券配付事業を実施し、当該事業に交付金を活用するべく庁内調整を進めてまいります。

事業の概要としましては、住民1人当たり5,000円の地域振興券をお配りするもので、概算事業費は約2億4,000万円となっております。

なお、必要となる事業費並びにその財源となる地方創生臨時交付金及びくまもりふるさと応援基金繰入金を令和4年度熊取町一般会計補正予算に計上し、本定例会の最終日に追加議案として上程する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。地方創生臨時交付金を活用して、昨年度、令和3年度に実施した地域振興券を今回も配布するというので、そのときは1人3,000円だったんですが、今回は5,000円ということで配布していただけるということ、大変ありがたく、住民の皆さんも大変生活支援になるということで、助かるということで喜んでくださるかと思っております。

まず、今回このことを受けまして、私たち熊取公明党といたしましては5月6日に緊急要望をさせていただきました。7項目にわたっての緊急要望をさせていただいたわけなんですけど、まずは地域振興券も私たちの要望の中にも入っていました。今回の私たちの要望は前回と同じように3,000円やったんですが、ですので今回5,000円ということ、すごくありがたいと思っております。

その要望の中に、前回、最初にやりました令和2年度の第1弾だったんですか、水道料金の減免ということを取り組んでくださったと思うんですが、そういったことも含めて水道基本料金の減額、課税世帯のうち世帯所得200万円以下の世帯に対して町独自で10万円の現金給付、学校や保育施設において給食費の保護者負担増の抑止、子育て世帯や高齢者世帯の紙おむつ利用者へのおむつ引換券の支給、中小・小規模事業者等の原油価格高騰対策として燃料購入への補助、農業者への燃料・肥料等の購入への補助、全町民に3,000円分の地域振興券配布ということで、この7項目にわたっての要望をさせていただきました。その中で今回地域振興券ということ、大変ありがたいんですが、まず水道料金、ちょっと私たちも要望させていただいたので、今回、町のほうも私たちの要望も受けながら、何に使うべきかと、地域活性も含めて何が町民の支援になるのかということで検討されたかと思うんですが、まず水道料金についても検討されたのか、その辺のところも教えてください。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）ご要望いただいていた内容について一つ一つ検討を当然やったんですけれども、もともと限度額が先に示された中で、基本はそれを一つの資料として、予算を取っても幾らかは残ってしまうこともある、それを上回る事業費を設定していきたいというところにまず視点を

置いて考えておりました。

昨年度というのは3,000円の地域振興券、これ、3,000円で実はやりますと、もうほぼ限度額いっぱいまで次の一手はなかなか打てないというところがありましたので、例えば今おっしゃられた水道の料金等も当然、事業費もまとまった金額になりますので、幾つかパッケージでというのもあったんですけども、今回、物価高騰というそこに着目しまして、一つには、水道料金はそういう形で言うたら、皆さんに影響ある分という形になろうかと思えます。それと、水道料金については当然基本料金の幾らかの減額ということで、支援の感じやすさとかそういう面もあって、まずは地域振興券は手元に届くということで、これが去年3,000円のところが5,000円になるということで、去年と違って今回その高騰分ということで手厚くなったのかなというのが、これは住民の気持ちに訴求できる部分があるのかなということで、そういう取捨選択を行ってきたような状況です。

その中で、今回そういう物価上昇というのはあまねく住民の方全てに影響を受けている話ですので、お一人頭今回5,000円で地域振興券をお配りする事業を設計したという状況です。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。

水道料金、基本料金につきましても、基本料金の前回は2分の1減額でしたので、総額とすれば前回6,133万円だったんですが、各家庭に行けばどれだけ減額になったのかなというところ、それぞれ住民にとっては水道料金は安くなっているのかなというものも感じてはった方もいらっしゃるみたいで、その辺のところ、地域振興券のほうが住民にとっては大きく分かる支援かなというふうに思うわけなんです。

今回、国のほうの指針として、資料にもつけさせてもらっているんですが、一応公共料金、電気代とかガス代、そういったものもウクライナ危機に関して燃料費が上がるというところで電気代やガス代も上がってくる中で、町として、そういった行政として支援できる公共料金は水道代かなというところで、水道代の下水道料金の減額というのものも、地方創生臨時交付金に関する使えるメニューについてそういったものが入っていたかと思えます。それはそれで理解させていただきました。

その中で、私の資料をちょっと開いていただきたいんですが、それと併せて、私たちは学校給食費も、国のほうもこの通達が教育委員会のほうにも行っていたかと思うんですが、学校給食費の食材費が上がるだろうというところで、その分についても学校給食費の値上げを検討せざるを得ない状況というのが資料の1ページ目に書いてあると思えます。そういったことも検討されている中で、臨時交付金も活用できますよということを国のほうからの事務連絡であったかと思うんですが、この辺についての検討というものもされたんでしょうか。

議長（二見裕子君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 今回、事業の中身を庁内で関係課が寄って調整した中で、学校給食と、あと保育関係で増職員の分がございましたので、そういう点ではそこで協議をさせていただきました。実際こういう要望書が出ていることと、あと国からのそういう特別な文書が出ているということも承知していましたので、そういうものも対策の中心の中のコマとしては当然あったところでございます。

ただ、実際、今回進めていく中で、今現状まだ4月、5月の、実際5月末ぐらいのお話で決めていったので、なかなかまだその時点でどれだけの金額とか、あと実際、給食なんかですとまとめて買っている分とかがあって、今すぐそしたら補正して例えば上げるのを抑えるというのは、そういう予算がなかなか積算しづらいという、あと制度設計上もそうなんです。ただ、この件につきましては、年度を通してみるとどこかで必ず足らなくなりますので、その分については適切なタイミングで適切な内容で対応していきたいということで、今回は振興券一本になっているんですけども、そちらのほうはまた別で考えていきたいというふうに思っています。よろしくお願ひします。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）まだ給食を上げないといけないよという状態ではないというところで、今後適切なタイミングで対応するという答弁かと思いますが、その適切な対応というところにつきまして、食材費が上がってきているというところで、今まで例えば給食に熊取コロッケを出していたとしたときに、熊取コロッケ1人3個、今までやっていた分が、ちょっと値段が上がったから2個にしようかということで1人2個に減らしたりとか、パンも低学年と高学年の大きさは違いますが、値段が上がっているから同じ低学年の大きさに小さくしようかとか、食材とかそういったものを値上げしないために食材の質を落としたりとかそういうことをしないでほしいんです。その辺の確認をさせてください。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）そういうことはしません。基本的に食材の購入というのは半期分ずつ契約しているんです。例えばお米やったら何ぼという契約をしているので、今年度の上半期の分については、今年の2月に一応いろんな食材、例えば調味料も含めて半年、上半期分の単価、この商品をこの単価で入れてくださいねという契約はもう既に終わっています。それに際して、今のところ値上げというお話は伺っておりません。ただ、8月ぐらいになると今度、下半期の分の物品の値段交渉というのが始まりますので、その時点ではいろんな面で、例えば小麦とかが上がっているので、パンであったりとかという分のちょっと値段を上げてくれへんというお話は想定できるかなと。その部分で、先ほど東野部長が答えたように、財政当局とかのほうとは相談はさせていただいております。

基本的には、今の給食の質を落とさずに、単価が上がった分については財政のほうとも相談しながら、町のほうで何とか埋めるような方法ということで考えています。だから、今の給食の水準を維持しながらご家庭に負担がいかないような形での対応ということで、ただ、どれだけのものがどれだけ上がってくるというのが今ちょっと見えませんので、その辺はその折、8月ぐらいが一つのタイミングになるのかなと思うんですけども、そのときぐらいでまた財政のほうと相談させていただく予定でございます。

だから、給食の質はできるだけ落とさない、値段は今までどおりということできたいと思ってございます。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。私たちの要望のとおり、負担の抑止というところで、あとは町単費、地方創生臨時交付金じゃないけれども、財政当局としては町単費でちゃんと値段を上げないようにしますよというふうに理解させていただいていいということですか。

議長（二見裕子君）南副町長。

副町長（南 和仁君）少し整理させていただきたいんですけども、今回の臨時交付金というのは1億6,190万円、それに対して今うちのところが考えている、追加議案で提出させていただくんですけども、総額2億4,000万円ということで、もう既にあふれているわけです。その中で、先ほど教育次長が答弁申し上げたとおり、保育施設とか小・中学校における給食費の負担増についてはしっかり抑止策を取っていききたい、これは町長の要請でございます。ということは、おっしゃるとおり、この分については熊取町の独自事業で、熊取町の一般財源を投入してでも負担増を抑止したいという事業として捉えていただけたらありがたいです。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）副町長からのご答弁をいただき、安心しました。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

そしたら、その話の後で、地域振興券について具体的に少し教えていただきたいんですが、前回は地域振興券をしていただきまして、前回についてもちょっとあるんですが、今回5,000円というところで、配布時期と使用期間についてはどんなふうに考えておられますか。

議長（二見裕子君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）今年度の地域振興券の予定でございますけれども、今のところ、システムあるいは準備の期間もございますので、結果から申し上げますれば、使用期間を10月上旬からを想定して、昨年度並みの4か月間ということで使用期間を想定してございます。それに伴う配布の交付の予定というのが大体8月下旬からというふうに想定をしておるところでございます。よろしく申し上げます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。配布は8月下旬から10月までにさせていただいて、10月下旬から4か月間ということですが、今回5,000円なので、皆さんやっぱり前回と違って、もう少し期間が長かっていいかなというふうに思いますので、また検討していただきたいと思います。また今回これは補正予算の中で説明があるということですので、お願いしたいと思います。

何に使えるかというところで、これは協力してくださる事業者にもよるかと思うんですが、今回ガソリンとかいろんな燃料費とかが上がっていますので、そういったところでも使えるように事業者とお話ししていただけたらなというふうに思います。

また、農業者支援ということで、農業者の方の肥料とかそういったものを購入するときも使える、そういうふうな事業者への協力というか、そういうことも検討していただきたいと思うんですが、その辺どうでしょうか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）いろんなご意見ありがとうございます。当然その辺は参考にさせていただきます。

先ほど理事も答弁させていただいたんですけども、あくまで先ほどの交付開始時期、使用開始時期、このあたりにつきましても6月での緊急で対応するというところで、すみません、まだ庁内のほうでもオーソライズされていませんので、そこはこれから次の議員全員協議会、また議会最終日に向けてきっちり詰めていきます。そのあたりはまずご承知おきいただきたいということと、取扱店舗につきましては、これまで何度もプレミアム商品券であったりとか昨年の地域振興券の対応をさせていただいている中で、まずベースはやはり商工会、こちらの協力を得られないとなかなかこの事業というのは立ち行きませんので、その協力をやっていただくということと、一応、昨年につきましては、当初チケットを配ったときには186店舗ございました。その後、追加で最終的に207店舗まで広がっております。これは、令和元年であったりとかのときよりも事業者数、扱いは増えておりますので、やはりこのあたりを最低ラインという形で募集のほう、また商工会のほうの事業者への営業というか、アクションというのはやっていっていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。大変住民にとってはありがたいお話ですので、またしっかりと取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

では、2項目めへいきます。

2項目めはミライロIDの導入についてです。

ミライロIDとは、株式会社ミライロが令和元年7月から運用しているスマートフォンアプリのサービスです。障害者手帳情報をアプリ上で管理し、画面を提示することで障害者割引を受けることができます。利用者は、あらかじめスマートフォンに情報を登録しておけば紙の障害者手帳を持ち歩かなくてもよいのが最大の利点です。アプリ特有の機能として、飲食店で使えるクーポン配信や障がい者の方の生活に役立つ情報発信などがあり、全国3,000以上の事業者が本人確認書類として活用しております。紙の手帳と同等の扱いをする自治体が増えてきていて、現在、全国で141団体あるとのこと。府内でも13の市が導入をしております。

スマートシティ熊取の実現を目指す熊取町として、障害者手帳アプリミライロIDを導入し、推進してはいかがでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問のミライロIDの導入についてご答弁申し上げます。

ミライロIDは、民間事業者が開発したアプリであり、身体、療育、精神の各障害者手帳をスマートフォンに読み取って登録し、その情報を提示することにより、各種割引や障害状況に応じた情報等を受けることができるものとなっております。これにより、手帳情報を登録した人は、ミライロIDを導入している機関においては障害者手帳を携帯せずにスマートフォンの画面を提示することにより、各種割引を受けられます。

現在、利用可能な機関として、航空、鉄道、路線バスといった公共交通機関をはじめ、高速道路会社、携帯電話会社、レジャー施設などが登録されており、実施事業者によりますと全国で約4,000の施設で利用できるとされております。このサービスを希望する方は、自身の判断で障害者手帳を登録し、その登録画面を提示することにより、ミライロIDを導入している事業者からの割引を受けることができるとなっております。

本町では、現在、運賃は無償化してございますが、ひまわりバスにおいて、南海ウイングバスで導入していることから障害者手帳の代わりに提示して割引を受けることができます。

なお、大阪府をはじめ都道府県や市町村において導入している自治体もございますが、主な利用といたしましては、管内公共施設利用時に障害者手帳の代わりに当該画面を提示して割引を受けるといった内容であり、多くの施設を有する自治体においては利用者のメリットも大きいものと考えます。

本町といたしましては、手帳情報のセキュリティーの観点等も踏まえまして、町としての導入について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）検討するということですが、スマートシティを目指しているからやりますとご答弁いただけるかなと思っていたんですけども、今導入している自治体は、スマートシティ大阪を目指している大阪府は導入しております。大阪市、池田市、茨木市、大阪狭山市、吹田市、富田林市、藤井寺市、枚方市、東大阪市、高槻市、柏原市、松原市、堺市などが導入をいたしております。

導入する効果につきましては、先ほども説明をさせていただきましたが、障がい者の方にとっては便利です。紙の手帳を持ち歩かなくてもいい。スマホでいけるわけですからね。利用者が人前で障害者手帳をかばんから出さなくても、携帯をぱっと見せたらいいわけです。スマホを見せるだけ。だから障がい者の方の心理的負担を軽減することができます。また、利用者にとってはアプリ内で障がい者割引を受けることができる、そういった施設の一覧が閲覧できるわけですね。分かるわけです。そういうことによりまして施設も利用者が増えるわけなんです。そういう利点、導入効果があります。そういうことで導入が今増えてきているわけなんです。

この情報は私たちの公明新聞を見て知ったわけなんです。本当に障がい者の方がすごく便利になったと喜んでいらっしゃる、そういった記事でして、それを見た柏原市の議員が自分たちのまちもこれを取り入れてほしいということで柏原市のほうの窓口に聞きましたら、柏原市は導入していますよと言ってくれたということで柏原市の議員は喜んでおられたんですけども、障がい者の方に優しいまちづくりをやってくれているんだなということで、うれしかったんですと、ちょっと柏原市の議員と私、知っていますので意見交換させてもらったんです。

それで、資料としては、柏原市が導入しているというところで、市としての施設、そんなに利用できる施設というのは、市がやっているのというのは本当に駐車場料金とかそういうので、あまりないかもしれないですが、でも、それを導入することによって、こういうところで使えるんだなというところが障がい者の方にとっては分かるし、本当に便利になる。障がい者の方に本当に優しい

んじゃないかなというふうに思うわけなんです。そういうところで今回質問をさせていただきました。

今年度、令和4年度の、先ほどもスマートシティを坂上昌史議員が質問されておりましたが、本当にスマートシティ熊取の実現に向けたまちづくりを推進するというふうに言われている中で、今回、障がい者の方のためのツールとして、こういったアプリの導入についてなぜ検討しているのかのところもあるかと思うんですが、藤原町長としてはスマートシティを推進しておられていますので、どのようにお考えか、お聞かせください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）渡辺議員のほうから熱いご要望ということで、実は柏原市の担当者のほうにも直接電話で聞いております。特に市のほうで何かをとというわけではなく、これは本当に個人と、それからミライロIDというところの個人的な、言うたらアプリの利用というだけの話やというのが基本ベースになります。そうなりますと、子どものアプリのように町が運営し、その運営事業者に運営料を払ってセキュリティーをしっかりとやってよというのと若干違うのかなというところがあって、検討という言葉で終わらせていただいております。

ただ、今おっしゃっていただいたように、実際、大阪府も導入している、堺市も導入している、それから今おっしゃっていただいた柏原市も導入している。近隣ではまだ全然導入はないんですけども、今おっしゃっていただいたような情報も我々はしっかりと取り入れて、これはもうぜひとも前向きに検討はさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）山本部長が言いましたとおり、進めてまいりたいと考えています。前を向いてという文字がどこかで抜けたのかも分かりません。

以上でございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。前向きによろしく願います。

本当に障がい者の方にとって便利になるというところで、今、障害者手帳所持者の方、調べましたら、平成27年の第3次障害者計画から調べたら2,349人の方が所持しておられます。この手帳を所持している方、皆さんがそれを導入するかどうかはあれなんですけど、本当に手帳を持っておられる方がいろんなサービスを受けやすくなるならば、紙の手帳だけではなくて、導入していただくことをしっかりと前向きに検討していただきますようよろしく願います。

3項目めへいきます。

3項目めは医療用ウィッグ等購入費助成事業についてです。

がん治療に伴う外見変化に悩む患者を支援するために、医療用ウィッグや乳房補正具の購入費用の一部を助成する市町村が増えてきております。平成30年9月議会で一般質問させていただきましたが、そのときはまだ府内で河内長野市が助成事業を実施しているだけでした。現在は5自治体が実施しております。当時の回答は、現段階で1自治体の実施であり、府内の動向を見守り、研究していくというご答弁をいただきました。本町も取組を進めていくべきかと思いますが、どのように検討されてきたのかお伺いいたします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、医療用ウィッグ等購入費助成事業につきましてご答弁申し上げます。

当該事業でございますが、がんの闘病中に抗がん剤治療などによって生じる外見上の変化があった方の社会参加や就労との両立を促し、療養生活の質の向上を目的とした医療用ウィッグや乳房補正具の購入に対する費用の一部を助成する事業でございます。渡辺議員のほうから平成30年9月議会においてもご質問いただいております。

導入に際しては、町のこれはもう単独の事業となりますが、府内では現在9市町が実施しております。取組を行う市町村も徐々に増えてきてございます。

今後につきましては、国・府あるいは他市町村の動向も踏まえつつ、当該制度についての需要あるいは制度についての具体的な検討に入ってまいりたいというふうに考えております。

先ほどの分と同様、これにつきましても前向きな検討という段階にもう入っておりますので、時期についてはまだ少し検討させていただきたいんですけども、これはもう前向きに検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ありがとうございます。

泉佐野市、また貝塚市、これは本当に近隣で取り組んで、また和泉市、泉州域でも取り組んでおられまして、それぞれ助成額は1万円相当ぐらいが多いんですけども、そんなに対象という方は予算としては取られておりません。泉佐野市にしても令和4年度の予算としては15万円、貝塚市は30万円取っています。河内長野市は、当初10万円だったんですが、ウィッグに関しては20万円、乳房補正具については10万円今回予算を増額されているみたいです。令和4年度、そういった額で予算を取っておられております。

国のほうも、第3期がん対策推進基本計画の中でがんとの共生という、そういった項目がありまして、その計画の中にね。がん患者の方の就労支援、また社会参加についてのそういった分についての対策が必要だというふうに計画の中に盛り込んでおりまして、その課題対策としてアピアランス支援というのが国の計画の中にも書かれておりまして、そのアピアランス支援というのがウィッグとか補正具の支援補助ということ、市町村ができる支援というのがそれだというふうになるかと思えます。

今、全国でもそういった支援が増えてきているという状況であります。SDGsの誰一人取り残さないと先ほど部長のご答弁の中にもありましたが、本当に誰一人も取り残さないというそういう基本精神がその中にはあるのではないかなど、皆さん、がんを経験した方であっても社会参加、また就労支援の一助になればということで、こういった助成事業があるのかなというふうに思っておりますので、前向きに検討をよろしく願いいたします。

では、次へいきます。

4項目めは防災における女性活躍の推進についてです。

平成30年3月議会で二見議長が女性消防団の結成について質問をいたしました。また、令和2年9月議会で、私が会派質問で女性防災士の養成について質問いたしました。その後、検討されていると思いますが、検討しますというご答弁だったのでね。その後どのように検討をなされているのか、お聞かせください。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） それでは、防災における女性活躍の推進について答弁いたします。

まず、女性消防団の結成につきましては、少子高齢化の進展による若年層の減少や就業構造の変化などの影響で全国的に消防団員の減少が続いていることから、主として条例定数の人員確保につながるための方策として、また消防団組織の活性化などにもつなげるものとして、女性消防団員を採用しようという動きが全国的に広まっております。

こうした中、令和3年4月時点における大阪府内の女性消防団員の状況といたしましては、府内43自治体の消防団のうち24組織で女性消防団員が在籍しており、岸和田市以南の5市3町では4消防団に女性消防団員が在籍し、活動されております。

また、当該女性消防団員の活動内容としましては、主に住宅用火災警報器の普及促進や住民に対する防災教育及び応急手当の普及指導等となっております。

一方で、本町におきましては、消防団員確保につきましては、消防団員の人選が各分団が地元区の

公認団体として認められていることを前提に地元区役員の協力の下で行われるなど、地域と一丸となって消防団体制を堅持していただき、さらに後継者の確保にも取り組んでいただいております。その結果、他の自治体の消防団の大多数が条例定数を満たせず、そのことが女性消防団結成の大きな要因ともなっている状況の中で、定数を満たして健全な状態を保っているところでございます。

このようなことから、本町における女性消防団の結成につきましては、消防団長をはじめ幹部団員と共に防災における女性活躍と持続可能な本町消防団組織の在り方を勘案して、中長期的な観点で検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、女性防災士の養成についてでございます。

防災士につきましては、地域防災力の向上を担っていただく地域の防災リーダー候補者として、令和元年度に育成事業を行い、各地域の方々に資格を取得していただいたところで、令和4年3月末の時点では熊取町内の防災士資格の保有者は男性157人、女性24人の計181人という状況となっております。町全体の防災力の底上げにつながっているものと考えております。

町といたしましては、避難所運営をはじめとする防災施策を進展させるために、さらに女性の視点を積極的に取り入れるべく、来年度にも女性の防災士育成事業に取り組みたいと考えているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。ありがとうございます。

まずは、女性消防団につきましては、しっかり推薦していただき定数を満たしているの、結成することは今のところ検討していないということですか、はっきり言って。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 結論から言うとそういうことになるんですけども、今現在でも我々の条例上は、女性が入れないということにはなっておりません。定数を満たしている以上、欠けたときに欠員が出て、それを補充するに当たっては、今申し上げたとおり地元区のほうできっちりと地元区の公認団体としても地元区の役員から推薦いただいて、入っていただいているような状況がでございます。要するに消防団として結成するに当たっては、当然装備のこともありますが、隊として維持していくためのいろんな調整、今の消防団も、地元区の公認団体として綿々とその維持についていろんな工夫がなされてきた中で維持されていると。女性消防団をつくれば、それはつくった以上はきっちりと、しっかりと維持していかなくてはならないということで、そこはしっかりと考えていかなくてはならないでしょうし、団の中からも女性消防団について今、特に必要だというような声もいただいているということもあります。

だから、答弁でも申し上げましたけれども、我々としては女性消防団として女性に防災に活躍いただくよりは、女性防災士のほうに、これは同じような役割は防災士でしっかりと担っていただけますので、こちらのほうでご活躍、ご協力いただきたいなというふうに考えているということでございます。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。

女性の視点で、同じ消防団の中でもソフト面で女性、男性の役割というのは両方必要でありまして、女性消防団として活躍していただいたほうが良いであろうという分野もあるかと思うんです。そういった面も含めて検討、中長期的にということですが、実際そういうこともあって、それぞれの自治体では女性消防団も増えてきているのかなというふうに思うわけなんです。

それはそれで検討していただいて、防災士の育成のほうにまずは力を入れていきたいというご答弁やったとも思うんですが、私としては防災士も必要やと思っておりまして、それぞれ自主防災組織の中で防災士を育成していただきました。令和元年ですか、100人ということで防災士を育成していただいて、今、ご答弁では令和4年度3月末、男性が157人、女性が24人というふうに防災士

の数のご報告があったわけなんです、前回私が昨年ですか、質問したときに聞いたときには、町内の防災士が160人で、そのうち女性が18人というふうにおっしゃっておられて、1割程度ですねというふうに言っていたと思うんです。若干女性の防災士も増えたというところで、それは本当に女性も意識を持ってくださる方、防災士の資格を取ってくださる方があるということもすごくうれしいなと。私も取ったんですけど、またやりたいなと思っているんです。

そういったことも踏まえて、防災士の資格があるから防災だけに興味を持つんじゃないくて、全体的にやっぱりそれぞれの自主防災組織の中でも、先ほど文野議員もあったかと思うんですが、女性の視点というのが大切でありまして、今回、第3次男女共同参画プランを今年度策定するようになっているかと思うんですが、第2次男女参画プランの中でも防災分野における男女共同参画ということで、防災分野の活動において男女が共に参画することを推進する、自主防災組織への女性の参加や参画を促進するというふうにその施策の内容の中にありました。やっぱり防災分野での女性の活躍、自主防災組織への参加というものを促進するというふうに計画にあるということは、それを促進するための町としても支援をしていかないといけないかなということで、今回も質問させていただいております。

それで、女性防災士の育成をするというご答弁もありました。ちょっと具体的に教えてください。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）具体的には、来年度当初予算の措置に向けてこれから制度設計することになるんですけども、先ほど男女共同参画という形でのお話も出ました。やっぱり女性の防災士の割合をもう少し高めなあかんということでございます。現状の計画でも40%というような目標がある中で、最低限、今の人数割合に対して40%を満たしていくというのは、今、私の中では一つ最低限の目標なのかなというところは持っております、この辺のじゃ、その講習を何人規模でここでさせてもらって、何人合格、登録いただくような目安というものは、またこれからちょっと詰めさせていただきたいなという状況でございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。

各自主防災組織に2人ぐらいは必要ですよ。そういった目標を持って養成事業、来年度しっかりと取り組んでいただきますようお願いいたします。

じゃ、時間が大分余りましたが、今回は前向きなご答弁をたくさんいただきましたので、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより3時15分まで休憩いたします。

（「14時56分」から「15時15分」まで休憩）

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それでは、私のほうから通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目はコロナ禍と物価高騰の下での住民生活を支える支援策についてであります。

コロナ禍による影響に加え、ウクライナ情勢の影響、そしてまた異常な円安、公共料金や食料品などの物価高騰が激しく、住民の暮らし、営業は極めて厳しい状態に陥っています。自治体として住民生活を支える緊急経済対策が必要と考えます。これまで熊取町としても3次にわたって熊取町版の緊急経済対策を打ち出してまいりましたが、さらなる経済対策が必要と考えます。予定されていることがあればご報告願います。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） それでは、コロナ禍と物価高騰の下での住民生活を支える支援策についての1点目、住民生活を支える独自支援策について答弁申し上げます。

先ほど渡辺議員のご質問に答弁申し上げたとおり、拡充された地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰などによる影響を受けている生活者を幅広く支援するとともに、世代間の公平性の確保と地域経済の活性化を図る観点から、令和3年度に引き続き地域振興券配付事業を実施するべく庁内調整を進めております。

事業内容の概要としましては、住民1人当たり5,000円の地域振興券をお配りするもので、概算事業費は約2億4,000万円となっております。

なお、必要となる事業費並びにその財源となる地方創生臨時交付金及び熊取ふるさと応援基金繰入金を令和4年度熊取町一般会計補正予算に計上し、本定例会最終日に追加議案として上程する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 今回の質問に関しましては、渡辺議員の一般質問と重なっている部分もあり、既に渡辺議員への答弁の中でお聞きした内容ではありましたが、地域振興券1人当たり5,000円を全町民に給付すると。世代間の公平性の確保という観点から慎重に検討した上で、以前の地域振興券、昨年度の1人3,000円の給付にさらに2,000円プラスアルファして1人当たり5,000円の給付、費用は概算で2億4,000万円ということであります。国のコロナ対策の地域振興の臨時交付金を活用しながらということで、思い切った施策を打ち出していただいたということは評価したいと思います。

そのことを評価した上であえてお尋ねしますが、お隣の泉佐野市では国の事業復活支援金に上乗せする形で泉佐野市独自の事業復活支援金、1事業者当たり20万円というふうな制度も打ち出しております。それと同様なものを熊取町で取り組むというのはなかなか難しい面もあるかと思いますが、熊取町として事業者向けの支援策ということで何かご検討はされなかったのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

議長（二見裕子君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 今回、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策ということで国のほうで関係閣僚間で決めた、そういう内容の資料を見させていただいたときに、一つには大きく原油価格の高騰対策とか、あと生活困窮者への支援という中で、一定、国のほうでもそういう原油価格の高騰対策ということで、個別に農林業とか運輸業のそういう対策が講じられているというのが資料で見て取れました。

それと、大阪府は大阪府でまた18歳以下ですか、1万円の給付があると。そういう中で市町村、住民に一番近いところにある基礎自治体としての町としてどういう対策がいいのかというところで関係課が寄ったところの中でも、結果も私どもの考えを理解していただいたというふうに私は思っているんですけども、基本的に、住民の方々皆様にまず5,000円の地域振興券をお配りして、それを一定の期間で使っていただくと。これはもう預金とかになって、またそこで止まってしまうという仕組みではありませんので、地域経済も動いていくという、これはもう当然その効果が見込めます。そういう面でお店屋とか事業者の経済対策にも資するものやということで、今回これを選ばせていただいたという状況です。

以上です。

議長（二見裕子君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 分かりました。

国のほうとしても原油価格高騰に対する一定の対策は講じているということのようではあります。が、全般的に様々な料金や価格が高騰しております。事業者もそれぞれの事業の内容によって物価高騰の影響の受け方というのは種々様々であるかと思っておりますけれども、国の原油価格高騰対策を受けても、なおかつ事業の経営はかなり厳しいものがあると考えます。その辺は、ぜひ事業所の事業

の経営実態等、商工会とも連携しながらきちんと把握していただいて、町としてのできる施策はないのか、引き続き検討していただきたいというふうに申しておきます。

住民生活を支える支援策の2点目の質問に移りますが、熊取町における生活保護の受給世帯数、受給者数、相談件数、受給決定件数の3年間、令和元年度から令和3年度の推移を報告していただきたいと思います。また、緊急小口資金、総合支援資金の貸付件数、貸付額、これは令和3年度末で結構ですが、ご報告をお願いします。答弁資料でこれは既に出していただいておりますが、答弁資料に基づいてご説明願います。

そしてまた、生活保護に至らなかった方へのサポートも必要と考えますが、生活保護に至らなかった、生活保護を受給できなかった方へのサポートをどのようにされているか、ご報告願います。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の大阪府岸和田子ども家庭センター管轄の生活保護及び社会福祉法人熊取町社会福祉協議会の緊急小口資金、総合支援資金につきまして、お手元にお配りしております資料に従いましてご答弁申し上げます。

なお、生活保護につきましては大阪府岸和田子ども家庭センターからの聞き取りによる件数となっております。

まず、生活保護の受給世帯数等につきましては、資料提供のとおりでございまして、受給世帯数、世帯員数ともに若干減少傾向にございます。また、相談件数は増加したものの、新規の受給件数は減少傾向にあるというような傾向になってございます。

次に、社会福祉法人熊取町社会福祉協議会が実施しております緊急小口資金、総合支援資金の状況につきましても、社会福祉協議会からの聞き取りによる件数等となっております。

緊急小口資金（新型コロナウイルス感染症特例）につきましては、令和3年度末時点で件数449件、貸付額が5,986万円となっております。総合支援資金は初回、それから延長、再貸付けと最大3回の貸付けが受けられますので、件数等は延べ件数となっておりますが、その件数で783件、貸付金額が3億4,730万円となっております。

また、生活保護に至らなかった方へのサポートにつきましても、包括支援センターや社会福祉協議会、さらにCSWなどが総合的な支援を行っており、緊急時には社会福祉協議会との連携による支援や見守りが必要な方はCSW等が訪問するなど、つながりを継続し、生活保護が必要になったときなど相談しやすい環境づくりに努めております。

今後も、支援が必要な方が適切な支援を受けることができるような様々な機関との連携に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいま答弁資料に基づいてご報告いただきましたが、生活保護受給世帯数、世帯人数については、コロナ禍の下で住民の生活状況はどんどん厳しくなっているにもかかわらず若干減少傾向にあると、そういう不思議な状況が続いております。令和3年度末で324世帯443人と減少傾向、これは、減少傾向の背景には、高齢の独り暮らしの世帯など高齢の世帯がお亡くなりになることによる生活保護世帯受給者の減少というふうなことも背景にはあるかと思いますが、一方で令和元年度と令和3年度を比べても倍以上に相談件数が伸びているにもかかわらず、新規受給の決定件数が逆に減っていると、そういう不思議な現象が起こっております。相談件数が増えているにもかかわらず新規の受給件数が減っている、これはどういう事情によるものなのでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）この数値につきましては、冒頭申し上げましたとおり子ども家庭センターからの聞き取りということになります。相談件数が増えているのに新規受給件数は横ばいやという話の詳細については、聞き取りをそこまでしてはございませんが、やはりまずは相談に行く、そしてコロナの対応でのまた別の制度のご利用に至っている、そういったことが想定できるのではない

かなど。特に社会福祉協議会の貸付け、こちらのほうはかなりの件数、それから先ほどご案内いたしましたとおり、総合支援資金に至りましては熊取町でも3億円を超える貸付金額となっておりますので、そちらのほうに今までであれば新規ということに流れる分が、そちらの別のメニューをご利用になっているということが想定できるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただいたように、生活保護の相談に来られた方についても、相談はしたもののなかなか実際に生活保護を受けるにはハードルが高いというふうなこともあり、あるいは生活保護の相談を受けたケースワーカーの方が緊急小口資金などの案内をするというふうなことがあるのかも分かりませんが、生活困難に陥った方が緊急小口資金や総合支援資金の利用に回って、その貸付件数がかなり増えているという状況が生まれているものと思われま。これは、国のほうの対策としてこういうことが実施されているわけですが、緊急小口資金、総合支援資金、これは、返済の期限が来たときにその方の生活の状況が改善していなければ返済の免除もあり得るようなことを聞いております。その辺の実際のところはいかがなんでしょうか、分かっておりましたらお教え願えますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）これはコロナ対策ということで、国のほうも大々的に報道機関等も通じて報道しておるとおりでございます。その返済については免除という制度もありますということとはっきりと国のほうも情報提供しております。ただ、もちろん基本は貸付けということにはなりませんけれども、制度としてはそういった免除という制度が設けられておるといのは事実でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）恐らくその貸付けを受ける方も、いよいよ生活が改善しない場合には返済の免除もあるということ、それを信じて借りているという方もあるかというふうに想像できますが、その辺の実際の対応が正しくできるようにお願いしておきたいと思っております。

そして、生活保護に至らなかった方へのサポートについてもお尋ねしましたが、社協の方であるとか、CSWの方が包括的に支援をいただいているというふうなご説明がありました。ぜひそういうふうな継続的なサポートはお願いしたいと思うんですけれども、実際に私が相談を受けた方で、生活保護の申請をしようとして岸和田子ども家庭センターのケースワーカーの方に来ていただいて相談をしたんですが、その方は、僅かな年金とシルバー人材センターでの仕事で1か月の収入が10万円前後ぐらいですか、10万円をちょっと超えるかどうかというその程度だったんです。それでも生活保護の収入要件を僅かに超えるというふうに言われてしまって、そしてまたその方は、中古で買った非常にもうぼろぼろの軽自動車ではあります、車にも乗っていると、シルバーの仕事にも使っているんだというふうな方でしたけれども、車を所持しているというふうなこともあり、自家用の自動車の所持と収入要件で若干上回っていると。そういうことで、その方は生活保護の申請の前の段階で駄目ですというふうに言われてしまったということで、生活保護申請に至らなかったという方がございます。

ところがその方は、私は申請の相談の時点で立ち会ったわけではないんですが、その後、町の職員からもCSWの方からも何ら特段のサポートはないし、その方は自分1人で悶々としておられて、そしてしばらくしてからまた私が声をかけて、引き続き生活保護を受けられるための対策を一緒に考えようというふうに行っているところなんです。一定の高齢の方でもありますので、シルバー人材センターでの仕事を減らさないと生活保護を受けられないというふうな事態になっております。

ところが、シルバー人材での仕事を減らすと今度は生活が大変になると。その方は預貯金がほぼ0に近い方ですので、貯金を取り崩して生活することはできない。シルバーでの仕事を減らすと途

端に、今でも生活が大変なのに、より一層生活が困難に陥ってしまうと。生活保護を申請するためには、その困難に耐えて申請するか、それとも今の状態を維持しながらきゅうきゅうの状態でも生活し続けるかという、そういう瀬戸際で、その方は体に一定の持病も抱えて、お医者にもかかりながら生活しているということで、非常に厳しい方がおられました。

そういう方についても、生活保護申請そのものは岸和田子ども家庭センターの職員が来て対応しておられたので、その場には町の職員もCSWも同席しておらなかったらしいんです。岸和田子ども家庭センターのケースワーカーと住民の方と、その2人だけで対応して、あなたは収入要件、車を所持している、駄目ですということで門前払いを食わされたというか、そういう状況だったようです。

そういう事例もありますので、生活保護に至らなかった方が恐らく町内にたくさんおられると思います。その辺へのサポートということも、ぜひ町的生活福祉課の職員、そして、CSWの方々、もちろんたくさんの方の相談抱えておるとお思いますので、なかなか相談のあった方々にきめ細かく継続的に対応するというのは大変かとは思いますが、ぜひその辺はアウトリーチで声かけをするという、そういうことで継続的な支援を心がけていただきたいというふうにお願ひしておきます。

3点目の質問に移りますが、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の本町での支給状況と対象者への通知、広報について説明願ひします。

議長（二見裕子君）木村総務部理事。

総務部理事（木村直義君）それでは、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給状況と対象者への通知、広報につきましてご答弁申し上げます。

まず、支給状況でございますが、令和4年5月末時点で申し上げますと、非課税世帯に対する確認書などの発送件数4,335件に対し支給件数が3,996件、率にいたしまして92.2%となっております。また、家計急変世帯に対する支給件数につきましては33件となっております。

次に、対象者への通知、広報でございますが、通知につきましては、令和4年2月及び3月に対象者に確認書等を送付してございます。

また、広報につきましては、令和3年12月に町ホームページに掲載後、随時情報を追加、更新するとともに、町広報においては、令和4年2月号に確認書の送付予定、3月号に家計急変世帯向けの記事を掲載するとともに、3月号ではチラシを同時配布いたしました。

さらに、確認書等を送付したものの未提出である方に対する周知といたしましては、令和4年5月号広報に改めて掲載するとともに、5月9日付で個別に通知を送付したところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。熊取町の広報など、あるいはチラシの挿入、広報の中に折り込みでチラシを入れたりとか、あるいはホームページにも掲載していただいていますし、様々な手段で広報はしていただいているかと思ひます。

令和4年5月末の時点で対象者への発送が4,335件、支給件数が3,996件で92.2%と。そしてまた、まだ受給されていない方には引き続きお知らせをしているというふうなことでありますけれども、その一方で、家計急変世帯で受給された方が33件というふうになっております。これは、実際の家計急変世帯を町が独自に把握するというのはなかなか困難でしょうから、現時点での家計急変世帯の申請が33件というのが果たして十分な数に達しておるのかどうかというのはなかなか把握しにくいと思ひますが、先ほど事例として挙げました生活保護が受給できなかった方も、この住民税非課税世帯への臨時特別給付金、家計急変世帯の対象になるのではないかとこのように私は思っただけで、その方にお聞きしたら、最近になってその方が図書館でしたか、どこかでそういうチラシを見つけて、いやひょっとしたら自分も対象になるのかなと思っただけというふうなことであったんです。私もこれを利用できるかもしれないということに気づいて、その方と一緒にいろいろと収入の状況を調べて、申請の手続を私がお手伝いしたというふうなことがございましたが、恐らく家

計急変世帯に一時的に収入の状況が悪くなって住民税非課税世帯相当に陥っているという方も多数おられると思うんです。だから、かなり広報をしていただいておりますが、再々にわたって、これからもまだ締切りの期限がございますし、そしてまた、新たに年度が変わって第2弾の支給というか、二重の支給はございませんけれども、新たに年度変わりで住民税非課税世帯相当に陥っている方に向けての新たな給付も制度として発表されておりますので、より一層広報を強めていただきたいと思います。その辺はいかがですか。

議長（二見裕子君）木村総務部理事。

総務部理事（木村直義君）議員ご指摘の広報につきましては、これはもうしっかりと周知のほうはしていきたいというふうに考えてございます。

6月に今、議員からお話ございました令和4年度、いわゆる第2弾のほうでございます。そちらのほうにつきましてもしっかりと広報していく中で、議員のほうから今、例で挙げられましたように、令和3年度で家計急変世帯が33件、これが多いか少ないか、確かにもうここは検証は非常に難しいところではございますけれども、ただ、家計急変世帯、もし仮に漏れているというか申請を忘れていたとしても、第2弾でもし令和4年度が非課税世帯等になっておれば、これはもうプッシュ型で、こちらの町のほうから通知が行くという形になるケースが考えられますので、そちらのほうでしっかりと申請をしていただければというふうに思っているところです。

広報につきましては、引き続きしっかりと行ってまいりたいと考えてございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。

前年度実施した住民税非課税世帯への臨時特別給付金を継続して、年度が変わっても、また新たに住民税非課税世帯に陥った、あるいはそれ相当の方への臨時特別給付金ということで、これは国の制度としてもかなりきめ細かく対応していただいているかなと思います。そういったせっかくできた制度がきちんと活用できるように、きめ細かい広報をよろしくお願いします。

大きな2点目の社協による高齢者移送サービス（行こうC a r）の現状についてお尋ねします。

まず1点目は、一昨年10月から実施されている移送サービスについて、現在の利用状況とこの間の改善点について報告を求めます。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の社会福祉法人熊取町社会福祉協議会で実施されている移送サービス（行こうC a r）の利用状況等につきましても、社会福祉協議会から聞き取った内容でのご答弁等をさせていただきます。

まず、1点目の現在の利用状況と開始からこれまでの改善点につきましては、利用登録者数が125世帯150人あり、令和3年度の実績では576枠のうち運行回数が383回となっており、利用率にいたしますと66.5%となっております。

また、運行のための運転ボランティア登録者数は14名となっております。

改善点といたしましては、利用されている方や運転ボランティアの声を反映して、令和3年10月から運行時間帯の見直しを行い、実施日数を週3日から5日に増加することにより運行枠数を増加し、利用しやすい環境の整備に努めておるといような状況になってございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ご報告いただきましたが、これまでの利用の回数は576枠のうち383回でしたか、それは、この制度を開始されてから今日までのトータルの延べの回数ですか、それとも1年度ですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）これは、令和3年度4月からの1年間、12か月分の枠数、それから運行回数ということになっております。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）要するに、令和3年度1年間の利用回数が383回ということですね。それで間違いないですね。はい。

576枠があって383回の利用と。576枠というのは、1日のうち1番目の午前の部と、午後が2回あるんですか。1日に3回の利用枠があって、それぞれ希望した日時、何月何日の午前の時間帯とか希望してもそれに合わない時間帯があったりして、ボランティアの運転士が待機しているんだけど、1日のうちで利用がない時間帯も存在していると。そういうところから、利用枠としては576枠あるけれども利用されていない枠も残っていたと、そういう理解でよろしいんですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）そのように報告を受けております。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）この間、移送サービスの利用が徐々に広がってきているなというふうな受け止めさせていただきますが、実際にこれを活用している方からすれば、無料で利用できますので、たとえ月2回とはいえ、そしてまた時間の制約もあるとはいえ、非常に便利な制度ではないかと思えます。ボランティアに登録していただいている方が14名で、1回につき交通費の実費弁償というんですか、1か月出ていただいて500円ということだそうですが、実質的には無償ボランティアに近い状態で14名の方々が移送サービスに就いていただいているということで、多くの方々に活用していただいているなというふうな感じています。

ただ、現在、車が1台ということなんですが、今後どんどん利用が増えてくると車1台では対応し切れないというふうなこともあるのではないかと思うんです。その辺はいかがでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません。冒頭も申し上げましたとおり、この事業につきましては社会福祉協議会の実施事業ということで、もちろん町としても支援させていただいておりますが、これからの運営方針、そういったことにつきましてここで私、責任を持ってお答えするのはあれかなと思います。ただ、おっしゃられるとおり、1台で運行している、それを増やしていく方向、この方向性は確かにそのとおりだと思います。その程度しかちょっとお答えできないので、申し訳ございません。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）今現在、車1台の運行で、社協としての実際の仕事量と申しますか、その辺はどうなのかということはずっと気になっていたんです。結構、この移送サービスを実施するに当たって、実際移送サービスをされるのはボランティアの方々なんですが、利用者の登録を受け付けたりそういう予約の調整をしたりというふうなことで、社協の会計年度職員かも分かりませんが、社協の中での実務も結構発生しているんです。ところが町のほうからは、車に係る費用は負担しているけれども、そういう人件費的な負担は町のほうからは特にされていないというふうな聞いております。だから、そういう面でも、今後もし利用が増えていって、車1台増やそうかというようなことにも社協のほうから申入れがあった場合には、人件費に対する補助とかそういうことも検討していく必要があるのではないかと思います。その辺はいかがですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今時点、社協のほうからはそのような要望は受けてございません。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）あくまで今後の課題ですけれども、現時点でそういう要望は出ていないということのようですが、今後そういう事態になった場合には、ぜひご検討願いたいというふうに思います。

②の2点目のところに移ります。一定利用は広がっていますが、まだまだこの制度を知らない方

も多いと思われます。引き続き住民へのお知らせを継続すべきと考えますが、いかがでしょうか。
議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）続きまして、2点目の周知のための住民の方へのお知らせの継続につきましては、町の広報誌と同時配布しております社協くまとりへの利用案内の記事掲載、あるいは包括支援センターからの訪問時の事業周知の案内、あるいは福祉委員等関係者からの事業の案内などにより、周知に努められております。本町といたしましても、今後も必要な支援、協力は行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）これまでもいろんな形で広報していただいていると思います。ただ、社協くまとりへの掲載ということもやっているようですが、やはり町の広報誌に比べれば、社協くまどりのほうがどうしても中身を読んでもいただける可能性が低いというふうなこともございます。社協が実施している事業であっても、町のほうも一定支援をしておりますし、町にとっても重要な事業ですので、広報くまとりへの、町の広報誌への掲載も引き続きやっていただきたいと思いますが、それはお願いできますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）町のホームページ等には、現在も対象になる、それから社会福祉協議会へのリンクを張ったりとか、可能な限り支援のほうはさせていただいております。町内の福祉関係団体ということで、社会福祉協議会のやっている事業として移送サービス事業というのを明記し、そして、社会福祉協議会のホームページのほうにリンクするような形で町のホームページも作成いたしております。

また、広報のほうも、今ご要望ございましたことにつきましては前向きに検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）先ほどの住民税非課税世帯への特別給付金も同じであります、やはり比較的新しい制度で、住民の方にまだ十分周知徹底していないと思われるという事業については、ぜひ継続的に広報誌に掲載するということをしていただきたいと思いますというふうに思います。その際には、やはり分かりやすい情報の掲載、小さい記事ではなくて大きく目立つように掲載していただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。

議長（二見裕子君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終了いたします。

次に、矢野議員。

9番（矢野正憲君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、私のほうから中学校の部活動の地域移行・地域委託についてお尋ねをしたいと思います。

少子化や教員の負担増で、部活動をこれまでどおり維持することが難しくなっていると言われております。スポーツ庁は、公立中学校の休日の部活動指導を学校から切り離し、地元の民間スポーツ団体や大学と連携・委ねる地域移行について、2023年度から2025年度を改革の集中期間と位置づけ、全国で達成させると目標を掲げております。熊取町は、スポーツ庁が主導する公立中学校の運動部活動改革に沿って地域移行を行っていくのか、お尋ねしたいと思います。

まず、1番として、少子化というふうな形になっておりますので、現状把握として町内の中学校において少子化で廃部事例や廃部危機等はあるのか、このことについてお尋ねをしたいと思います。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）矢野議員の中学部活の地域移行・地域委託についてのご質問のうち、1つ目の現状把握として町内中学校において少子化で廃部事例や廃部危機はあるのかについてご答弁申し上げます。

令和3年度は、町内の3つの中学校で文化部12クラブ、運動部28クラブが活動しておりました。そのうち令和3年度末に、活動する部員の減少により1つの運動部が廃部となりました。また、泉南地区内で活動する同種目のクラブが1校のみとなることから、令和5年度末にさらに1つの運動部が廃部の予定です。

以上です。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君） 令和3年度が運動クラブが1つの減ですので、3校で28クラブあったのが27になるというふうなことで、来年度はさらに1つ減になるというような形なんですね。分かりました。

これは、もう少子化の影響でやはり部員が集まらないとかというような、そういうふうなところに影響が出ているんですか。その辺はどうなんですか。

議長（二見裕子君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） 先ほどのご答弁でも申し上げましたが、昨年度末廃部になったクラブについては部員が1名となったということであったり、令和5年度末に廃部する学校につきましてもやはり部員減、あと、子どもの数も減るということは先生の配置の数も減っております。ただ、クラブの数は比較的10年前とそんなに大きく減というわけではありませんので、なかなか顧問のほうに掛け持ちをしたりというような先生もいらっしゃるって、やっぱり先生の数の減と少子化の影響で、そのあたりの厳しさというのもあるというふうに学校から聞いております。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君） 分かりました。

新聞紙面等を読んでおると、他校と交流とかというふうな形で、熊取であれば3つの中学がありますから、その3つの中学校で合同で試合に出場するとか、こういったケースというのが新聞等では書かれておるんですけども、もうそれさえもできなかったというような状況にあったわけですよ。その辺はいかがなんでしょうか。

議長（二見裕子君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） なかなかクラブの試合に出るのに、例えば野球やったら9名おらんあかんけれども、いないので出られないというような、全国的にはそういう状況であったかなというふうには思っております。本町においてもなかなか合同で試合に出たりというような実績は、教委としてはつかんでいない状況ではあるんですけども、合同で試合に出てというところの状況では、あまり今まで実績はないのかなというふうに思っています。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君） 分かりました。

少子化に伴って学校の顧問の先生の数も減らされるというふうな形になっているわけですよ。というのは、これからもやはりそういうふうな傾向というのは変わらないんですか。

議長（二見裕子君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） 子どもの数はやっぱり推定で少子化の傾向になっていくということは、こちらとしても予測しているところです。

以上です。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君） そういった形で廃部した事例はあるし、これからもそういった形の事例も出てくる可能性があるというような認識でいいんですね。はい、分かりました。

次に、2番目の質問に移りたいと思うんですが、今回スポーツ庁が言うているのが、今の時代の要請であったりとか時代時代に合ったような部活を見直すとか、見合った形にしていくというような形で、地域移行というのを僕が初めて目にしたのが去年の冬に入る頃ですか、新聞でちょっと見て、年が変わって4月や5月になると、やはり盛んに新聞紙面等でにぎやかしていたというような状況になってはいるんですけども、熊取町として、やはりスポーツ庁が言うている、国が言

うている公立中学校の運動部活動の改革に沿って地域移行をやっていくというのは、町としてもそれはもうその流れに乗っていくというような、そんな考えでいいんでしょうか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）スポーツ庁の運動部活動地域移行に関する検討会議のほうから提言案というのが出されていて、多分2日前ぐらいに検討会議のほうからスポーツ庁のほうにその案が提出されたというふうに報道されていたかなと思っています。その中で、令和7年度末をめどとして地域移行するのが望ましいというようなことが書かれておりますので、具体的にどのように地域移行するのかというのはこれから考えていかなあかんというふうに思っておるんですけども、国の大きな方針が示されたという中で、やはりそこを目指して、従いながらやっていくというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）僕の後にも教職員の先生方の働き方改革についての質問をされる議員もおられますけれども、ブラック職場というふうなことがやゆされるような状況なんですよ。いろいろと読んでみると、中学校の教員の労働時間というか、週56時間ですか。特にやはり部活動などの課外活動が目立ってどうしても長くなっているというようなことが指摘をされているようで、特に、さっきも言いましたけれども、部活動の教員の長時間労働は部活がやはり長く働く温床になっているんじゃないのかというふうなことになっているんですが、大きな2番で中学部活の地域移行や地域委託は、この教員の先生方の働き方改革にやはり資するものにはあるんですか。当然資するものにはなるんでしょうけれども、その辺はどうなんでしょうか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）2つ目のご質問、中学部活の地域移行や地域委託は教員の働き方改革に資するものになるのかについてお答えします。

文部科学省による学校の働き方改革を踏まえた部活動改革については、部活動は教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教師にとって大きな負担となっていると指摘されております。本町としましても、部活動の地域移行は教員の負担軽減に資するものと考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）休日は民間にというような形になれば、顧問の先生方の負担軽減に当然つながるというふうなことですよ。分かりました。

僕、ちょっとこういうふうな聞き方したのは、当然先生方の働き方改革につながっていくんでしょうけれども、何か違う問題を抱きかかえてしまうような、そういったことにもなりかねんのかなというふうにちょっと思ったんです。というのが、休日に、もう民間の指導者に委ねるわけですよ。例えばここだけが起こったりとかしたときに、この責任の所在とかというのはどこにあるんですか。その辺も検討課題ではあるんだと思いますけれども、この辺をクリアしないと、3番の例えば保護者の理解はなかなか得られないんじゃないのかなと思っているんですが、その辺はいかがですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）議員がおっしゃってくださったとおり、私たちもそのあたりをととても危惧しているところです。子どもにとって何が一番いいのかという視点が一番大事やと思っておりますので、もしけががあったときにどんなふうに連携をしながらやっていくのか。責任の所在も含めて、そこについては受皿となってくださる団体等との調整が必要になってくるというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）多分、答弁であればこれから考えるというようなところなんでしょうけれども、例えば実際、熊取町で言うたら、大阪体育大学があったりだとかスポーツリーダーバンクとかにそういった外部人材を求めるようなことになるんだと思います。そういった話というのはまだこれからですか、大学と話をするとかというのは、今、平日は来てもらっているんですよね、時給1,000円ぐらいで。休日はどうされるんですか。以前いろいろと、学生なんで試合もあるし練習もあるしというような、そういった答弁をいただいていたような気はするんですけども、熊取町としたら、やはり大阪体育大学を使っていくようなことというのは念頭にあると思うんですが、その辺はどうされるんですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）3年前あたりからのDASHプロジェクトの中で、体大生にスポーツ指導者として学校のほうへ来ていただいています。その際に学校と、平日来てもらうのがええんか、あるいはお休みの日に来てもらうのがいいのかという協議をしたときに、やはり平日は会議等あるので、そのときに来ていただけるとすごく助かるんやというような学校の声もありましたので、基本的には平日に学生に来てもらっているというような状況です。

体大との地域移行に関しての協議につきましては、このたびスポーツ庁から具体的に提言案というものが出されましたので、これを基にさらに具体的に話をしていくということになるかと思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）分かりました。

熊取町とすれば、他の自治体に比べたら体育大学があるというふうな優位性があるので、それをやはり生かしていただきたいと思うんですが、当然生かしていくことになると思うんですけども、その辺の話ですよね。2023年から2025年の3か年が集中期間なので、この3年の中でやっていけばいいというふうなことなんでしょうけれども、熊取町とすれば、やはりほかのところより先んじてできるのかな。今現在調べていたら、もう先行事例で200校ぐらい今年度やっているところもあるというふうに聞いてはおるんですけども、その辺はやっぱりしっかりコミュニケーションを取ってほしいなと思います。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）学校の部活動を地域にという話については、いろんな課題というのが今、議員もおっしゃってくれているようにあるんです。今、体大の学生が中学校に入って部活動指導をやってくれているというのはあくまでボランティアの一環ということで、責任については全て学校の顧問の先生が負っているという状況になっています。

今、スポーツ庁のほうで議論されているのは、総合型地域スポーツクラブというのをつくって、そこで中学校の部活動の面倒を見てもらおうと。それについては一定の試合への子どもたちの引率であったりとか事故が起こったときの対応であったり、そういうのも含めてそういうふうな地域のスポーツクラブに移行していこうというのが、今スポーツ庁のほうで議論されている話です。

統合型地域スポーツクラブというたら、今、熊取町でもサッカー関係でやってくれている団体、有名選手を輩出しているような、ああいうふうなところが受皿的になってくると。ただし、中学校の今28の運動部全部を受けられるかというたら、受けられないというような状況もあります。同じような団体は大阪府下にもいろいろあって、この4月から登録認証制度というのもどうもスタートしているみたいです。そういうふうな受皿をつくっていった中で学校の部活動をそういう地域のほうに移行していくという話になるので、そういうふうな指導者であったりとか受皿をつくっていきこうというところからスタートしていかなあかんということ。当然、そうすると一定の保護者負担というのも生じてくるという、これはスポーツ庁のほうでも、こういうふうなデメリットもあるよね

ということで議論がされています。その辺の負担もどういうふうにしていくかというふうな、いろんな課題が山積みになっているということで、その辺、いろんな状況も調査しながら進めていきたいなというふうに今は考えております。

以上です。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君） 分かりました。教育次長がおっしゃるように、地域の総合スポーツクラブにというふうな形になっています。僕が言うたのは、熊取町の特徴として大学があるんで、そこにもやはり協力は仰いだほうがいいんじゃないのかというふうなことでの質問をさせていただいたというふうなことなので、ご理解いただければと思います。

今いろいろと話があったんですが、保護者の理解を得る努力ですよ。今回の中学校の部活というのは、顧問の先生から土曜日、日曜日もう民間のほうにという形になって、大きく180度ぐらい変わるぐらいの大改革になっているんですが、僕も中学校時代野球部でした。当然、やはり顧問の先生は教員の先生でありました。恐らく中学生を持つお父さんやお母さん、保護者と言われるのはほぼそういうふうな経験されていると思うんです。それが2023年から2025年の終わりには地域の移行にしないよという形になりますから、がらっと変わりますよね。その辺についての説明というか、理解をもらうような努力というのはどうされるのかな。人間ですから、やっぱり自分の経験則から物を言う人もたくさん出てくるだろうなというふうに思ったりするんですが、その辺はどうされるんですか。

議長（二見裕子君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） 3つ目のご質問、保護者の理解を得る努力をどう考えるかについてお答えします。

地域移行や地域委託には、様々なメリット・デメリットについて国において議論されているところですが、地域移行に際しては、保護者に対して説明会を行うなど、丁寧な説明を心がけていきたいと思っております。

以上です。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君） 当然そういうふうな形になりますよね。もう180度国が変えると言うているんですから、熊取町もそれに準じて変えますというような説明にもなったりとか、あとは、要はもう少子化で、先生方もブラックでというふうな話というのは大体皆さん認識されるようになってきているので、ここの部活動を外に出しますよというふうな形ですよ。行く行くは土日だけじゃなくて平日もというふうな考え方になっているわけですよ。そういうふうな説明はされるんだと思うんです。

先ほど次長のほうからも話がありましたけれども、外に出すことで謝礼金とかもうたわれているんですよ。この辺はどうされるんですか。1時間1,000円ぐらいで雇うのか、その辺の考え方はまだ固まっていないんでしょうけれども、どうされるんですか。ちょっと聞きたいと思っております。

議長（二見裕子君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） 本当に地域移行することによるメリットというところ、先生の負担軽減であったりとか、子どもにとっては専門性のある方から指導していただけるというようなところ。あと、多くの大人に関わってもらうことができるというメリットはあるんだけど、やはり懸念される点は、本当に地域での受皿が、先ほど言わせていただいたように26クラブある。種目で言うたら8ぐらい種目がある。例えば3つの中学が同じ種目については1つの例えばクラブチーム、あるいはスポーツクラブ、地域の統合型スポーツクラブに見てもらったとしても、本当に8つ、9つの種目を受け入れてくれる団体があるのかどうかというところが非常に大きく懸念される点、また、そこで指導して下さる人の質とか数の確保も恐らく必要になってくるだろう。いろんな民間団体あるいは地域のスポーツクラブということになれば、保護者の会費等の負担

も考えられると。あと今、大会でありましたら中学校単位で大会に出るんだけど、その見直しも必要になってくる。そういったところも非常に懸念される点です。

この点についてはまだ国で議論されている最中というところもありますので、その動きを見ながら、本町としてもどの方向でいくのかということ、様々な方法があるかと思っておりますので考えていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9 番（矢野正憲君） 分かりました。

いろいろと新聞等も読んでみると、やはり中学のクラブ活動の大会等にも町なかのまちクラブとかそういったものも出られるように緩和してくるといようなことも書かれていますし、そういったものもこういった形に合うような形にちょっと変えてきているんだなというふうな認識はしております。

昨日、今日の新聞等で、やはり保護者に対する謝礼金とかのお金の支出、それについてスポーツのほうでギャンブルでというふうな、それを原資にしようみたいなことが昨日載っていて、今日はもう経済産業大臣も文部科学大臣もはっきりと、そんなことありませんというふうなことが出ておりました。だから、国のほうもひょっとしたらまだちょっとなかなか固まり切れていないのかなというふうなことはうかがい知ったところでもありますので、いずれにしても、熊取町としてやっていくというふうなこと、熊取町できひんかったらほかのところはなかなか厳しいと思いますよ。そういったところもちょっとしっかりとやってほしいなというふうに思っております。

あと、今年度200校ぐらい先行させてやっているというふうなことを聞いているんですが、その辺の情報とかというのはいろいろ手に入れておられるんですか。

議長（二見裕子君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） 大阪府においては、スポーツ庁の委託事業の地域部活動推進事業ということで、1つの町と1つの市、要するに2市町で昨年度から取組を行っているということ、府の保健体育課のほうから情報提供あるいは説明を受けております。その市町で取り組んでいる成果であったり意見というのもいただいておりますので、それを参考に、また近隣の市町の教育委員会とも連携したり情報共有しながら、よりいい形、あと3年間でどう移行できるのかということ、近隣とも相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9 番（矢野正憲君） 分かりました。

先行しながら、先生の働く時間が短くなるのかどうかというのは実際的にやるというふうなことは聞いていますので、恐らくクラブ活動を土日しなかったら先生方の働く時間は圧縮されるんだろうなと思います。そういうふうな形で多分データは出るんだと思います。いろいろありますけれども、教員によっても部活にかけるような温度差はあるじゃないですか。熱心な先生であったりとか、ほぼ熱心な先生が多いんだと思いますけれども、その取組の温度差によって、例えば地域に移行するというふうな中でも、教員の先生方が自ら求めれば教育委員会が許可をされて土曜日、日曜日の休日の地域総合スポーツクラブの中で教員の先生が教えることができるというふうなことにも実はなっているんですね。そこで、例えば強いクラブの熱心な先生じゃないと嫌やというふうな保護者の強い要請であるとか同調圧力、そういったことというのも十分考えられるのかなとも思っているんですが、その辺はどうされるんですか。熊取町の教育委員会として、もう一括に土曜日、日曜日は教員の先生方は部活の顧問をさせないとかというふうな、何か一つの指針になるようなものをつくったりされるんですか。

議長（二見裕子君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） まだそこまで考えられて……。いわゆるスポーツ庁のほうでまだまとまってい

ないところがあるので、議員おっしゃってくれた、先生方でやっぱりスポーツ指導にごっつい熱意を持たれている先生というのは当然今も中学校でもたくさんおられるので、その部分については一定、学校の業務とは切り離して、先生方は兼業可能ですので、先生方が自主的にそういう地域のクラブで指導するというときには、それなりの対価をもらってそこで働けるというふうなこと、これもスポーツ庁のほうは考えているみたいです。

町としては、先生方のそういうふうな競技に対する思いというところについては、特段制限しようかなと言うつもりは今のところ考えていません。ただ、それは学校の先生方が学校でいる時間帯とは別に、休日の業務というふうな位置づけをスポーツ庁のほうも考えているみたいですので、そこは先生方の自主的な判断にお任せさせていただくという形になるのかなというふうに考えております。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君） そういうふうな方向で進むんでしょうけれども、もう思い切って、熊取町の教育委員会としたら、土曜日、日曜日はもう先生は休みなさいぐらいの指針を出したほうがいいんじゃないですか。今の教育次長の話やったら、各先生方の判断に任せるというふうなことになってくると、あの先生がやるから、ほんなら俺らもせなあかんのかなというふうな考えになってもいけないんで、その辺は少し考えられたほうがいいんじゃないですか。

ブラック職場と呼ばれている学校現場で特にデータで出ているのは、課外活動、部活の先生方が働く時間帯が長いというふうなことが指摘をされているのであれば、国として、もう土曜日、日曜日、祝日は外に地域移行するというふうな話が今出ているんですから、その辺、思い切ってそれぐらいやってもいいんじゃないですか。その辺は当然現場を預かる先生方と教育委員会との考えですから、だけど、そういった考えがあってもいいのかなと私は思いますけれど、その辺、教育長はどう思いますか。

議長（二見裕子君） 岸野教育長。

教育長（岸野行男君） 議員のほうからいろいろ運動部活動の地域移行に関してご意見といたしますか、いただいておりますけれども、議員のほうから今いろいろご指摘いただいている点は、国のほうの運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言の中で、まさに課題やとか今後解決していかなあかん問題として取り上げられているところかなと認識しております。

今、要は学校の教員の勤務時間が長い原因の一つに部活動がなっていることは間違いないです。それは、いろんな文部科学省の調査であったりとかそういったところでも出ております。一つの要因でありますので対策を打っていかなあかんと。一つは外部指導者を入れるとか、今、でも本町のほうではまだ活用していないですが、部活動指導員という形で実際、対外試合の土日の引率についていけるというような制度もありますが、なかなか人材確保の観点とかで今難しいところがあります。

だから、今もう思い切って土日を休みにしたらどうやというのでいきますと、そもそも勤務時間の関係でいきますと、割り振られていない週休日ですから本来は休んでいただかなあかんと。部活動に関しては、在り方の指針を町としても、たしか30年3月だったと思いますけれども出しておまして、平日はおおむね2時間とか休日もおおむね3時間で、土日は1日必ず休みなさいよとか、そういった形のものも現状示しておまして、運用上、対外試合とかがあるので、そこが出ていることもあるかと思えます。

ただ、やっぱり教育委員会としては、できる限り過重労働というか業務負担軽減というのは図っていかなあかんという中で、土日というのは本来、勤務命令がない限りは出ないでくださいねというのが本来の趣旨です。ただ、学校の教育職員につきましては給特法という関連から、我々事務職員といいますか、行政職員のように勤務命令がないと時間外の仕事をしたらあかんとか、命令が前提というものではなくて、教育のため、子どもたちのためにいろいろずっと活動といたしますか、いろいろ自己研さんとかも含めてするというような、法的にもなかなか難しいところがありますので、

教委としては、できる限り休めるときに休んで、出ないでくださいと、そういう方針で対応していきたいと考えております。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君） いろいろとスポーツ庁のほうも提言は出されましたけれども、生煮えのところもあつたりとかするのかなというような感じは受けています。

やっぱり学校指導要領ですよ。学校指導要領に出たら、部活動は学校教育の一環ということにされているわけですよ。この辺ちょっとやっぱり変えてもらうようなことをやっていかないと、なかなかさっき言うたように土曜日、日曜日に出る先生と出られない先生というふうなことというのは、このテーマというのはずっと続いていくのかなというふうに思ったりしないでもないです。だから、この辺はまた我々のほうから声を上げるといことはやっていかないといけないのかなというふうに思っているんですが、ただ、さっきも言いましたけれども、僕らみたいな中学校でもクラブをやっている、そこの顧問の先生は学校の先生、教員の先生やったというふうなのが普通やったのが、これからはもう外部に委託をする、地域移行するというふうな形になっていますから、もう180度ぐらい変わるわけやから、そこはどうしてもやはり保護者の皆さんには理解をしっかりと求めないといけないというふうなことになりますよね。理解をした上で、土曜日、日曜日に子どもたちを通わせるのであればやはり謝礼金出してもらわないといけないというふうなことになるんだと思いますけれども、これから熊取町として、その謝礼金を町としてバックアップするというふうなことはもう考えないんですか。その辺はいかがなんでしょうか。

議長（二見裕子君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） そこはちょっといろいろと、先ほど田中議員のほうからフリースクールの件もあつたりとか、いろんなことでやっぱり検討は要るかなと思います。

今、現に就学援助の制度がありますので、これはまた違うと思うんですけども、就学援助みたいな形で、当然その辺の負担については、ある程度家庭の事情に応じて助成というものは考えていかなあかんかなと思っております。

以上です。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君） 就学援助のような形で、しっかりと援助しなければいけない家庭にはやっていくというような形で進むような形ですね。そういうふうな答弁でしたね。分かりました。

最後、外部指導者の確保についてなんですが、いろいろ先ほどからやり取りをやっている中で話は出ておりましたけれども、やはり急務となるのが顧問に代わる指導者の確保です。この辺については、先ほどからちょっとお答えをいただいておりますが、再度いただけますか。

議長（二見裕子君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） 4つ目のご質問、外部指導者の確保についてどう考えるかについてお答えします。

熊取町では、従前より熊取町部活動支援事業における地域人材による外部指導者派遣、また平成31年度より大阪体育大学とのDASHプロジェクトにおける大学生スポーツ指導者派遣を実施しています。今後においても、地域人材や地域クラブ、大阪体育大学等との連携を推進し、休日の部活動の地域移行や地域委託に向け、国や大阪府、また、近隣市町の動向を注視し、検討していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君） 分かりました。

それともう一つ、総合型の地域スポーツクラブというのは、やはり立ち上げはしていくんですか。

その辺はどんな形で考えておられるんですか。

議長（二見裕子君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）これ、ちょっと難しい話でして、でも、ないと受皿がないということで、当然そこは何らかの働きかけをしていかなあかんかなと思っております。

そこで、本町の場合相談をかけるとしたら、体大にそういうふうな方向性というのは、いろんな連携協定の中でまず相談はできるかなというふうに思います。府内の例を見ますと、大体NPO法人がそういうふうな地域の総合型スポーツクラブというのをやっている例が多いので、本町の場合は、一応先ほど申しあげました団体が登録上、上がっているところがあります。そういうようなところなんかも相談しながら、あと、本町にはスポーツ協会であったりとかスポーツ少年団というふうな、特にスポーツ少年団については学童期の子どもに対していろんなスポーツ指導をやっている団体がありますので、そのあたりの関係団体とも相談しながら、何らかの形、答えを探していかなあかんかなというふうに思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）分かりました。

2023年度から2025年度の3か年なので、今年2022年度やからちょっと質問するのが早かったのかもしれないけれども、ただ、やはり2023年度からはもうそういった形でやっていけないといけませんから、しっかりと時流に乗るようにしてほしいなというふうに思います。

中学校の部活の地域移行なんていうのは、ある意味時代の要請であったりとか、一番冒頭に言いましたけれども、部活を時代に見合った形に改めていかなければいけないというふうなことであるとか、あとはスポーツクラブを立ち上げるのであれば、やっぱり新たなスポーツ環境を整備することにもつながっていくのかなというふうに認識をしておりますので、いろいろと実現するためには問題が山積しておりますけれども、粘り強くしっかりと前に進めていってほしいなというふうに考えております。またこれは折に触れて質問していきたいなと思っておりますので、よろしく願います。

このことを申し添えまして、私の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、矢野議員の質問を終了いたします。

議長（二見裕子君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「16時34分」延会）

6 月熊取町議会定例会（第 2 号）

令和4年6月定例会会議録（第2号）

月 日 令和4年6月9日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり11名であります。

1 番 田中 豊一	3 番 浦川 佳浩	4 番 坂上 昌史
5 番 文野 慎治	7 番 田中 圭介	8 番 河合 弘樹
9 番 矢野 正憲	10 番 渡辺 豊子	11 番 二見 裕子
13 番 江川 慶子	14 番 坂上巳生男	

欠席議員 2 番 大林 隆昭 6 番 鱧谷 陽子

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 南 和仁
教 育 長 岸野 行男	総 合 政 策 部 長 東野 秀毅
総合政策部統括理事 明松 大介	総合政策部理事 野津 惠
総 務 部 長 藤原 伸彦	総 務 部 理 事 木村 直義
住 民 部 長 巖根 晃哉	住 民 部 理 事 下中 昭三
健 康 福 祉 部 長 山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事 松浪 敬一
都 市 整 備 部 長 田中 耕二	都 市 整 備 部 理 事 白川 文昭
会計管理者兼会計課長 中谷ゆかり	教 育 次 長 阪上 敦司
教育委員会事務局理事 林 栄津子	教育委員会事務局理事 原田 哲哉

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 林 利秀	書 記 道端 秀明
------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一 般 質 問

- 議案第32号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 議案第33号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 工事請負契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事（R4-1））
- 議案第35号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（2期））
- 議案第36号 救助資機材搭載型消防ポンプ自動車の購入について
- 議案第37号 熊取町立小学校大型提示装置の購入について
- 議案第38号 町の区域の変更について
- 議案第39号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第2号）

議長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。議席2番 大林議員及び議席6番 鱧谷議員から欠席の届けがありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年6月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（二見裕子君）なお、発言される方は、起立の上、マスクをつけたままで発言していただきますようお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。

次に、大林議員の一般質問ですが、本日欠席しておりますので、議会会議規則第60条第4項の規定に基づき、一般質問の通告は無効といたします。

次に、河合議員。

8番（河合弘樹君）おはようございます。一般質問2日目、トップバッターで議長のお許しを賜りましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

昨今、ロシアがウクライナに侵攻した今回の戦争は、新型コロナウイルス感染症、気候変動、そしてエネルギーショックによって弱体化していた世界の食料供給システムに大きな打撃を与えています。ウクライナからの穀物や油糧種子の輸出はほとんど止まっています。また、カロリーベースで見ると、世界に輸出される食料の12%は両国で作られていると言われていたのですが、今年に入って53%上昇していた小麦の価格は、インドが恐ろしい熱波を理由に輸出の停止を発表した5月16日に、さらに6%値上がっています。

生活費上昇の危機だと広く受け止められた見方では、行く手に待ち受けているかもしれない事態の深刻さを全く捉えていないように思いますが、国連のアントニオ・グテーレス事務総長は5月18日、何年も続くおそれのある世界的な食料不足の影が向こう数か月で姿を現すと発表されました。

そこで、1つ目の質問ですが、防災に関わる取組について、1点目、災害時の非常食、備蓄食について、非常食、備蓄食といえば保存期間が大体3年から5年程度のものが多いのですが、世界的な食料危機に備えて長期保存できる食品などの購入等の検討はしていますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、防災に係る取組について、まず1点目の長期保存できる食品などの購入等について答弁いたします。

議員ご指摘のとおり、本町が現在、災害時の備蓄食料としておりますアルファ化米は、保存年限が5年のものを購入し、適宜更新しているところでございます。

近年における災害時の非常食の市場においては、5年以上の長期の保存年限のものやお湯を注ぐ必要のないレトルトタイプの非常食も増えているなど選択肢が広がっている一方で、長期保存のものはそれだけ調達コストが高くなっております。

大規模な食料難を見越して長期保存の食料を備蓄することに関しましては、災害用の食料備蓄とは違った観点で捉えるべきと考えておまして、今後の国・府における議論を注視してまいります。

加えて、備蓄食料につきましては、5年のものとより長期なものの組合せ、新しいバリエーションの備蓄食料の導入等について、調達コストとのバランスも勘案しつつ、避難生活に、より適したものとなるよう更新の機会に合わせて引き続き改善を図ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）ありがとうございます。今の答弁では、まずそれは考えていないというんですか、検討はしていないとありましたが、現在備蓄している買い換える頻度というのはどれぐらいになりますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）すみません、ちょっと聞き漏らしまして、更新のということで……。5年のものを今備蓄しておりますので、基本的には更新年限を迎えるに当たって、その年に更新していくと。ただし、それは一遍にということではなくて、例えばアルファ化米であれば、5,600食を基本的には備蓄している中で、各小学校に基本的には満遍となるように置いていると。それが順次更新期限を迎えるに当たって、その年度に計画を立てて更新しているというような状況でございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。保管場所は小学校であって、毎年ずつぐらい、その減る分は更新す

るということですね。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）おおむね大体毎年どこかの学校で更新にかかってくるような状況でございますけれども、令和4年度においては、アルファ化米自体の更新年度に当たっておりません。それとは別に高齢者用の備蓄もしております、おかゆのようなものになるんですけども、そういうものについては今年度更新を迎える年になっていまして、これは60食分を今年度、東小のほうで更新する予定になっております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。

あと、ちょっと話は戻りますけれども、初めの答弁で、長期保存用の食材があるのは分かっているけれども、コストが高くつくという答弁でありました。

私がちょっと調べて推薦したいと思うものが、先ほどもおっしゃったように、大体一般的な非常食は3年から5年なんですけれども、一番最長である25年間もつという、名前がサバイバルフーズという缶詰の中に入っているんですが、シチューであったりビスケット、また雑炊というのがあります。

このサバイバルフーズは、官公庁、自治体をはじめ全国1,000以上の企業、団体が備蓄食として導入して、安心と信頼のあるものであります。25年間買換え不要ということがあることから、災害備蓄において究極の非常食とも言われています。ほかに類を見ない備蓄品であって、先ほども言いましたが、最大の特徴は賞味期限が25年と群を抜いて長いことと、お湯と水で戻して食べられるという特徴があって、水で戻しても冷やし雑炊のような味わいで、特に夏場はさらさらしていただけます。さらに、そのままでも食べられるというのがあります。

そして、先ほどのコストという面ですが、メリットとして、一般的な非常食と保存期間とのコストの比較として、トータルの購入コストが割安になると言われています。例えばですが、一般的な非常食が1食300円を10食、それを5年ごとに、3,000円ですから5回買うと1万5,000円、サバイバルフーズというのを25年間ですと、1食400円で10食買ったとしても4,000円です。ここだけで1万1,000円が得となっているんです。

また、防災担当者の更新の手間も減らせるということがあって、さらに25年ほどの最大のメリットは時間です。賞味期限が長いことで計画的に備蓄が増やせるので、例えば、5年ほどの非常食は5年毎に交換が必要になるために、毎年100食ずつを買いましたとした場合、5年以降は500食以上の備蓄はできません。でも25年保存であれば、交換は25年後なので、2,500食の備蓄が可能となり、5倍に備蓄が増やせるというメリットがあります。

こういったメリット、1食分は金額的には高いんですが、長い目で見たらこっちのほうが得なんじゃないかなと思うんですけど、これについてどう思われますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）いろいろご提案ありがとうございます。

ただ、25年保存がコスト的に安くなるというのは、当然お金的に考えたら、25年間で考えればそうなると思うんです。ただ、これは災害用のものですので、25年用のものを買って1年後に使う場合もあり得るわけです。そうすると単に高いコストだけかかってしまったということにもなり得ますので、これは組合せの問題かなというふうに考えております。

25年というのはかなり長い期間になります。今答弁の中でも申し上げたように、この分野については日進月歩でいろんなものが生まれてきておりますので、25年置いておくと、その間にもっといいものが生まれてくる可能性もあるわけでして、我々としては基本的にやっぱり5年程度で更新しつつ、例えば自主防災組織の訓練等で活用いただいたりとかうまく活用しながら、必要数はきちっと確保しているわけですので、災害時に備えつつ更新も図っていく、組合せとして5年よりもより

長期なものによって、議員がおっしゃった調達に係る職員の事務であったり、そういう部分の負担について、より少しでも削減していくという工夫は我々も必要かなというふうに考えております。

25年のものをずっと入れ替えてそれに更新していくということは、ちょっと今時点ではまだ考えていないところでして、そこはしっかりと、組合せベストなマッチングについては考えていきたいというところでご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）何も全てをこれに入れ替えろというんじゃないしに、徐々にでもして行って、冒頭から言うているように、食糧危機になって、今は入ってきますけれど、この5年先、3年先、欲しくても入らない可能性もあるという、ゼロではないんで、それを言っているんで、そこを考えていただきたいと思うんです。

それも今後検討していただいて、ぜひこの検討もというふうに考えていただきたいと思って、これは要望として伝えたいと思います。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）ご要望として、新しい情報を頂戴したことについてはしっかりと把握した上で、我々も、先ほど申し上げたように更新のタイミングは毎年来ますので、その都度これはしっかりと一番いい方法というのは何かというのは常に不断に考えながら、より長期なものもあるということも視点に加えながら進めていきたいということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。よろしくをお願いします。

非常食に絡んでなんですけれども、以前も私、防災の質問をさせていただいたときに多分言ったことがあると思うんですが、まず一番災害のとき何が大事かというたらやっぱり命が一番大事であって、その次に大事なものは水だということがあります、皆さんご存じだと思います。その保存水についてなんです、現在、飲料水のストック等はどれぐらいありますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）水につきましては、飲料用のものとして現在6,600本を備蓄している状態で、これは500ミリのものなんですけれども、それと併せて給水に関しては水道企業団のほうで給水体制というのが別にありますので、災害時には給水車でもって給水に来るという補完体制、これはあくまで補助的な飲料水という形での位置づけの備蓄でございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）500ミリリットルが6,600本ということで、それ以外にも加圧式給水車、これは1,800リットル入るやつで、ざっと1日1人当たりが600人分賄えるというあれで、それと同時に、組立て式緊急貯水槽もあるということです。小・中学校計8か所と防災倉庫にあって、希望が丘の受水・配水場にも配置されているということですよ。これは、災害時に水を運んだり送ったりできるということですね。

それは分かるんですけれども、先ほどの飲料水のペットボトルのことに戻ります。私、これもまた同じ年数を言うんですが、保存期間の長いペットボトル、ペットボトルの大体保存期間5年、7年、10年、12年といろいろあります。一番長いのを調べたら15年とありました。水の貯水量でよく耳にするのは、1人1日3リットル掛ける3日分で9リットル、これは農林水産省や首相官邸の防災備蓄マニュアルにも書かれています。ですが、東日本大震災では水道の復旧までに10日以上を要した地域もあったため、今後の大規模災害を設定し、最低でも3日分、できれば1週間程度備蓄することを望まれるとマニュアルにも書かれています。

15年保存できていいのはいいんですが、先ほどの非常食でもありましたが、値段的には2リット

ルで調べたら1本当たり530円と、ちょっと高めなんです。でも、5年の保存水でも210円、逆にこれが3倍の15年もったら、ざっくり100円お得になるんですけども、やっぱり高価なもので、なかなか両方的には買えないかなと思うんです。この点、少しでもストックとして持つておくのどうかと思うんですが、どうですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）基本的には先ほどの食料に係る備蓄と同じような考え方での答えとなります、長期保存のものについての考え方としましては。それと併せて、大久保の防災コミュニティ公園の下にも飲料水の耐震性貯水槽が入っております。これもかなりの容量、ちょっとすみません、僕、容量を今把握していないんですけども、かなりの人数が利用できるだけの水量をあそこに貯留しているという状況も、これも補完の対応という形になります。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）今の貯水槽のそれは浄水器か何かついているということなんですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）はい。いわゆる飲料に耐え得る水道水を常時貯留している形になっております。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）常に何年たってもずっと飲めるということですね。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）常に水道水を回しながら一定量をためているような状態の施設になっております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。そういうのがあるということで、一つは安心したんですが、もう一つ思ったのが設置例なんです。災害時に非常用浄水器というのが最近出てきていて、河川やプールの水を浄水器にかけると飲料水にできるというものがあって、実際の設置例として和歌山市内の小学校のプールにそういったものが設置されています。これは、ちょっと前なんですけれども2015年6月に実際に設置されています。これも1日1万2,400リットルの浄水が可能で、10日分の飲料水が確保されるということで、当時の価格は1,800万円、2分の1を国が補助としていますが、プールの水は掃除のとき以外はためた状態で、停電しても装備の発電機で作動することができるので、いつでも飲料水を供給することができています。これは多分、新しいプールを造ったときに設置したと思うんですけど、ここのほかに、あと全部で3小学校で取り入れているとなっているんです。

最近では、去年の11月に、これも同じ和歌山市なんですけれども、学校にためているプールの水を約5分で飲用にろ過する装置が開発されて、ろ過装置と殺菌効果が高いとされる深紫外線を応用して、その装置は軽ワゴン車に搭載し、飲用水が必要な被災地などへも移動しやすくしたものです。深紫外線は、紫外線の中でも波長が短く、殺菌効果が高いとされています。プールの水を装置に通して深紫外線を転写すれば、ろ過された水が蛇口から出てくる仕組みで、約5分間で水道水と同じ項目の水準をクリアした飲用に可能な水ができるようになってきました。これは昨年8月と9月にその学校のプールで2回、約5年間入れ替えていない水を飲料水にする実験をして、全基準の51項目を満たすことに成功しているとされています。

だから、先ほど言われたように、熊取町はさっきあるというんですが、こういったものもあるということをご存じでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）今ご紹介いただいたものについて、そのものをつぶさに僕も把握していたわけではないんですが、飲料水についていろいろ過する仕組みについては、いろんなものが日々出てきているというのは我々も把握しております。ただ、恐らくそれには一定の調達コストもかかる話であって、何が大事かという、住民の皆さんが飲料水であったり必要な水をどういうふうに確保できるかということであって、その視点でそれは合理的に考えさせていただきたいなということでございます。

先ほど申し上げたように、水道企業団のほうでもし水が止まったときには給水体制も取っていただける、我々大久保の防災コミュニティ公園には60立方メートルの貯水を常時行っている、さらには先ほど申し上げたように6,600本の水の備蓄もしている中で、さらにそれが長期的になってくるための対応として、どこまでそれが本当に必要なのかということは考えさせていただきたいなど。

当然、給水が止まったときに水道のほうも復旧を速やかにできるだけ行うわけでして、南海トラフの巨大地震でも水道が止まる期間というものはある程度想定があって、そこをどれだけもたすかということをもって、これが足りない。それでさらにそういうものが必要であれば、そこはしっかりと考えているというようなところで理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。これも先ほどと一緒に、別にすぐ導入しろとかじゃなしに、こういうのもあるということで検討していただきたいなということで質問させてもらっているんで、今後よろしく願いいたします。

それでは、次の2点目の防災訓練についてですが、小学校校区の単位ぐらいの防災訓練のお考えはありますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、2点目の小学校校区単位の防災訓練について答弁いたします。

現在、地域における防災訓練は各地区にて結成されている自主防災組織において実施されておまして、町の危機管理課職員及び消防職員、消防団員も参加して訓練指導等を行ってきたところでございます。一部の自主防災組織においては複数地区が合同で防災訓練を実施しておりますが、校区単位での訓練実施にはこれまで至っておりません。

このような中、文野議員への答弁でも申し上げたとおり、10月23日に開催を予定しております住民参加型総合防災訓練につきましては、全自主防災組織の参加の下、大規模な災害が起こったときにまず開設することとしている全小学校と南中学校の指定避難所で実施する計画としておまして、大地震が発生した場合に即した安否確認や避難、避難所開設などの訓練を、より実践的に住民の皆様と共に行っていただく予定としておまして、今回の訓練を契機に小学校校区単位での防災訓練にも取り組んでいただけるようにつなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）全小・中学校で避難所の運営訓練というのは、この日に同時にやるということなんですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）はい。防災行政無線でまず放送するところから入って、実際に全小学校区で自主防災組織の皆さんの協力の下、住民の皆さんに避難を最終的にはさせていただくというような、実態に即したような総合防災訓練をさせていただくということでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）それは、またLINEとかも使ってするということですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）当然、文野議員のご質問にもお答えしましたとおり、いわゆる情報通信機器もしっかりと全て使って、実態に即したもので運用してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）これは昨日も答弁があったかも分からないですけども、前は2016年、6年前ですよね。それまで5年ずつでしたか、総合の防災訓練というのは、5年に1回ずつやっていたんですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）基本、5年に1度という形で今のところさせていただいているところでございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）今年10月23日やったら、次も5年後になるということですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）はい。現在の予定としましては、その次は5年後という形で考えているところでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。

私が言いたいのは、次の5年の間にでも、自主防災訓練をやっているのと総合防災訓練やっている間ぐらいの中規模ぐらいの訓練をやったらどうなのかなということなんですけれども、それについてどう思われますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）まさに今おっしゃっていただいたとおり考えておまして、既に複数地区で合同で自主防災訓練を実施されているところにつきましては、それをさらに広げていただいて校区単位でやっていただけるように我々としてもあつせん、調整してまいりたいと考えておりますし、現状まだそういう訓練に至っていないようなところにつきましては、申し上げたとおり、今回の総合防災訓練を契機にしまして、まさに次の5年後まで空白にするんじゃなくて、今回やった経験を住民の皆さんにしみ込ませていただいて、その地域の防災の実力という形にさせていただくように、小学校区ごとで防災訓練していただけるように我々としても調整してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）ありがとうございます。考えがあるということなんで安心しました。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

これで、大きな1つ目の質問は終わりたいと思います。

次の2つ目の熊取町のPRについてですが、これまでたくさん、いろいろしてきたと思います。

これまでの経緯と今後の取組について答弁願えますか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、ご質問の熊取町のPRにつきまして答弁申し上げます。

まず、本町PRのこれまでの経緯につきまして答弁申し上げます。

初めに、国の動きとしまして、平成26年度にまち・ひと・しごと創生法が制定されまして、全国の自治体が人口減少問題に取組を開始する節目の年となりました。本町では国の動向をいち早く捉え、その節目の年である平成26年度に、今後の人口減少社会に対応すべく、当時の企画部内にシティプロモーション推進課を新たに設置し、子育て世代をターゲットとした転入・定住促進に取り組

んできたところでございます。

平成26年度には、これまで長年をかけて積み上げてまいりました、充実した子育てと教育を取りまとめました転入促進冊子「ほほえみ 子育て 熊取町！」を、また平成28年度には、第2弾として情報誌・PR動画「熊取ものがたり」を大阪観光大学の学生と協働で作成してまいりました。そして、これらのPR媒体を活用して、既存のホームページや広報紙、SNSを用いたPRはもちろんのこと、電車の中張り広告やFM大阪といったメディアを活用したプロモーションをはじめ、子育てイベントや住宅展示場のイベントに積極的に参加し営業活動を行うなど、本町の知名度向上による転入・定住人口、関係人口の増加に取り組んできたところでございます。

次に、今後の取組でございます。

基本的なプロモーションの方向性につきましては、令和4年度以降につきましても転入・定住人口の維持・増加、関係人口の増加を目的に、充実した子育てと教育を中心として引き続きしっかりと取り組んでまいります。ただし、平成26年度当時と現在のPR媒体などの環境は、ICT技術の革新的な発展や住民ニーズの多様化などにより、劇的に変化しております。平成26年度当時は紙媒体の冊子といったアナログ的なプロモーションが中心でございましたが、今後は、時代の潮流に即したニーズの高いSNSなど、デジタルを有効に活用したPRが必要との認識の下、進めてまいります。具体的には、さきの議員全員協議会の戦略的な情報発信の中で申しあげました公式ユーチューブチャンネルの開設とともに、若手メンバーで構成する情報発信プロジェクトチームによる本町魅力発信のユーチューブ動画の作成や、情報発信専門企業との官民連携による情報発信などにより、充実した子育てと教育をはじめ、健康長寿の取組や恵まれた自然環境、またグルメなど、ありとあらゆる熊取町全体の魅力を時代に即した媒体やPR手法によりタイムリーに発信してまいりたいと考えております。

加えて、PRのためには、広報戦略課をはじめとした職員が意識改革を図り、あらゆる角度から物事を見据え、柔軟な発想力を備える必要があり、それこそが戦略的な情報発信に必要な能力であるとも考えております。

その点も含めまして今後の熊取町のPRに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）ありがとうございます。

以前から様々な取組に力を入れていただいているのは分かっているんですが、初めに言われていた8年前ですか、熊取町のCMとしてユーチューブで「Do you know くまとり？」というのが、何かちょっと短かったんですが面白かったなと思って、そこから始まったんですよね。そうやって5年前のPR動画「熊取ものがたり」ができて、これは鳥のくちばしをつけたイメージで、黄色いのを全員がつけて、メジナちゃんのあれかなと思いながら見ていたんですけども、これはこれで5年前で、今回、PRを5年たってまた新しく更新されるということなんですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）今回の取組なんですけれども、実は様々な動画は今公開してございまして、その動画につきましてはユーチューブのほうでも閲覧できるということになっているんです。

ユーチューブに熊取町のイメージを即したような背景をバックにしたというような、そういった公式ユーチューブチャンネルがまだございませんので、そのチャンネルを7月以降に立ち上げまして、「Do you know くまとり？」から始まりました今までの全ての動画をそちらのほうに一括して掲載していくと。併せて、情報発信プロジェクトチームのほうで今後、新たな斬新な企画アイデアを持って作成していきたいと考えておるんですが、そういったPR動画も公式ユーチューブチャンネルに一元的にまとめまして、発信してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）そうであるならば、公式がなかったから作るということで、それはいいことなんです。今まででも永楽ゆめの森公園の紹介映像とか、熊取町のイメージソングのPR動画「帰ろう歌」とか、その短編のミュージックビデオのダンスバージョンとかが最近ではできているんで、こういうのも含めて全部一つになるということなんですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）議員おっしゃるとおりでございます。

今、イメージソング「帰ろう歌」であったりとかダンスの分であったりとか、またドリームプロジェクトが作られたようなそういったフラッシュモブの動画なんかもあるんですけども、そういった熊取町に関連する動画のほうをそちらのほうに一括していきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。

それでもう一つ、情報誌の「熊取ものがたり」の冊子のほうなんですけど、これは無料配布されて、町内外のどんな場所に置かれているんでしょうか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）こちらなんですけれども、町の主要施設はもちろんのこと、駅下にぎわい館がやはり情報発信、熊取町の駅の拠点になるということで、駅下にぎわい館、もちろん新たに開設しましたスーパーホテルのほうにも協力いただきまして、そちらのほうにも配架いただいているということで、熊取町に関する情報誌、こういうグルメ冊子関係は住民部のほうで作られているわけなんですけれども、そういったところも当然駅下にぎわい館もしくはスーパーホテル、こちらは観光の拠点にも交流の拠点にもなり得る施設でございますので、そちらを中心に配架しているところでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）今のは町内の場所と思います。町外でも置いているんでしょうか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）これを発刊しました平成29年4月当時につきましては、関空や主要なターミナル駅のほうにも協力をお願いして配架していただいたんですが、すみません、その後、2回目、3回目の配架、熊取駅はもちろん日根野駅等にもお願いしたんですが、その後の配架につきましては最初の1回目のみというところでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）1回目だけしたということなんで、その後はしていないというのはちょっと残念かなと思います。今後、できるのであれば、そのように町外で置いていただけたらいいかなと思います。デジタルの時代といってもやっぱりずっと置いておいて、見る人はこうしているんで、僕もこれを見てなかなかいいなと思ったんです。時代とともにまた新しく変わるかも分かりませんが、そういうこともまた検討していただきたいと思います。

あと、冊子はそれとして、新しく去年の6月ですか、株式会社FC大阪と地域の活性化や住民サービスの向上等を図る目的で包括連携協定を締結されて、インターネット番組の「くまとりTV」の配信が始まっていますよね。これは行政情報のみならず、「ひと」「もの」「こと」など、町の魅力を多くの人に知ってもらうため、町の若手職員が中心となって様々テーマを企画し情報発信、先ほど答弁でもあったと思うんですが、これ、偶数月の第3木曜日の午後4時30分から30分程度放送されているんです。次回は6月21日でしたか、今月ですよ。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）「くまとりTV」につきましては昨年から取り組ませていただきまして、昨年8月、偶数月スタートということで、総合政策部、組織順にしているんですけども、各部単位で各部局から4、5名程度の要は若手職員で構成するチームをつくりまして、その職員が自らの部、部内の業務を紹介するというところで進めているというところでございます。

今月につきましては、ご指摘のとおり6月の第3週の30分間ということで実施する予定でございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）これ、やるということはいいんですけども、周知がどれだけできているのかなど。知らない人が多分多いんじゃないかなと思うんですが、やっていること自体。それはどうされているんですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）大阪府の財務部のほうがこれ、取りまとめといいますか、大阪府内で「くまとりTV」であったりとか「OOTV」というのを企画、運営していただいておりますけれども、基本は大阪府のほうがしっかりとPRしていただいているんですが、熊取町のほうでも立ち上げ当初、ホームページ等々で住民周知を行ったかと思うんです。ただ、おっしゃるとおり、最近、先ほどの「熊取ものがたり」の冊子の配架と同じなんですけれども、最初はPRするんですが、その後のPRがちょっと怠ってしまっているというところは反省点といたしまして、また偶数月の最初ぐらいの月にLINE等でお知らせする等の取組は検討してまいりたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）ぜひお願いしたいと思います。

あと、LINEでも見られるんですか。見られないの。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）こちらは、システム的にLINEでは見られないということになっております。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。

これ、熊取町のPR等もあるし、情報を知っていただくということもあるんで、ぜひお願いしたいと思います。

また、先ほどのPR動画のことなんですけど、今までもドローンを使ったりして、いい映像がたくさんあると思うんです。でも、その中でまだもう一つ、もっとこんなのをやればいいんじゃないかなと思うのが、これはちょっと提案なんですけれども、私、生まれて50年近くになるんですが、雨山城跡に初めてこの前登ってきたんです。そこから見る海側と、また大木側の谷間の景色がめちゃめちゃきれいで、こんないいところがあったんやなと初めて痛感したんですけども、そういう映像がなかったんです。永楽ダム周辺とかはあったんですけども、こんないいところがあるのに、ぜひ取り入れていただけたらなと思います。

また、それだけじゃなしに、これはまたまちおこしの一環になるんか分かれへん。こんなところに以前も質問で言いましたグランピングがあったらいいなとか、また、これは佐古前議員が案としてやっていたジップラインを永楽ダムで渡したらどうやという提案もあったんですが、いい案やなと思ったんです。そのほか、また何かこの熊取町のまちおこしのきっかけとなるような、例えばゆめの森公園のどこかあの辺りに熱気球に乗れるような、それは町がやるんじゃないしに、そうやって企画していただける企業を探してやっていただいて、町は場所を提供するとか、何か応援できることは応援して、そうやってもう一つ熊取町を盛り上げるために何かやっていただけないかなとい

うのも一つあって、PR動画、もう一つそのほかに身近な話になると、自治会に入りたくなるような何か映像とか、また、これはあったのかどうか分からへんけれども、恋人の聖地と今よく全国であると思うんです。熊取町の中でそういった場所を設定して、それを動画でPRするとか、これはつばさが丘か何かで以前やって、そんな感じのものがあって住民から苦情が来たというのを聞いたんですけれども、ご存じですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）種々ご提案をいただきましてありがとうございます。

初めにご提案いただきました雨山城跡地から見る上から見た風景というのは、本当に熊取町の財産というか、非常に美しい風景だなというのは私個人的にも思っております、ドローンを昨年購入したわけなんですけれども、今後、広報戦略課のほうから1名養成するんです。よく奥山雨山自然公園というのは上空の映像ということで撮るんですけれども、雨山の映像というのもなかなか斬新で、ない映像かなと思いますので、こちらは航空法の縛りとかないかどうかというのをチェックした上で、これもぜひ撮っていきいたいなというふうに思います。

あと、2点目にございましたグランピングやジップラインや熱気球と、そういったご提案をいただきましたが、議員ご指摘のとおり、なかなか官で行うというのは難しいものでございまして、民間のほうで、ぜひとも熊取町でそういったお話がもし議員の皆様の方からもお知り合いの企業等でございましたら、ぜひともご紹介いただきたいなというふうに思っております。

我々のほうでもロゴスコーポレーションと包括協定を結んでおりますので、そういったロゴスであったりとか今回の株式会社FunMakeであったりとか、そういった知見をしっかりとコネクションも含めまして活用しながら、官民連携の考え方の下で、あくまでも民間主導というところでそういったお話があればしっかりとつなげてまいりたいというふうに思います。

あと、自治会加入促進のPR動画、これも今ちょっと進めているところは、職員採用はしっかりとPR動画を作って、今総務部のほうと調整しているんですが、やっていく。恐らくそういったPRが成功すれば、自治会加入促進のPR動画というのも効果的なのかなというふうにも思いますので、こういったこともしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

あと、すみません、最後の恋人の聖地のようなそういった取組でございしますが、煉瓦館のイルミネーションナイトで、こういうちょっとハートの形をしたところで写真を撮っていただくといった、教育委員会ではそういった取組もしていただいております。先ほど答弁で申し上げましたとおり、熊取町のグルメから人から何から全て、ありとあらゆるところに焦点を当てて今後しっかりとPRしてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）ありがとうございます。

追加で、熊取町の町内ではスイーツ店が結構多くありまして、それも全然取り上げていただいているんですけれども、引き続きブルーベリー、新しいあれとして泉州の人からでも知っていただけるように、ただあの場所だけを撮るんじゃなしに、もっとPRしていただきたいと思います。

最後に、まちおこしというのは、アイデアだけでは地方活性化ビジネスは成功しないと思います。受け入れる体制が整っていなければならず、また、資金の面でもクラウドファンディングを活用して魅力あるまちづくりをされていけばと思いますので、今後ともどうぞよろしく願いしたいと思っております、これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、河合議員の質問を終了いたします。

次に、浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

今回の質問は大きく2点、前半の部分は、これまでも議論させていただきましたが、ユネスコスクールの加盟の有無について、後半については、昨今問題となっている学校の先生方、教員の働き

方改革の推進について質問させていただきます。

まず、1点目のE S D教育の推進についてであります。昨年の議会でも、E S D教育を大きく推進していくためには、世界1万1,000校のグローバルネットワークを持つユネスコスクールに加盟していく必要があるといったようなことも説明させていただきました。

全体的な答弁では、これまでのE S D教育を進めていくということであったり、それも一つだよねと、これから現場のほうの学校の先生方にユネスコスクールの説明もしていくといったようなことで、なかなか前向きな答弁というのは難しかったかなというふうに思うんですが、後段のほうでは、もう少し時間を欲しいと、待ってほしいといったようなこともありましたので、その後の進展についてお聞かせいただけたらと思います。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）浦川議員の「E S Dの更なる推進」・「グローバル人材の育成」についての1つ目、E S D推進のためユネスコスクールの加盟に向けての進展についてお答えします。

各学校においては、学校教育目標にコミュニケーションを行う力や他者と協力する力等を掲げ、教育課程を実施しています。また、体験活動や調べ学習を効果的に取り入れ、子どもたちが主体的・対話的に学ぶことで、学びを深められるよう取り組んでいます。そのような教育活動を通して、持続可能な社会づくりに必要な多面的・総合的に考える力、他者と協働して問題を解決する力などを育てているところです。

ユネスコスクールの加盟につきましては、E S Dをより進めていくための有効な方法と捉え、昨年度よりユネスコスクール支援大学の支援を受けながら準備を進めているところです。教育委員会としましては、ユネスコスクールに加盟することがゴールではなく、加盟を通して子どもたちが違いを認め合い、互いを尊重するなど、周りのことを考え、思いやりを持って行動する力などを身につけることが最も重要であると考えています。そのためにも学校が、目指す子どもの姿を明確にした上で、具体的にどのような教育活動を行い、様々な活動をどうつなげていくのかを全ての教職員が自分事として捉え、学校が主体的に取組を進めていけるよう指導及び支援を行ってまいりたいと考えています。

今後も、児童・生徒一人一人が持続可能な社会のつくり手となるべく、教育活動の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

加盟に向けて進めていると。加盟するにはユネスコスクール支援大学間ネットワーク、大阪でいうと大阪府立大学、今は公立大学ですか、名前が変わっているかと思うんですけれども、そこ連携して進めていくという答弁だったかと思うんです。本当に歴史に残るといえるか、歴史的な一歩を熊取町も踏み出せたのかなというふうに思います。

これは、ユネスコスクールに加盟することによって、ご答弁でもいただきましたけれども、やはり有効に効率的にグローバル人材の育成にもつなげていくことができるということで、本当に入るまで、認定されるまでがもちろん大変ということもありますし、そこからスタートだといったようなことで答弁もあったんですけれども、本当にここに至るまで、決断するまでに、教育長をはじめ教育委員会の皆様方や、それからそれやっというかと実際に決めた学校長、それから学校の先生、非常に勇気を持った決断に敬意と感謝を表したいと思います。本当にありがとうございます。

学校で申請していくというふうにご答弁いただいたんですけれども、これは小学校ですか、中学校ですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）中学校1校で今準備を進めているところです。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

中学校1校でユネスコスクールに加盟していくというところで、ほかの自治体も、大阪府なんかでは4つか5つぐらいの自治体しか加盟してなくて、どこともまずは小学校1校、もしくは中学校1校が加盟して、そこが全体的な学校を引っ張っていくような、そういう役割を担っているのかなというふうにも思うんですけども、本町としても、中学校1校がユネスコスクールの加盟に向けて準備を進めていくということですね。ありがとうございます。分かりました。

そういったE S D教育を進めていこうとなると、その中学校の実際に現場で教えていく先生方であったりとか周りのE S D教育に対する理解というものを当然ながら進めていかないといけないと思うんです。そういったところも皆さんE S D教育に対する理解を深めていくような研修をやっておられるんですけども、本町としてはどういう予定がありますでしょうか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）今年度に入りまして、実は大阪公立大学の先生に来ていただいて教育委員会主催の研修ということで、教育委員等にもご参加いただいて研修を行っております。そこには、加盟を予定しています学校のほうからも校長をはじめ先生方5、6名が来ていただいて、やはりユネスコスクールを進めるんやったら何が大事なのか、自分の学校で考えている理念と合致しているのかというところの確認をいただきました。参加いただいた先生のほうから、今までその学校で大事にしていた学び合い、子どもたちが対等に学ぶということがユネスコスクールの理念と合致するというので、ぜひここを進めていきたいという、参加の先生からもそんな声をいただいております。

実際、申請するとチャレンジ期間1年間というのがあります。その期間には支援大学、大阪公立大学の支援を受けながら、いろいろ教えていただきながら、当然研修等あるいは大学の先生の助言をいただきながら進めていくということになりますので、その中で先生方よりE S Dの理解を深めていただけることになるかなというふうに思っています。

また、その学校だけではなく、その学校の取組を他校にも伝えたり、あるいはまた他校のE S Dの取組を全体で共有したり、そういった機会も大事にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）チャレンジ期間、いわゆるキャンディデートですよ。キャンディデートに認定されるまでに1年間、ちょっと1年をもしかしたら過ぎていくかも分からないですけども、すごくたくさん学校が加盟してくるといふか、申請が上がってきているということなので、大阪公立大学と府立大学、一緒にやっていくと。研修のほうももう既に取り組んでいくということで、ぜひ、学校側の負担、先生側の負担というのも増えていくんですけども、後半にまたちょっとその辺の働き方改革についてはお話しさせていただきます。ぜひ、熊取町のグローバル人材の育成という観点をその学校からスタートして引き上げていっていただきたいなど。

研修については大阪公立大学と一緒にやっていくということなんですけれども、以前、こういった議会でE S D教育の推進についてお話しさせていただく録画中継を手島利夫先生、E S D教育の日本の旗振り役です。非常に著名な方で、国中を講演であったりとか学校現場の指導をされている先生から直接録画中継を見てお電話いただいて、私も突然の電話だったんで非常にびっくりしたんですけども、非常に熊取町はE S D教育に対する思いが強いと、自分もできることがあったらぜひ声をかけてくださいということで、応援しますということで激励のお電話をわざわざいただいたんです。

そういった先生も、私たちのようにこれから実際に導入していく、E S D教育を進めていく学校に対して、来られて、担当される先生であったりとか子どもたちにどうやって火をつけていくか、自分事としてどう捉えさせていくかというような、そういったことを実際にやってこられている方なんで、知識の経験も非常に豊富な方なんで、大阪府立大学と一緒にやっていくというところもも

ちろんずっとやっていていただきたいですし、そういったようなお声がけもいただいていますので、情報提供というか、橋渡しとして私もそれぐらいしかできないと思うんですけども、ぜひ一緒に頑張ってやらせていただけたらなというふうに思います。

実際にキャンディデートに認定されると、目安として1年というのはあると思うんですけども、本町のように実際にキャンディデートに認定されましたといったようなことを大きくPRされているんですね、学校であったりとか、自治体であったりとか。当然、学校はキャンディデートに認定されたということを大きく告知して行って、学校の生徒はもちろん、その保護者であったりとか、そしてそこに住む住民、関係者の人たち、そういったところが、本町であれば熊取町はほんまにいいよ本気でSDGs、ESD教育を進めていっているんやなど。これは本当に誇れるべきことですし、南大阪ではユネスコスクールの加盟というのは特に当然ないわけで、非常に大阪府の中でも少ないユネスコスクールの加盟を熊取町はいち早く手を挙げて、大きな決断をされたということなので、やはりその学校だけで終わってもいけない。先ほどの答弁もみんなで行っていくというところなどはあったんですけども、そういったことを全庁的にPRしていく、熊取町はキャンディデートに認定されましたということを、ぜひともこれは認定されるとPRしていただきたいなと思うんですが、その点についてはいかがですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）恐らく、ユネスコスクールに加盟あるいはチャレンジ期間等については、子どもたちがいろんな活動することになると思います。そのときには、恐らく子どもたちがきらきらした目で活動を行う、そういったところを住民の皆さんであったりとか町の皆さん、また府内の皆さん、いろんな人々に知っていただきたい。ユネスコスクールを通して子どもたちが自分のことも他者も大事にできる、そんな子どもになりましたということは伝えていきたいなというふうに思っております。

なかなか、まだチャレンジ期間を経て、それから承認ということになりますので1年少しかかることかなというふうに思っていますが、そのあたり、どんなふうにPRしていくか、学校とも話をしながらしっかり周知をしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）僕も当然見たいですし、ユネスコスクールの最大の特徴は1万1,000校、世界の同じような子どもたちとつながることができる、そういう環境を与えてあげるきっかけづくりができたということが非常に大きいです。

当然ながら、今、林理事もそういうふうにおっしゃっていただいていたけれども、そういう子どもたちのきらきらした状態をやっぱりほかにもPRしていきたいし、熊取町に住もうか、それともこの近隣に住もうかと思っているような子どもを持つ親御さんも、そういう情報をキャッチすると、熊取町はすごく力を入れてるやんと、外国語、英語に関してはこれから当然、なくてはならないというか、子どもたちが好きか嫌いかにかかわらず、このグローバルの波というのは当然ながら日本全国を覆っていくわけですから、そういうところに熊取町は取り組んでいるということもアピールできる、すごく大きな材料の一つになるわけです。なので、その辺のところも含めて、子どもたちのきらきらした状態をいろんな人に見せていただきたいなというふうに思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

2021年度の文部科学省による英語教育実施状況調査によると、英検3級以上の力がある中学生の割合は、政府が目標としていた50%を下回り、大阪府平均で47.4%、全国で47%であることが分かりました。今回、添付資料を参考資料でつけさせていただいています。この添付資料の2、これは先日、日本経済新聞に出ていた見出しをそのままコピーで添付させていただいたんですけども、「グローバル人材 育成途上」ということで「中高生の英語力 目標未達」、そういったようなタイトルの見出しがあったんです。英検3級を持っている子どもの割合を50%にしたいという政府の

目標に対して、残念ながら未達であったというような内容です。

本町の中学3年生の状態についてご答弁のほうをお願いしたいと思います。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）浦川議員のご質問の2つ目、本町における英検3級以上（CEFR A1）の力がある中学生の割合についてご答弁申し上げます。

令和3年3月議会においてご答弁したとおり、昨年度、中学生の英語力の定着状況を把握するため、中学1年生から3年生を対象に英検I B Aを実施いたしました。実施の結果、英検3級以上相当の力がある中学3年生の割合は、国が目標としていた50%を超え、56.2%でした。今後も、全ての子どもたちが英語を使って、自分のことを表現したい、人と関わりたいと思うことができるよう、これまでの取組を継続するとともに、小・中連携を図りながら英語教育の充実に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）56.2%、これもやっぱり誇るべき数値だと思うんです。いろんな全国の自治体の中でなかなか50%の目標を達成できないという状況が続く中で、本町の中学3年生の英検3級相当を持っている子どもの割合が56.2%、以前、全国学力・学習状況調査の中で英語を嫌いな子どもが半分を超えてしまった、どうするんですかというようなお話もさせていただいたんですけども、それでもってしても熊取町の子どもたちは英検3級相当が56.2%ということで、これも非常に誇れるべき数値だと思うんです。なので、英語が好きか嫌いかというところだけじゃなくて、着実に実力として56.2%ということなので、ついてきているということは、学校の先生方のご尽力、子どもたちももっと自信を持って今後も取り組んでいただきたいなというふうに思います。

CEFR A1というふうな話も出ましたけれども、これはもともと単語をどれだけ知っているかとかそういうものじゃなくて、検定とかじゃなくて、要は外国語の運用能力がどれだけあるかというのを判断する指標です。なので、当然ながら授業で英語を使う頻度が高ければ高いほど、その能力は上がっていくし、自分の思いを英語で伝える機会が多ければ多いほど点数が上がってくると、そういうような結果が出ていて、さいたま市なんかは86.3%ということで、ここにも新聞に大きく出ているんですけども、これだけ見ても、さいたま市は物すごく英語に力を入れているんやなど、もう9割近い子どもが英検3級相当の実力があるということで、そういうみんなが頑張っていくと当然自分も頑張っていく、そのうまいこと好循環ができていくわけですよ。

なかなかここまで近づけるということは難しいかも分からないですけども、今やっていたい取組を自信を持ってやっていたら、先生方もぜひ頑張っていたら、さらに、少し時間はかかるかも分からないですけども、冒頭のユネスコスクール、これもうまく活用していただいて、CEFR A1、外国語の運用能力、実はテストの結果じゃなくて運用能力、実務的なところで話せる子どもを増やしていただきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

では、次の大きな項目の2点目、教員の働き方改革の推進についてお伺いします。

これまでも、教員の時間外勤務を短縮し、働き方改革の推進や子どもたちに対して向き合う時間を確保していただくための議論を重ねてまいりました。

添付資料の3をご覧くださいと思うんですが、これは去年の12月、文部科学省が令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査ということで、全国の市区町村を含めた教育委員会に学校現場の状況について調査をしたわけです。当然ながら本町もその調査の対象に入っていて、本町の小・中学校の先生方の勤務がどういう状況にあるのかということをお話するために、わざわざこれを作っていただくのもあれかなと思ったんで、今回はちょっとさわりの部分だけと思ったんで、調査のときに実施した表のほうをつけていただいています。ありがとうございます。

本町の小学校、中学校での先生たちの時間外勤務の状況についてお聞かせください。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）浦川議員の教職員の働き方改革の推進についての1つ目、全国的には時間外勤務月45時間以下の割合は増加傾向にあるが、本町ではどうかについてご答弁申し上げます。

文部科学省調査結果では、平成30年度からの直近4年間の時間外勤務についての分布が示されており、令和3年度の結果については、令和元年度と比較し、時間外勤務月45時間の割合は増加という結果が出ています。本町につきましては、出退勤金管理システムを導入後の令和2年度から時間外勤務について回答しているため、令和元年度のデータがなく比較することができませんが、令和3年度の全国との比較では、月45時間以下の割合は8月を除き全国より2割から3割低い傾向にあり、全国に比べ時間外勤務が多くなっています。

町立学校の教職員の長時間勤務は喫緊の課題と認識しており、これまでの教育を礎に持続可能な教育を展開していくには、教職員が心身の健康を損なうことなく児童・生徒と向き合える時間を確保していくことが重要であるため、まずは、月80時間超えや年720時間超えの解消、月45時間以下の割合を対前年比で増加の目標を掲げ、教育委員会や学校関係者が力を合わせ、着実に取組を進めてまいります。具体的には、働き方改革に係る取組状況の公表、全校一斉退庁日の設定、教職員のストレスチェックの実施、外部人材の活用、教育委員会主催会議や文書の縮減等を考えており、それらの取組の進捗管理を行いながら、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境整備を整えていけるよう努めてまいります。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）これ、具体的に勤務時間を公開していただいて議論するのは初めてですよ。今までも、部活動の外部人材の登用についてもいろいろ何回も議論させていただいてきましたし、全国学力・学習状況調査、毎年子どもたちが今どういう状況にあるのか、やっぱりネガティブな子どもを持つ傾向が増えたら何でなのか、これは学校の先生が子どもたちのSOSを見逃してしまっているんじゃないのか、もしくはそういう時間を確保できないんじゃないのか、そういったような視点からもいろいろと議論をさせていただいたんです。

今回初めて学校の先生方の時間外勤務を公表していただいて、非常にこれはもう本当にショックというか、えらいこっちゃになってるやんみたいな、そんな状況にまで来ているんですよ。答弁でもありましたけれども、全国の学校の先生方の平均の残業時間よりも本町は非常に多い傾向にありますよね。4月、5月はちょうどコロナのときの臨時休業ということで、学校が緊急事態宣言を受けて閉まったというところもあって、なかなか比較するというのはあれだったんですけども、7月、8月は夏休みに入ってくるんでなかなか比較しにくいのかなと。6月だけで見てみたんです。小学校・中学校で比較した場合に、中学校が非常に問題となってくるわけで、小学校も、全国的にも本町のほうが時間外勤務が多いということももちろんここで出ているんですけども、もっと大変なのが中学校です。

6月の例えば全国の令和3年度を見てみると、80時間を超えて100時間以下、100時間を超えている方、11.9%と6.5%なので合計すると18.4%、本町の中学3年生の状況はというと、赤いボーダーラインで31.8%、そして100時間を超えている方が1割いて11.8%、合計すると43.6%ということで2.3倍、これだけの長時間労働をされている学校の先生が全国と比べると本町の中学校の先生は2.3倍だと、倍以上の方が非常に長時間で働かれています。80時間というところの枠だけで見ても、やっぱり3倍なんです。これはちょっと異常かなと思うんですけども、これについてはどのようにお考えですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）先ほどのご答弁でも申し上げさせていただきましたけれども、時間外勤務というのは本当に大きな課題であると教育委員会も認識しておりまして、6月の特に中学校の先生方の80時間以上の割合について、先ほど言うていただきましたが4割近くあると。恐ら

く、6月からちょうどクラブが昨年度であれば再開されたと。4月、5月は緊急事態宣言等があったのでクラブ活動休止ということでしたけれども、6月になって試合前であればクラブをしてもいいよというような方向性になりましたので、クラブ活動が開始になった。あと7月、1学期の末に向けて成績処理等の作業もあったのかな。ただ、そこについて全国も同じようなことですので、うちだけがしているというわけではない。中学については、やはりクラブの影響というのもあるのかなというふうに思っています。

本当に先生方が熱心に行っているという見方もあるかもしれませんが、やはり先生が健康でなければ、教育の土台の部分、子どもたちに教育は提供できないと思っておりますので、これについては校長とも共有しながら、どんな形ができるのか、私たちが当然取り組む施策についても取組についてもどんなことができるかと考えていくことと、先生方の意識や、あと校長先生のお考えも聞きながら、なかなかこの取組をしたから時間外勤務が減るとするのは難しいのかなというふうに思っていますが、いろんな角度で見ながら取組を進めていく必要があるというふうに、大きな課題やというふうに認識しております。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）そうなんですよね。これは本当に大きな課題で、まさかこんな状況になっているとは……。全国的には学校の先生が長時間労働で大変だというような状況はよくよく報道でもありますし、実際そうなんだろうなということは重々承知していたんですけども、全国と比べても本町が非常に多いという理由がなかなか……。部活動というのは当然ながら今までも議論してきましたし、先生も部活動というところが始まるんでというような答弁もあったんですけども、全国でも同じですよ。同じように部活動があって、外部人材をまるっと名古屋市のように委託しているところなんかはこういうところには反映されないかも分からないですけども、全国的に見てもまだそういうところが少ない中で、何で本町だけがこんなに数値が上がってしまっているのかなというところが、やっぱり僕も考えても分からなかったわけです。部活動以外でというところもなかなかその原因はつかめていないという状況なんですよね。どうなんですか、その辺は。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）先ほど言わせていただいた部活動あるいはまた期末の成績処理というのは、当然、校長との聞き取りの中で恐らくそういったところだなというふうにこちらとしては考えているところで、なかなか長時間勤務をなさっている先生方一人一人への聞き取りをしている状況ではない。ただ、そこについても、今後の施策に生かすという意味で、先生方のなぜ長時間勤務になっているのかということのご意見も聞きながら、その原因も探りながら取組を進めていかなあかんというふうに思っています。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）本当にこれから、我々議会としてもこの情報をキャッチしましたので、やっぱり一刻も早く、以前も子どもたちのSOSなんていう話もしましたけれども、子どもたちのSOSをチェックするというか、しっかりと見つけてあげる先生方がもう既にこれSOSなんです。そうなってくると、当然ながらそのしわ寄せというのはやっぱり子どもたちにもいくと思いますので、なるべくこういう時間外勤務ということを抑えていく取組を教育委員会の皆さん、現場の先生方も今必死でそういったことをこれまでもやってこられていると思うんですけども、なかなかそこだけで進む問題ではないぐらい、これはちょっと大きな問題かなと私は捉えています。

添付資料の4で、これも日本経済新聞の朝刊に出ていた記事なんですけれども、「小中の勤務時間 過少申告 教員17%『求められた』」ということで、公立小・中学校の教員の17%が勤務時間を少なく書き換えるよう求められたというふうに回答しています。そういったことが名古屋大学の調査で分かったというような記事です。いわゆる17%、6人に1人に当たる学校の先生が管理職などから勤務時間の過少申告を求められた、こういう状況に当然ながらなってくるわけですよ。

僕は、熊取町の中学校の先生たちの勤務状況と全国を見た場合に、何でこんなに差があるのか

ちょっと分からなかったんですけども、この新聞の記事を見たときに、もしかしたら過少申告を求められている全国の先生たちは本当はすごくもっと多いけれど、少なく出しているからこういった文部科学省の調査結果ではちょっと少なく出ていて、熊取町の先生の場合はそういったこともない、本当にありのままの数値を記載したのでこれだけ広がっているのかなとか、いろいろ深読みをしたりするんです。要は、何でこんな状況になっているのかが正直ちょっと見つからなかったんで、こういうことになってくると、どのデータが信憑性があるのかとかがやっぱり分からんようになってくるんです。

時間外勤務の状況を公開して議会とも共有できないかということについてご答弁をお願いしたいと思います。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）続いて、2つ目の時間外勤務時間を公開し議会と共有することにつきましては、教育委員会活動の点検・評価への掲載を考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）すみません、もうちょっと詳しく教えていただきたいんですけども、教育委員会に対して学校の先生方の勤務状況を上げる、そこで止まるということですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）毎年、教育委員会の活動について外部の委員のほうに点検と評価をしていただいております。例年、多分9月の議会で上程をさせていただいて、昨年度こういった教育委員会活動をしましたけれども、その成果としてこんなものがありますとかいうのを数値に出したりとかして提示させていただいておるんですけども、その中で、先生方の例えば年間の勤務時間であったりとか平均の超過勤務の時間数等をお示しさせていただきたいなというふうに思っております。ですので、今年であれば昨年度の教育活動について評価していくということですので、昨年度の時間外勤務の数字等を上げさせていただこうというふうに考えております。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）そうすると、いわゆる公開の状態になるんで、時間外勤務の状況については分かる。その内容については、先ほど年720時間に抑えていきたいというようなご答弁もあったと思うんですけど、年間を通してのざっくりとした数値の公開になるのでしょうか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）現時点で考えておりますのは、一月1人当たりの平均時間数、4月から3月まで、小・中別に大体平均超過勤務時間数は何時間ぐらいですよというのを4月から3月までという形で提示をさせていただく。あと、年間1人当たりの時間数分布、360時間以下とか720時間超え等、時間数の分布も示させていただこうというふうに思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）そうすると、1人当たりまで平均で出していくということなので、まだもう少しと詳しいデータなのかなというふうに思いました。

この勤務状況、時間外勤務を減らすために、ストレスチェックもしくは文書の縮減をやっている、少しでも残業が減るような取組をやっていききたいというようなご答弁だったかと思うんです。

教育長にちょっとお話をお伺いしたいんですけども、やっぱり全国から見ても熊取町はすごく異常な数値になっていますよね。これを打開するためにはどこから手をつけていったらいいか、どういうふうにお考えですか。

議長（二見裕子君）岸野教育長。

教育長（岸野行男君）いろいろご心配いただきありがとうございます。

町立学校の教職員、特に教育職員の勤務時間数が全国に比べて長時間化していると。先ほど答弁

させていただいていますように、本当に過去から何もしていなかったわけではなくて、問題意識を持って、過去からいろいろ留守番電話を入れたりとか、学校の閉庁日、夏の間にそういう設定したりとか、そういう取組をしてきているわけですが、実際、今の実績としてはこういう状況ですと。そこを踏まえまして、そこが現状、今幾ら先生方の自発的な活動があるとはいえ、やっぱり勤怠管理という意味ではしっかりそこはしていかなければならないと。

先ほど、国の調査、報道で一部過少申告のお話もありましたが、やはりそういうのはあってはならないことです。今、町立学校のほうは、全国でも大体導入されていますが、客観的な勤務時間を管理するというので、学校に行くたびに職員証で記録して、帰るときにぴっとすると。だから、学校における在校等時間についてはそれで管理ができるので、言うと、作為的に何か手を加えるというようなことはできない状態で町立のほうは管理しております。

それを基に、あとはやっぱり、今までこの取組をやってきましたけれども、それに加えて、先ほど答弁にありました教育委員会と学校の管理職、教職員一人一人がそれぞれ、国のほうでは本当に特効薬がなく、教師にしかできへん仕事を教師にやってもらって、もっと業務を分けていかなあかんのやというような方向性も示されております。そういったこともいろいろ考えながら、とにかくそれぞれのところで、学校のことやからという学校だけで何とかというのはできない、限界があると思います。制度をつくったりとかいろんな運用ルールをつくっていくのは、教育委員会であつたり学校の管理職の仕事になってくると思いますし、それをまた運用していくのが一人一人の先生方になりますので、各教職員が意識改革の面も必要だと思えます。だから、そういう制度と運用する職員の意識改革と、それを両輪にして進めてまいりたいと、そのように考えております。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）そうですね。本当に意識改革というところで、今はもう学校の先生方は根性論というか、子どもたちに対する思いだけで踏ん張っていただいているような状況かなというふうに思いますので、システム的にそういった先生たちの負担を減らすことができるのであれば、やっぱりどんどん進めていっていただきたいですし、これだけ大きな問題というの、やはり議会とも共有していただいて、学校現場が今こういう状況なんやと、これを取り入れたらさらに先生たちの負担が減りますといったようなことがあれば、そこは予算的な措置が伴うものであればもちろん町長を筆頭に議会とも共有していただいて、その問題解決に取り組んでいくというところからスタートしていくほうが早いのかもしないですね。

なので、前々から皆さん方だけで何とかやっついこうというところはもちろん非常にありがたいというか、すごく頑張っておられるというのはよく分かるんですけども、これだけ大きな問題で、こうしている間も学校の先生たちは非常に疲弊しているし、学校の先生自身がSOSなんですよ。なので、議会として何かできることというものがあればやっぱり議会としても応援していきたいですし、それは子どもたちを守っていくということにもつながりますので、ぜひそこら辺の情報の共有もしていただきたいなど。

文部科学省も、基本的には学校以外が担うべき業務、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、教師の業務だが負担軽減が可能な業務ということで、3つの分類に分けて整理されていますよね。その中で、我々議会であつたり外部の人間が学校の先生方の負担を減らすための取組を応援できるというところはこの中にもあるのかなと思いますので、そういったところを整理して、今も整理されていると思いますが、今こんなところで困っているんやとか、ここがなかなか解決できへん、これがあつたらいけるんやけどなどというようなことがあればどんどん議会にも情報提供していただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

こういう長時間時間外勤務というところが全国的にも起こっている中で、次は学校の先生たちが不足しているという問題も全国ではあります。添付資料の5を見ていただきたいんですが、これは、文部科学省が令和4年1月に教師不足に関する実態調査を公表された数値を抜粋しています。大阪府は黄色のマーカーをかけているところですが、53校あるうち60人が不足していて、これは

小学校です。中学校では38校あるうち50人で先生が不足していると。トータルで1,700名ぐらいの先生が全国で不足している状況にあるというような数値です。本町は学校の先生が不足していないのか、ご答弁のほうお願いしたいと思います。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）続いて3つ目、全国的に教員不足の問題がある中、本町の教員は足りているのか、今後の見通しはにつきましては、現在、担任が不足している学校はないものの、小学校において1名の欠員が出ております。府には、その状況を毎月報告するとともに教員不足解消についての要望を行っております。町としましても、府に登録している講師、退職教職員、町内大学卒業生に当たるなど、鋭意今現在も探し続けておるとい状況です。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）中学校は何とかやっているけれども、小学校は1名今不足していて、小学校に関しても今、すごくいろいろやりくりが大変やと思うんです。そうすると、やはりほかの先生方の業務負担にも当然ながらこれはつながっていくわけで、学校の先生方の長時間勤務ということが解消されなければ当然こういうところも埋まっていけない状況にもなりますし、さらに35人学級がこれからどんどんと実現していくと、当然ながらクラスが増えるわけですから、さらに先生が足らなくなるということは予想できると思うんです。その点についてはどのようにお考えですか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）府費負担教職員の配置につきましては、府のほう為主にそのあたり権限を持っておって、府で採用した先生方を市町村のほうに配置されるというふうになっておりますので、そのあたり、府にも継続して要望して、不足が生まれる事態にならないように採用等、あと講師への呼びかけ等やっていたらいいように、府には引き続き強く要望していきたいというふうに思っております。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）本町ができることといえば学校の先生方の環境を改善していくと、そこに尽きるのかなと。

そういった状況が続くと、今いる先生も辞めてしまう可能性だってやっぱりあるわけです。どこの会社も組織もそうですけれども、有能な人ほどそういう状況にいくと辞めてしまう傾向にありますので、その辺を改善しようと思ったら、府が採用して熊取町に行ってくださいと言ったときに、えっ熊取町ですかということになっては困るわけです。やった、熊取町に行けるといところにしていかんとあかんわけで、やらなあかんことはすごくいっぱいあるし、大変やなと思うんですけれども、そこら辺は何とか一緒になって、できることからまずはやらせていただけたらなというふうに思っています。本当に最終的には全部それが子どもたちにいってしまいますので、それだけは何とか止めなくてはいけないのかなというふうに思います。よろしくお願いします。

先ほどから学校の先生たちの勤務状況を改善するための取組、いろいろお話しいただいていますけれども、次の4点目の質問、学校と保護者間における連絡手段、学校からのお便りや欠席、遅刻の連絡、保護者向けアンケートなどについても、ICTを有効活用して業務時間の短縮に取り組んでいる市区町村は全体で56%あるという調査結果が出ています。本町ではどの程度進んでいるのか、ご答弁お願いしたいと思います。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）浦川議員の教職員の働き方改革の推進についての4点目、学校と保護者間における連絡手段のデジタル化がどの程度進んでいるかについてご答弁させていただきます。

学校と保護者間の連絡手段につきましては、現状、学校から保護者に対する一斉メール配信を行っていますが、一方で、自宅での検温結果や欠席、遅刻といった保護者から学校への連絡は、現在

も連絡帳や電話等によるものとなっており、教員の業務負担の軽減対策が課題となっております。

今年度においては、こうした課題に対応するため、学校と保護者間の連絡をアプリなどのデジタル技術を活用し、利便性と省力化を図る予定で、今年度予算において健康観察アプリの導入として計上しているものでございます。

健康観察アプリは幾つかのメーカーからリリースされており、アプリの主な機能として、検温結果や欠席、遅刻の連絡のほか、学校からの一斉メール送信機能などがあります。アプリの選定に当たっては、機能性、操作性、サポート体制、セキュリティ面のほか、学校で既に導入されているシステムや資源をどう活用できるか、保護者の利便向上や教員の負担軽減につながるかどうかといった観点で選定作業を進めているところです。

健康観察アプリの導入時期は2学期のできるだけ早い時期を想定しており、教員への操作手順の周知、保護者の皆様への周知を経て導入してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）健康観察アプリということで、検温だけじゃなくて、保護者に対しての一斉送信も行うことができるようになります。2学期から導入ということで、夏休み明けから早ければそういったものを導入すると、運用していくというような答弁だったかと思うんです。

今、同じような健康観察アプリでできるようになるのかなと思うんですが、最後の資料で茨城県筑西市のICTを活用した校務効率化の実施状況及び活用事例ということで添付させていただいています。これは、先ほどの欠席連絡等も学校の先生が教室にいながら遅刻、欠席というような児童・生徒の連絡が来るといったようなもの、それから保護者へのお便り、毎日のように子どもたちが学校から来るお便りを親に見せて、こういったものがあるとかこういうことをするというようなお便りも、このアプリを使ってPDFで送られてくると。こういうことが本町でも2学期からできるようになるということではよかったのでしょうか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）システムについては今ちょっと中で検討中ですがけれども、今もミマモルメというシステム、聞いたことあるかと思うんです。子どもたちが学校の正門をくぐったときに、何時何分に学校へ来ましたよ、学校を出ましたよという情報が届くシステムというのを導入しています。そこの事業所のほうでも今いろんなバージョンアップのことを考えておまして、そこの分については、今そのシステムを使ってご家庭への例えばコロナであったりとか、台風で学校が臨時休業になりますよという情報については一斉メール送信というのが一応できてございます。ただ、全てのご家庭が加入をしているかどうかというところで、ほぼ85%ぐらいでしたか、全体ではご加入いただけているんで、それが一番今も登録いただいているので、再登録の手間も要らんということで、そこら辺をベースに今検討している。

具体的にどこまでできるのかというのは、家庭のほうの状況もありますけれども、やっぱりいろんな情報をその情報に載せてあげる、ご家庭の保護者の方がいろんな情報をそこで見られるというふうなことが今後拡大につながっていく条件になるのかな。例えば学校の子どもの様子がスマホで見られるとかとなったら、やっぱり登録しておこうかなというふうになるんで、その辺の付加機能も踏まえて、保護者の方が喜んでいただけるようなシステムになるようにということで、それが全ての家庭に広がったら全部そこで一斉にいろんなお伝えができるということで、そういうようなところも含めて今選考しているという状況です。

導入については、2学期からスタートできればいいなということで今選定を行っていますので、具体的に何ができるかという、大体、いろんな今システムが出ている部分についてはできるような形で考えていきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ぜひやっていただきたいと思うのが学校からのお便りなんです。昔と違って、昔もそうやったかも分からないですけども、今、保護者のお母さん方というのはほとんどの方が共働きになっている状況で、昔よりも子どもと過ごす時間が少なくなっているわけで、子どもも塾や習い事に行っている子どもが今非常に多くて、昔と違ってなかなか親と一緒にいる時間が少ないというのがどこの家庭でも今、一般化していると思います。

そんな中で、学校の手紙を出したというこのやり取りが、後でやるわ、後じゃなくて今持ってきてみたい、こんなやり取りがどこの家庭でも結構今起こっているわけです。だから、学校からのお便りをPDFでメールで届く、それだけでもまず親に渡し漏れがないということが当然ながらありますし、PDFでカラーで来るんで、今はモノクロじゃないですか。写真とかも出るんですけども、どれがどの子かも分かれへんぐらいやっぱり粗いわけです。その辺のところもそういったPDFの一斉送信とかであると非常に鮮明であるというところがあるので、ぜひ、これは学校の先生方の負担ももちろん減るということは当然ながらありますけれども、忙しいお父さんお母さんたちにとっても非常にありがたいアプリかなというふうに思うんで、そこら辺も全部できるような形でやっていただけたらなというふうに思います。

これはこれから検証して、そういうところも含めてやっていただけるというふうに思うんですけども、冒頭はユネスコスクールの加盟が今回は歴史的な一歩を踏み出すということを確認できたので、非常にありがたい。一方で当然ながらまたそこでも先生方の負担が増えてしまっていくわけですから、やっぱりお願いするばかりじゃなくて、先生たちの負担を減らすことで新たなことに取り組んでいってもらったり、新たな先生たちの気づきを子どもたちにも与えていっていただきたいというふうに思います。そこら辺、ちょっと矛盾しているかも分からないですけど、一緒になって進めていけば、いい形にもなるのかなと思います。教育委員会だけで、学校側だけでやってしまおうとするんじゃなくて、ぜひとも議会とも共有していただいて、予算措置を伴うものに関してはよりご相談のほうもいただいて、みんなで一緒になってぜひ熊取町の子どもたちを守っていく、育てていくような環境づくりをお願いしたいと思います。

以上で私のほうの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、浦川議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため1時まで休憩いたします。

（「11時45分」から「13時00分」まで休憩）

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、江川議員。

13番（江川慶子君）それでは、私から一般質問させていただきます。

まず初めに、住民にわかりやすい情報発信についてということでお伺いします。

広報誌とホームページがリニューアルされました。現在の評価と今後の課題をお聞きいたします。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、ご質問の住民にわかりやすい情報発信につきましての1点目、広報誌とホームページの現在の評価と今後の課題につきまして答弁申し上げます。

初めに、令和2年10月にリニューアルいたしました広報誌につきまして答弁申し上げます。

今回のリニューアルのコンセプトですが、要点を絞り文字数を極力減らし、写真や表、グラフ、イラストなど視覚による表現に努め、余白を意識して読みやすさを重視し、表紙から最終ページまで一気に目を通していただける広報誌を目標に取り組みでまいりました。その結果、多くの住民の皆様から、カラーによる毎月の特集をはじめとしまして、デザイン性に富んだ非常に見やすい広報誌になったとの評価をいただいております。

一方、課題でございますが、先ほどのコンセプトと表裏一体となりますが、記事量の関係で、こ

れまでの広報誌で掲載できていた各種団体の活動記事を掲載できないといった点がございます。この点につきましては、コンセプトの読みやすさとのバランスに留意しながら、必要な情報は精査の上、今後も住民の皆様が見やすく、必要な情報を得られやすい広報誌作成に努めてまいりたいと考えております。

次に、本年2月にリニューアルしましたホームページにつきまして答弁申し上げます。

評価いただいている点は、従前のトップページと比べましてシンプルになり、分野ごとのグローバルメニューや検索バーを使うことで、必要な情報を見つけやすくなったというお声をいただいております。

一方、課題といたしましては、リニューアル後3か月が経過しましたが、細かな点で日々改良を加える必要がある現状で、一日も早く完成度の高いホームページに改良してまいりたいと考えております。

以上、広報誌とホームページの評価と課題についての答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。両方変わってちょっと慣れないところもあるので、いろいろな意見が今出ていると思うんですが、ホームページなんかはある一定見慣れてきたら、検索の仕方とかどこに何があるのかとかいうのも一定広がってくるのかなと思っております。

まず、広報のことなんですが、ご説明があったように文字数を減らすとか余白を生かすとかいうことで、とても頑張っているのがよく分かります。カラー化になって、表紙からずっと最初のところはすごく目を引く、本当に興味津々、わくわく見られるページになっていると思います。お知らせのところからがやっぱりカラーじゃなくなるので、字の小ささとか、広告の字がとても大きく見えてしまうので、何か広告が目立ってしまって本来が小さく見える。しかもホームページは若い方が情報入手でよく見られるんですけども、ちょっとご高齢の方はやっぱり広報誌、紙によって情報を入手する方が多い中で、ちょっと字が小さい、色が薄い、そういう中で広告はぼんとでかく出てくるので、ちょっとその辺のギャップを感じているんですが、そういったご意見とかはないでしょうか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）今いただきましたようなご意見は、私のところには直接入ってはございませんが、ただ、江川議員のところには入っていらっしゃるということかと思っておりますので、下の広告のところ、これは商工会との調整で、あの大きさということでいろいろ調整させていただいた経過もあるんです。一定もう一度点検させていただきますと、字の大きさ、色の配色使いであったりとか配慮してまいりたいというふうに思います。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

まだ見慣れていないといってももう1年以上たっているんで、もう大体皆さん目に入っているんですが、だんだんと高齢化に伴い目が老眼になっている方も増えてきています。紙ベースで情報入手する高齢者にとってはちょっときつかなというご意見を聞いていますので、ご検討をお願いしたいなと思います。

それから、ホームページのほうなんですが、これ、いろいろ最初のトップページに写真がぼんと出て、次々に写真が出てくるんですよ。それをクリックしたら詳しい内容にリンクされていて、そこを見ることができるんですが、写真というのが3秒ぐらいか、さっと次の写真に変わるテンポが速いんですよ。それで、その写真を見たいのにクリックしたら違うところへ、その詳しい内容に入ってしまうんで、実はその写真を見たい、でも見る時間がないからクリックしてしまう。するとその内容に入ってしまうというところでは、最初に興味を引くようなすてきな写真があるのに、それが生かされていないんじゃないかなというふうに捉えるんですけども、その辺いかがですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）実は、こちらはフォトニュースといいますけれども、最初、4月初は展開するまでに8秒から10秒かかっておりまして、その当時はまだフォトニュースの枚数が比較的5枚程度で少なかったので、8秒、10秒待って次のページということで許容範囲のところもあったんですが、今、どんどんフォトニュースを活用していこうということで、16枚、17枚ぐらいのフォトニュースを常時作ってやっていこうということで回しているんです。そうしますと、前の8秒、10秒ということになりますと展開が遅過ぎたというところがありまして、業者のほうに言いまして、大体半分ぐらいの4秒から5秒ぐらいということをお願いしたんですが、出来上がってきた品がご指摘のとおり2秒から3秒ぐらいで展開するというので、こちらの想定よりもちょっと早く展開してしまっているということがあります。今、再度修正をかけたので、議員ご指摘の大体4秒から5秒ぐらいの程度で今修正をかけておりますので、もうしばらくお待ちくださいませ。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。やりながら完成品に近づけるように工夫されているということなんで、今そういう状態なんだろうなと理解しました。

例えば、ぱっとクリックしたときにその写真がぼんともう一回出て、それで詳しい内容に次に続くとかであれば何かそれでもいいかなと思うんですけども、中身を読もうとしているところが目で追って読めないというのがちょっとストレスを感じたということなんで、よろしく願いいたします。

それと、今まで情報入手の中で、ホームページにあったマチイロというのを私も使っていたんです。ところが、マチイロというサイト、紹介が今のホームページにもあるんですけども、これを開くと、熊取町公式ホームページはリニューアルしましたということで中身が全く見られない状態になっているんです。これ、いつになったらつながるかなと思っているんですが、なかなかつながっていない状態が続いているんですけども、リニューアルしたことによって、今までリンクづけされたものがリンクが外れちゃっているという症状も出ているようです。その辺もやはり確認していただいて対応していただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）ご指摘のとおり、それがもうまさに日々改良を加えているというところでございます。どんどんとそういう不具合の点を見つけましたら改良していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

それと、「チャットで相談！」というのが新たに入って、とても身近ではあるんですが、なかなかこれで相談が本当に来ているのかなという実態が分からないんです。これをしてから状況、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）こちらを直接使った上で電話でというのは、私のところには直接はないんですけども、ただ、こちらを使うことで、こちらの相談の中で完結できる機能というふうになっておりますので、使っている方は使っているのかな。ただ、実際にそのニーズがどのぐらいなされているかということまで、まだ申し訳ございません、ちょっと把握していないといった、そういった現状でございます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ちょっとよく分からないんですけど、「チャットで相談！」に入れたら自動で答えが出るという形で、職員は把握できていないということなんですか。ちょっとよく分からないので。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）基本的には、こちらで相談していただきますと代表的な答えという

のが出るんですけども、その上でも分からないということで、それで文字で入力していただいて、それを返していただいて回答していただくということになるんです。その実績というのは私のところにはまだ情報が入っていないというところで、またちょっと調べまして、どれぐらい事業原課のほうに入っているかというのは確認させていただきまして、情報提供はさせていただきたいと思えます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。まだ完成品に近づけるために努力されているところということをお伺いしているんで、そういう状況だということを受け止めました。ありがとうございます。

そしたら、2つ目の質問に入ります。

視覚障がい者への情報発信の現状と課題はいかがでしょうか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、ご質問の2点目、視覚障がい者の方への情報発信の現状と課題につきまして答弁申し上げます。

現在、ボランティア団体のご協力によりまして、広報誌を点訳したものを熊取ふれあいセンターと図書館に、さらに音読したものを図書館に配架しております。また、ホームページ上にも読み上げ機能を有する広報誌のテキスト版を掲載し、視覚障がいの方への対応を丁寧に行っているところでございます。

一方、ホームページにつきましても、読み上げ機能に対応したつくりとなっております。また、文字サイズの拡大や背景色の変更を行える閲覧支援機能を有しており、視覚障がいの方だけでなく、高齢の方にも優しい機能を有しております。

以上のことから、現時点で可能な範囲での対応を行っておりますことから特段の課題は認識しておりませんが、今後も、視覚障がいの方への配慮はもちろんのこと、高齢の方にも優しい情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

ホームページの中にも同じようなことの質問が入ってまして、答弁も書かれているなど後で分かったんですが、点字での冊子というのは、大体熊取広報ができるのが28日ぐらいですよね、自治会に届くのが。そこから月初めに各お宅に届くという形なんですけれども、これも同じような時期に発行というか、点字が仕上がっているのでしょうか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）前月の中ほど過ぎぐらいに原稿が固まるんですけども、そのタイミングで点訳サークルのととのほうに出ささせていただくと。そこからととにも本当に非常に大変な作業をしていただきまして、何とか28日もしくは月初めに間に合うような形でボランティアで頑張らせていただいているというところで、若干、その月のボリュームとかによりまして、また難しさ、難度によりまして遅れることはあるんですけども、何とかととのほうに頑張らせていただきまして、月初めに近いタイミングで配架いただいているというところでございます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）点字というのはコピーできるのかできないのか分からないですけども、3冊打ってはるということでしょうか。社協とふれあいセンターと図書館に1冊ずつ置いていると。目にするとこんな分厚くて、何かすごい冊子を置いていますよね。あれを1枚1枚ボランティアの方が打ってくださっているということですね。本当にありがたいなと思います。大変だと思います。

それで、実際に町内でそういったものが必要な視覚障がい者の方、必要な方というのはどのぐらいおられるんですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）すみません。実際、点字を見に来られている方がどれぐらいいるかというのは確認したことがございませんし、実際にどれだけの方が必要なのか。これは障がい福祉のほうの関係になるかと思うんですけれども、どれだけの方がいらっしゃるかというのは、申し訳ございません、ちょっと我々のほうでは把握していないところでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）障害者手帳の所有者の数ということで申し上げますと、令和4年3月末時点の交付対象者が81名という形になっております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。81名おられるということなんですね、手帳を持っておられる方がということで。

広報誌というのは、住民にも必要だし、対外的な町外の方でも入手できるということも大事なので、両面で多分活用されていると思うんですけれども、その81名の方の中でテープをレンタルで借りている方とか、そういうのはどのぐらいおられるのでしょうか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）図書館に配架されております音読広報誌なんですけれども、こちらのほうは音読サークルのひびきの無償ボランティアにより、毎月音読、朗読していただいているんです。こちらはCD、コンパクトディスクに録音しましたものを配架させていただいておるんですけれども、こちらにつきましても、図書館でどれだけの利用がなされているのかというのは、ちょっと情報としては持ち得てございません。すみません。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。

先ほど、十分にしているから視覚障がい者の方の対応もこれでいいと思っているようなことをおっしゃっていましたが、ぜひ確認していただいて、本当にこの状況でいいのか、音読テープがいいのか点字がいいのか、その辺、本当に困っていらっしゃる方がいないのかどうかというのも何かの手だてで確認してやっていただければと思います。重要な住民サービスのお届けということで大事な情報紙なんで、ぜひその辺お願いしたいなと思います。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）実は、点字の広報なんですけれども、以前はお一人の方、毎月それを読みたいというご要望がありまして直接送らせていただいていたこともあったんですけれども、今はそういうご要望をいただいているという状況にあります。

今、ホームページ上で、先ほど明松統括のほうから話がありましたように、音声で読んでいただけるようになっておりますので、そちらのほうのご利用が中心になっているのかなと。ただ、もちろん点字での広報も必要でございますので作らせていただいておりますと、そういうような状況になっております。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）とにかく、そういう声があればそれに対応して行うということで受け止めてよろしいですね。分かりました。

ホームページも新しくなっているし、テキスト化されているので、そこを開いて音声で音読ということも可能だということで、それをやっぱり手助けする人がいなければそのページにはたどり着かないのではないかなと危惧するんですけれども、その辺の配慮も考えた上で、これからも対応をお願いしたいなと思います。よろしく申し上げます。

次、3つ目に、ホームページに町主催行事のカレンダーがあれば場所、開始時間が分かりやすい

との意見をお聞きしましたが、いかがでしょうかということで、あるということをお聞きしたんですけれども、ご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、ご質問の3点目の町主催行事カレンダーのホームページへの掲載につきまして答弁申し上げます。

現在の町ホームページのトップページの中段辺りに「イベントカレンダーを見る」というボタンがございます、これを押していただくと月別の町主催の行事がカレンダー形式で掲載されております。また、それぞれの行事名をクリックしていただきますと行事の詳細ページへリンクされ、議員ご指摘の場所や日時が確認できる仕組みとなっております。

今後とも、最新の行事などをイベントカレンダーに掲載し、住民の皆様が使いやすく便利なホームページになるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）あるんですね。それで、私もクリックしてみたら、ああこれが欲しかったんだというようなものができていたんですね。それを気づかなかった。ちょっと探しにくい場所にあったと私的には思っているんですよ。できたらトップページの上のバーのちょっと目立つところに置いてくれば、今日は何々があったけれども何時やったかな、会場はどこやったかなとかいうのが見られて、とても便利な機能。これ、スマホでもぱっと見られて、いいなと思うんで、そこまで下ろさないと分からないというのはもったいない機能だなと、もったいないところにあるなと思いました。ぜひもっと目立つようにしていただきたいなと。

これに議会開催日とかの情報とかは入れてもらうことはできないんでしょうか、傍聴がある分だけでも。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）このページを実は作ろうと思いましたがリンク先のページを作らないといけないものになっておりまして、要はここに時間とか、スペースの関係で書き込めませんのでリンク先が必要になると。リンク先が必要になるということになりますと議会事務局にそのページを作っていただかないといけなくなるというような、そういった点であったりとか、あるいは議会のページもございますので、そこにまたカレンダーを作るというような仕組みとかも考えられますが、物理的にはやろうと思えばできると。ただ、ちょっとスペースとかいろいろ関係がありますので、今のところはそれをするには要検討といったところでございます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。議会も熊取町の大事な機関ですので、今、議会がやられているのか、やられていないのかとかいうのも含めて同じように出てあれば、住民にとってとても便利かなと、分かりやすいかなと思いましたが言いました。可能であることも含めて、議会のほうで相談して、この話は両方ですり合わせていかなければいけないことなので、そのように考えたいなと思っております。ありがとうございます。

資料につけさせてもらった分があるんです。納税の通知書の分です。1ページと2ページに、江川慶子の質問資料のところに、これ住民からお聞きして、障がい者の方で軽自動車の納税の通知が来た分、これをちょっと拡大してコピーしています。だから字がちょっと大きく、郵便はがきと書いていますのではがきサイズで届いている分なんです、軽自動車税ということで「身体障がい者等の方が所有又は身体障がい者のために使用する軽自動車等が減免対象となる場合があります。申請についてくわしくはホームページをご覧ください」と書かれていたのでホームページを見た。

2ページ目です。ホームページをご覧になったら、このように書かれていた。「生活保護の規定により生活扶助を受けている方や、身体障がい者または精神障がい者で歩行が困難である方などが所有し、使用している軽自動車などについては軽自動車税（種別割）が減免される場合があります

す。くわしくは税務課住民税グループまでおたずねください」と。それで、何やしたらもう調べんでも先にここに、はがきに来てくれと書いてくれていたらええやないかというご意見だったんです。それでもう一度確認したら、きちんとホームページのほうに詳細、締切日まで書かれたものが立ち上がっておりました。

この点どのように思われたのか、聞かせていただきたいです。

議長（二見裕子君）木村総務部理事。

総務部理事（木村直義君）すみません。こちらの記事につきましては税務課のもので私の所管なので、私のほうから答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、このホームページの内容、こちらにつきましては、本当に詳細の内容が掲載されていないということで、即座に減免申請についての内容をホームページに、修正ですね、掲載をさせていただいたという次第でございます。

今回のこの件につきましては、本当に配慮が足らなかったということで、我々税のほうとしましても、ホームページをもう一度確認ということで作業も進めてございますので、今後このようなことがないように努めてまいります。

以上でございます。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）総括を所管している総合政策部としましてなんですけれども、江川議員からの資料提供によるご指摘、これを受けまして、ホームページを所管する総合政策部の対応として、一昨日、6月7日なんですけれども庁内通知を発布いたしまして、「くわしくはホームページをご覧ください」というフレーズを使っている通知などに対しまして、ホームページがきちんと対応されているかどうか改めて確認するように通知し、全庁的にほかにもないかどうかということで確認作業をしております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。どうぞよろしく願いいたします。せっかく調べたのにそれが生かされていない状態であるというのはやっぱりよくないと思います。でも、すぐに対応していただいありがとうございます。

この中でちょっと気になったのが、前と変わっていないんですけれども、「生活保護の規定により生活扶助を受けている方や」というのが先に一文出ているんですが、ちょっとこの文言というのは特例なんで、生活保護の方が軽自動車持っていないのかなという誤解を与えてしまわないのかなというふうに感じたんです。そこはいかがなんでしょうか。

議長（二見裕子君）木村総務部理事。

総務部理事（木村直義君）こちらのほうにつきましては、生活保護法の規定において、生活扶助を受けている方が所有し、または使用する軽自動車等ということで、こちらは減免条例等々で使われている文言ではなかろうかと思っておるんですけれども、議員、すみません、おっしゃっているのは、生活扶助を受ける方が全てこの減免申請を受けられると勘違いされているということでございますか。申し訳ございません。その辺ちょっと私、分からなかったもので、申し訳ございません。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）生活保護を受けるときの条件の中に、車の保持は原則駄目なんですよね。どんな形であれ駄目なんですよね。だけど、必要な人だけ特例で所持が認められているということが抜けていると、何かこれを見ると、生活保護でも軽自動車に乗っていいんだなというふうに誤解を招きかねないかなと思ったので言わせていただきました。ちょっと調べていただいて、対応をお願いしたいなと思います。

そしたらば、いろいろ意見を言わせてもらいました。まだ途中ということで、いろいろこれからも工夫をしていただいけそうなので、またいろんな方の意見を聞いて工夫していただければありがた

いなと思います。よろしくお願ひいたします。

そしたら、2つ目の質問に入ります。補聴器購入への補助についてお伺ひします。

難聴になれば生活に様々な支障が生じます。コミュニケーションがこれまで以上に取りづらくなって閉じ籠もりがちになったり、また、社会的孤立や鬱を引き起こす要因にもなり得ます。

子どもの難聴児については以前、二見議員から、高齢者の補聴器購入の補助は昨年9月に鯉谷議員が行っております。現在、聴覚障がい者への補聴器補助がありますが、聞こえづらい方への支援はありませんと質問には書かせていただきましたが、この間調べてみたら、大阪府の制度やら、高齢者の社会参加の重要性などや認知症予防などの関係で、東京をはじめとする全国で補聴器補助制度もつくる自治体が広がってきています。熊取町でも補聴器購入への補助を求めますが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の補聴器購入への補助についての聞こえづらい方への補聴器購入への補助についてご答弁申し上げます。

まず、聴覚障がいとしての身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費支給といたしまして、購入や修理に対する費用を支給しております。令和3年度におきましては22件の実績がございます。

身体障害者手帳の要件とならないいわゆる聞こえづらい方への助成制度といたしましては、18歳未満の両耳の聴力レベルが30以上60デシベル未満の軽度の難聴児を対象といたしまして、先ほどご指摘のありましたように、平成31年4月より熊取町難聴児補聴器購入等助成事業といたしまして、言語及び生活適応訓練を促進するというそういう目的によりまして事業を実施しております。なお、令和3年度におきましては1件の実績となっております。

また、両耳の聴力レベル60デシベル以上のいわゆる中度難聴の児童につきましては、大阪府が実施しております大阪府難聴児補聴器交付事業がございます。こちらは、古く昭和50年度より事業を実施しているところでございます。

次に、これらの制度の対象とならないいわゆる聞こえづらい方への助成でございますが、ご質問の要旨でございます高齢者の社会参加の重要性や認知症予防の関係につきましては、日常生活における質を低下させる原因になるだけでなく、認知症や鬱につながる可能性が指摘されていることは認識しており、ゆっくりと端的に話しかけるなどの配慮が必要となっております。しかしながら、高齢者への補聴器購入助成につきましては全国的にもまだまだ導入実績も少なく、大阪府内では貝塚市1市が令和4年1月から実施しておりますという状況になってございます。

今後は、国や大阪府または近隣市町の動向を注視しながら情報収集を行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁いたします。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。両耳で30から60デシベルの方の難聴児童、子どもの場合の対応は平成31年から熊取町でも行われている。何件と言っておられましたかしら。何か件数を言っていなかったかしら。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）この件数も非常に少のうございまして、31年実施以降、いわゆる対象になった方が2名、それ以降、毎年修理とかで1件あるいは2件というのが実績となっております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。難聴児童の30から60デシベルの制度というのは、そのとき31年にできていたんですね、確認でもう一回。分かりました。

そしたらば、今日資料をつけさせていただいたので、資料を見ていただいでいいでしょうか。

最後の14ページに聞こえ方の聴力レベルの表をつけさせてもらいました。年齢等とともに聴力が

悪くなっていくということ、坂になってきていますよね。高齢者の方というのは、やはり全体的に聞こえづらくなっていくというのがこの表で分かると思います。

それから、7ページから10ページ、先ほど、まだまだ補聴器購入資金の助成制度は少ないという話だったんですが、これも古い資料なんで2019年8月30日の調査の分なんです、21区市町の表を一応こんなふうに添付させていただきました。

それから、近畿では兵庫県や明石市なども高齢者の難聴に対する補聴器などへの補助が実現して、近隣では、ご説明があったように貝塚市が令和4年度から行っております。それが3ページと4ページのところに資料としてつけさせていただきました。

高齢者への補聴器制度の根拠といいますか、何で補聴器が必要なのかというところで、町の目指す高齢者の皆さんの地域福祉計画の中で、耳が聞こえづらいくらいこういった活動もしにくいだらうということで福祉計画の概要版も添付させていただきました。

昨日、文野議員が質問しましたいきいきまとり高齢者計画、それにも関連してくると思うんですけども、やはり補聴器への補助というものをしないと、実態もつかみながら取り組んでいかなければならない課題だと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）これ、過去にも何回かご質問を頂戴しております。そのときから全国状況も大きく変わってはいないという状況でございます。実は、昨日も大阪府の直接の担当課のほうに電話をかけて、国の動きに何か変化がないか、あるいは大阪府としても何か考えていることはないかというような問合せもさせていただいております。お答えは、残念ながら今のところご答弁申し上げた、前回に申し上げたとおりの状況やというようなお答えもいただいております。

お気持ち的には非常によく分かります。聞こえづらくなったら会話が成立しなくなる、家にどうしても閉じ籠もってしまうというようなことになりかねない。そういったことを考えるとお気持ち的には非常によく分かるんですけども、これ、助成制度、補助制度ということになりますと、ほかとのバランスということも大事になってまいります。やはり加齢に伴うこういった分につきましては、耳の分だけではなくて健康のためには口腔維持、お口の健康、そういったことも非常に重要になってまいります。補聴器、そして入れ歯はどうなんやとか、あるいは見づらくなるのもこれまた加齢に伴って当然生じてまいります。眼鏡がどうなんやというような、もう総合的な見地で検討していかざるを得ないということがございます。

実際、これは前の答弁の際にもご紹介させていただいたんですけども、静岡県だったと思います。その中の一つの市で、実際に補聴器の事業を立ち上げたんですけども何年後かには廃止してしまっているという状況があって、そこに問合せしてみたんですけども、やはり今申し上げたような加齢に伴う補助が必要なものについてはこれ以外にもたくさんあるので、何でこれだけやねんというような話が出てまいって、それから年間あまり需要がないというのも実績としてございまして、そういったことも踏まえて一旦廃止しているんやというような、そんなような話も聞かせていただいております。

お気持ち的には非常によく分かります。地域福祉計画、地域共生、高齢者の皆さんも集いの場に集まってもらってタピオ体操でしっかりと健康寿命を延ばしてもらおうという町の施策からすると、お気持ち的には非常によく分かるんですけども、補助制度全体ということになりますと、加齢に伴うこれ以外のものとのバランス、こういったものを考えたときには、どうしてもちょっとまだしばらく慎重な対応と検討ということが必要なのかなというのが今の現状でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）よく分かりました。

今、国会でもこの問題については質疑が行われていまして、まずは地域の状況をつかんで、それで実現できるような形で、まずは必要かどうかの状況をつかんだらどうかという動きが国会で話し

合われております。

いきいきくまとり高齢者計画の中のアンケートのところに状況を、これは介護保険の制度の調査でもあるわけですが、そのアンケートの中に耳の聞こえ方状況みたいなのを取ってはいかががと思うんです。その点はいかがでしょうか。見たところ、口腔の状態は載っているんです、アンケートに。むせるだとか、入れ歯のあるなしとか、20本以上歯があるかとか、自分の歯がね。そういった調査はあるんですけれども、聞こえの問題については、補聴器を使っていますかとかなぜ補聴器は使わないのですかとかな、そういった調査を3年前から練馬区が行っているということなんで、認知症対策として物忘れ検査、軽認知症者の社会参加、そういったものも含めて補聴器が必要なのかどうかというのをぜひアンケートに取り入れてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）何回も繰り返しのお話になってしまうんですけれども、聞こえづらいというものの程度というものがいろいろございます。加齢に伴ってだんだん聞こえづらくなるというのは非常によく分かるんですけれども、やはり聞こえる程度によってはしっかりと補助制度もございます。また、子どもの場合ですと療育という観点からもこれはしっかりと補助制度、町もあるし大阪府もあるしというようなことで、必要なところに今時点、必要な対応をさせていただいていると。そこから先の分については、先ほど申し上げましたような全体的なバランスというのを考え、それから必要性ということも十分検証しなければならないというような現状でございます。

また、アンケートにつきましては、計画をつくる際のアンケートを毎回実施しておりますけれども、その際に項目の一つに入れるか入れないか、その分については検討はさせていただけるかなというふうに思います。ただ、歯が何本残っているかというのは具体的に今何本かというのは分かるんですけれども、聞こえるか聞こえないか、聞こえづらいか聞こえづらくないか、非常に抽象的なものであって、何デシベルというような音の検査をするものを自宅であるという方は恐らくないと思うんで、なかなかその辺、アンケートということに発展させるのは難しいのかなというふうに感じているところです。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。

とにかく、練馬区が始めているような補聴器を使っているか、もし使っていないんやったらなぜ使っていないのか、きっと合わせ方とかあるんです。だから、本人に合わせるのがとても難しいですよ、補聴器は。体調によったり、もういろんな難しさや困難さがあるって、せっかく買ったのに使わずに置いてしまっているとかいう現状もあるんで、やはりそこをサポートする、そこをうまく活用できるように町が支援する、そういった部分も含めて、まずはアンケートで状況を確認することが大事だと思います。そう思いますので、検討するとおっしゃってくださったんで、ぜひその辺も取り入れてもらうようお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）1点目のご質問でちょっと答弁できなかったものを補足させていただきます。

1点目のご質問で、図書館の広報誌の点訳と音読CDの貸出し、利用状況のほうですけれども、この間確認できまして、利用実績はほとんどなしということで確認が取れておりますので、補足させていただきます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）以上で、江川議員の質問を終了いたします。

次に、田中圭介議員。

7番（田中圭介君）議長の許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく分けて3点質問したいと思います。

皆さんもご存じのように、厚生労働省が6月3日に2021年の出生率を発表いたしました。2020年より2万9,231名少ない過去最小の81万1,604名になりました。出生率と死亡数の差である自然増減数はマイナス62万8,205人になります。島根県で約66万人、鳥取県では約57万人と、1つの県がなくなるほどの人口減になっております。質問の2項めとは直接関係ありませんが、将来を担う子どもたちの質問内容になると思いますので、よろしく願いいたします。

1点目、都市公園、特にインクルーシブ遊具、公園について質問をしたいと思います。

日本では2006年にバリアフリー法が施行され、新設開業される都市公園の出入口などでバリアフリーの義務化がされました。

1点目、町内には都市公園は何か所ありますか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）それでは、ご質問の1点目の町内に都市公園数がどれくらいあるかというところですが、本町における都市公園数は現在115か所でございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）115か所というのは大小合わせて115か所ですね。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）いわゆる都市公園法に基づく公園ですので、大小、開発によるものもあればそうでないものもあります。そういったもの含めて都市公園としては115か所と。

ちなみにもございますが、これ以外にいわゆる自治会等で運営等をしていただいている公園が、ちびっこ広場が9個、あと、ふれあい公園と呼ばれるこれまた別の運用になるので、ここは2か所というところがございますので、ほぼ都市公園と思っていただいてもよろしいかと思います。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）この115か所プラス9か所、2か所というのには、全て遊具があるわけでもないんですね。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）基本的には、都市公園には遊具がございます。あと、ちびっこ広場等は広場でございますので、遊具がないというのはございます。というところがございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）115か所のうち、大きいもの3つぐらい分かるのであれば答えていただきたいです。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）一番大きなものはやっぱり永楽ゆめの森公園、あと長池オアシス公園、こういったところになってくるかと思います。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）分かりました。

そしたら、2項目めの遊具を新しく変える基準というのは何かあるのでしょうか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）それでは、2点目の遊具を新しく変える基準について答弁申し上げます。

町内115か所の都市公園内に現在、遊具は417基ございます。議員ご指摘の遊具更新につきましては、まず各遊具の耐用年数に応じた更新を図ると、こういうことが前提としてございますが、それまでに破損や経年劣化等により更新が必要となるケースがございます。

本町ではこれまで、老朽化する公園施設の計画的修繕・更新を行い、維持管理費の縮減や平準化を図るべく、平成26年7月に熊取町公園施設長寿命化計画を策定し、当該計画に基づき計画策定時に国指針による遊具の劣化度判定をした上で、更新対象として位置づけられた175基の遊具について平成27年度より国の交付金を活用し、計画的に更新を行っているもので、これまでに86基の更新を完了、残る89基を引き続き更新する予定でございます。

また、こういった動きに加えて、計画策定時から遊具の劣化も進んでいることから、計画に基づく遊具更新とは別に、1年に1回、専門業者による遊具点検を全遊具を対象に実施しており、劣化や破損の状況に応じ修繕・更新を行っているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、175基のうち86基新しくなって、89基まだ古いのが残っているということなんですけれども、これ、新しくするときには、その場所に近い自治会さんたちに一応相談とかはするんですか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）4点目の質問とちょっとかぶっているんですが、当然ながら更新するときには地域のニーズというのが非常に大事になってきますので、自治会等に相談しながらという形で進めております。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、その自治会が、もう子どもがうちの周りにはいない、そやからもう遊具は要らないというふうな答えが来たときはどうするんですか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）それぞれのエリアエリアで地域性というのは当然あったと思います。開発に基づくとき、大体当初は子どもが多かったけれどもというようなところも含めて、例えば私の住んでいる小谷の近くの公園なんかもそうなんですけれども、開発に基づく公園で、もともと遊具がたくさんあった。でも、子どもたちが大きくなってきて、逆に今結構お年寄りが多くなっていてというようなところがあって、健康遊具に換えていきましようかというような形で健康遊具になったりというような、地域地域での必要なものを相談させていただいているというところでございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）最近、長池オアシスが一番新しい遊具を設置したと聞いたんでちょっと見に行っただけなんですけれども、何か最近、簡易的な一体型の遊具というのがすごく増えているなど。ちょっとした滑り台があって、滑り台だけじゃなくて何か一体的になったカラフルな色のような遊具が多いように見えるんですけれども、その辺は、特に後のメンテナンスがいいとかそういうのじゃないんですか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）当然、維持管理という視点も大事でございますので、これが欲しいと言ったからといってなかなかそうもいかないところもございまして、その辺も含めて相談をさせていただいているんです。

ただ一つ、長池オアシスぐらいの公園になってくると、やっぱり目玉的な遊具も欲しいよねと、お客に来ていただくという意味では。そういう意味では、いわゆるロープを使った遊具のことをおっしゃっていただいたので、あれも非常に子どもたちには利用していただけていると。私、いつ行っても大体子どもたちに利用していただけているなと思っておりますので、そういう意味では、大きな公園にはそういうものも必要でしょうけれども、いわゆる小型であるとか開発の帰属による公園にああいうものは置けませんので、それなりの遊具というような形になってくるのは現実的に仕方ない部分も含めて、そういうふうな対応をさせていただいているというところでございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）僕の言うている遊具はロープ型じゃなくて、そのちょっと横ら辺に置いている、これが一番新しいんやろうなというような、翠松苑とかにもよく置いてそうな、すごくコンパクトにカラフルなデザインなんですけれども、まあいいですわ。何か説明が、僕も資料があつたらよかったんですけどもないので、それはちょっと申し訳ないです。

そしたら、次の3点目にいきたいと思います。

都市公園にインクルーシブ遊具は何台設置しておるか、聞かせてください。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）3点目の都市公園のインクルーシブ遊具について答弁申し上げます。

議員ご質問等をいただいておりますインクルーシブ遊具と申しますのは、障がいの有無等にかかわらず、みんなが遊びを共有し、一緒に楽しさが実感できるよう、いわゆるユニバーサルデザインが取り入れられている遊具でございます。残念ながら、現時点で町内の都市公園に設置実績はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）部長の言うとおりで、身体障がいの方、また心身障がいの方、障がいのない方、子ども、大人、老人、男性女性関わらずというのがインクルーシブという意味なんで、その遊具という形では、誰しものが乗れたり遊んだりということが出来る遊具になります。

そして、今回のインクルーシブ公園というのは、欧米では20年前から造り出しているみたいで、日本での第1号は2020年3月に世田谷区の砧公園が先駆けとなって有名となりました。大阪府下にも何か所かあり、先日の5月23日に私も鶴見緑地公園、大東市の末広公園、八尾市の久宝寺緑地公園、3か所に視察に行っていました。そして、大東市に限っては市役所に行き、都市整備部みどり課の課長にもお話、どういう経緯でこういうふうなものを造ったかとかどういう流れとかをいろいろ聞かせていただき、やっぱり百聞は一見にしかずで、実際に見に行き、本当に障がいを持たれているであろうという子どもも遊んでいましたし、担当者の方のいろいろなお話を30分ぐらい聞かせていただいたんです。

実際インクルーシブ遊具とはどういうものかというのが僕の議員提出資料に何個か載っています。見ていただいたら、1ページ目は車椅子の方がそのまま乗って、これは鶴見緑地公園に実際あったんですけども、ぐるぐる回るんです。3ページ目も、車椅子と一緒にの高さで、そのままスライドして乗れるらしいんです。それが大東市の末広公園、4ページに工事中と書いていましたが、全く同じものがついておまして、4月に新しく開園されたんですけども、もう5月23日に僕らが行かせていただいたときには、ぐるぐる回り過ぎて砂が削られて、職員の方が毎日毎日その砂を埋めに行っても削られるから、取りあえず遊具ごと取って舗装してチップをして、もう下がめくれんようにせなあかんぐらいすごく人気が出たと。

5ページはサンドボックスというて、これも6ページに、同じように大東市の末広公園にあります。これは車椅子に乗ったままで砂場遊びができると。これ、僕は知らんと、見た目いいなと思ったんですけども、大東市の担当課の方に聞いたら、これもやっぱり土曜日に土を満タンにしても月曜日にはもう既に土がほとんど上に残っていないという、実際つけてみなければ分からないというのをいろいろ聞かせていただいて、ああそうなんやと。ここはもう全部、担当課の人が、多分シルバー人材かちょっと分からないですけども、そういう人がもう毎日毎日行って、僕らがおるときも穴埋めもしてくれていました。

7ページ、8ページというのが脱着式のブランコになります。自分で横の鎖を持ってない子どもたちを、ジェットコースターに乗るみたいにならんと、そのまま大人が押しても子どもが落ちないような設計になっています。その横の、これは鳥の巣を描いたブランコになっています、円盤型みたいな。これも、寝たきりの人でも乗ろうと思ったら乗れるような感じのつくりで、見てもらったら分かりますけれども、最大4、5人まで子どもも乗れるようなものになっています。これは、もともと普通のブランコを改造したやつなんです。わざわざこれ用にポールを立てたんじゃなくて、普通のブランコがここに2基あったらしいんですけども、それを1個にするに当たって、鎖が4点につられると。そしたらすごく安定するんです。ゆめの森にあるユニバーサルデザイン、これのちょっと小さいようなブランコを僕も見えてきたんですけども、あれは2点なので、ぶらんぶらんとしたら落ちたりするかなと思いますけれども、4点やったら少々押してもひっくり返ったりしな

いという感じのものがあって、あとは10ページ、11ページとかは大きい、車椅子のまま上まで行って、最後の12ページの滑り台を見てもらったら分かると思うんですけども、滑り台の幅がめちゃめちゃ広いんです。それなら、支えがないと駄目な子どもとかも親と一緒に抱きかかえたまま滑ったりできるという、こういうインクルーシブ遊具というのがここ最近、日本でもあちらこちらで設置されてきております。

先ほども2006年にバリアフリー法が改正され、今どこに行ってもバリアフリー化がもちろん当たり前前の日本にもなってきました。そして公園もだんだんこういうような、誰しもが遊べる公園をまず造っていきじゃないかという動きが、2020年から日本でも先駆けて東京、全国でも何か所かあります。それで大阪でも、現在、南大阪にはないんです。1台だけLONG PARKにさっき言うた鳥の巣型のブランコが1個あるぐらいで、南大阪にはインクルーシブ遊具というのは一切置いていないんです、今のところ。

なので、住むなら熊取、子育てするなら熊取とうたっているんならば、いち早くこういう遊具の設置、大東市に聞いたら、これどういう感じで歳費、お金ですわね。大きいのはかなりお金がかかるんですけども、さっき言うたように現状あるブランコを改造するなら、全然じゃないですけども思った以上にかからないというような感じで、やっぱりふるさと納税も投入しているらしいです。そういう感じで、先ほど部長がおっしゃられた補助金が何かあるんですか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）いわゆる我々が活用している交付金、先ほど言いましたが、175基のうち半分やっている、これは計画に計上することで、その更新そのものがいわゆる2分の1補助の対象になってくる。インクルーシブ遊具そのものが対象になるのかどうか、これはまだ詳細は確認でき……。基本的には、今ある分の更新については対象であるというふうに聞いております。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）その対象になる公園というのはもう何個か決まっているんですか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）現時点で、先ほど申し上げましたいわゆる長寿命化計画は平成26年度から令和5年度まで、来年度までの計画です。来年度もう一度見直すという年になりますので、5年度までの分はもう決まっておるという形になりますので、6年度以降についてはこれから計画を練っていくというようなところになってまいります。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、タイミングとしてはなかなかいいと感じてよろしいですか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）議員、たくさんありがとうございますというところなんですけど、もう一度整理も含めてですけども、議員おっしゃいましたとおり、インクルーシブ遊具、日本では新しい遊具として出てきたというところで、いろんな課題、現場での課題が出てきておるという現実が一つあるんですけど、一方で国のほう、国・府と言ってもいいんですけども、いわゆる我々が遊具等を設置するときには国指針がございます。都市公園における遊具の安全確保に関する指針というのがございまして、これがあつた上で、これと連動した安全基準という、この2本をもって我々は設置。例えばこれは何やというたら、こういった遊具には子どもたちが振り落とされて何メートル外まで行くおそれがあるから、この何メートルのところには壁とか設置して凸凹にしたらあかんよねとか、落ちたときにはやっぱりそれなりの衝撃があるから、先ほどの砂じゃないですけども、砂等を入れて軟らかくしましょうであるとか、そういう基準なんですけれども、指針と基準があると。この国の動きの中で今、インクルーシブ遊具という概念が全くまだございません。まだ追いついていないというレベルで、府に問い合わせたところ、今まだ実はごめんなさい、研究段階ですという答えが返ってきておまして、府といたしましても、先ほどご紹介いただいた久宝寺緑地公園に1つだけ今、遊具を設置させていただいて、実証実験的にやらせていただいているんですというような

ところがありまして、我々としまして、どうしても安全基準というのが気になるところでございますので、そこは一定視野に入れるべきだろうというところでございます。

ただ、この基本的なベースにある、元に戻って、やっぱり全ての子どもと一緒に遊べる公園、これが改めてスタンダードになっていくんだろうというところでは、そういうインクルーシブ遊具の視点というのは必要になってくるというふうに考えます。ただ、ちょっとまだそういう過渡期の状況なんで、もう少し我々も勉強したいというのが正直なところではございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）すごくいい答えが、誰しもが遊べる公園。この4月1日に子どもの権利に関する条例というのが熊取町もできましたね。この子どもの権利というのの（2）のところ、学んだり遊んだり休息したりできます、また、安心できる居場所が保障されますというふうなことが載っているんですけども、これは恐らく国連子どもの権利条約の第31条を参考にされたのかと思うんです。どうですか。内容がちょっと似たような内容なので。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）子どもの権利の子どもが休息したり遊んだりする権利というのは、議員おっしゃるとおり子どもの権利に関する条約、ここから引用しております。この条約というのは、平成元年に国連で採択されまして6年に日本が批准しているというところで、一定、法令として我々が尊重しなければいけないという条項になっているというふうに考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、国連の第31条、遊ぶ権利というものが遊んだり休んだり、またスポーツ、文化・芸術活動に参加する権利を持っていますということですよ。ということは、身体や心身のハンデのある子どもはどこの公園で遊んだらいいんですかという僕の問いに答えていただけたらありがたいかなと。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）もう一度整理といいますか、先ほども申し上げたんですけども、我々としてはまずは国・府の情報もちゃんと把握したいと。更新に当たっては、先ほども言いました地域のニーズ、これを大事にしている部分があるというところ、あと、エリアの状況、例えば駅近がいいのかゆめ森がいいのかみたいな、それぞれの大きな公園は特に特色がありますので、その中でそういうみんなの公園的なエリアを造ったりというようなところもあるのかも分かりません。そういうエリアとしてどうなのというようにすみ分け、こういったことも考える。あともう一つ、財源という部分も議員おっしゃったとおりに考えないといけない。これも含めて、先ほど言いました令和6年の計画に向けて我々は研究していきたいというところでございます。

ただ、いわゆる都市公園、町なか公園の遊具更新の際にも、そういうインクルーシブ的な視点というのは持っていないといけないだろうというふうに現時点で私が考えておるところですので、そこも含めてもうちょっと勉強させてほしいというのは先ほど申し上げたとおりでございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）2020年に日本で初めてできたという公園なんですけれど、やはり南大阪でもいっこも公園がない、そこを先駆けて行ってほしいと。いろいろ条件とかもお金のこととかもどこがいいのか、そういう団体の方ともいろいろ話合いをして、熊取町としてどういうのが最適かというのを進めていただきたいと。急にもう来年造れとかじゃなしに、こういうのをいち早く取り入れていただきたく強く要望いたしますが、進んでいってくれますでしょうか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）遊具更新については当然、我々ももと予定しておりますので、先ほど言いました、やっぱりみんなが遊べる公園というのが基本でございます。福祉部局とも連携しながら、

検討させていただけたらというところでございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、インクルーシブ公園を南大阪で一番最初に造ると、熊取町が。頑張っていたきたいと思います。

そしたら、2点目に入らせていただきます。

幼保・小中学校の幼児・児童生徒のマスクについてです。

5月25日、厚生労働省と文部科学省が子どものマスク着用についてのガイドラインを示されました。その中で就学児について、これは小学校から高校段階と書いております。それと保育所、認定こども園、幼稚園等の就学前児についてです。

昨日もニュースでありましたが、神戸のほうで12名ほど体育のリレーの練習の際に熱中症で運ばれた。6月2日には大阪女学院の生徒、保護者を含め30人、それでその次の日、尼崎市立の中学校で22名が熱中症で運ばれた。これは、マスクと熱中症が関係があるかどうかは定かではありませんけれども、僕も今日、この一番しんどそうなマスクをつけて歩いてここまで来たんです。やっぱり途中で、僕、向こうのほうから来るんで、もう王将の辺で鼻の下とここら辺に汗がたまってきた、取りあえずサンディの前ぐらいで外しました。それぐらい、今日は昨日よりか暑いで。僕はしょっちゅう登校する小学生とかを見ているんですけども、今日ももうほんまに顔が隠れるん違うかなというぐらい小学校1年生の子が不織布のマスクをして1人で登校されていました。

そこで、現在、幼稚園、保育園、小・中学生のマスクはどのようにしているか、どういうふうな指導をしているか、お聞かせください。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、幼保・小中学校の幼児・児童生徒のマスクについてのご質問のうち、保育所の部分についてまずご答弁させていただきます。

まず、1点目の現在、幼保の幼児のマスク着用についてでございますが、保育所等でのマスク着用に関しましては、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づいて対応しております。町立保育所では、0歳から2歳児クラスの子どもにつきましてはマスクは着用しておりませんが、3歳から5歳児クラスの子どもにつきましてはマスク着用をお願いしているところでございます。なお、着用に当たっては、保護者の皆様にご理解とご協力をお願いした上で、無理強いを避けるとともに、着用時においても子どもの様子には十分注意を払い、体調不良の兆候があればすぐにマスクを外すなどの対応を行っております。

また、屋外での保育では体を動かすことが多いためマスクを外すとともに、屋内で必ずマスクを外すこととなる給食の際には、パーティションの活用や黙食の指導、交代制や少人数グループでの食事などを行っております。また、午睡の際には子どもの頭と足の向きを交互にしてできるだけ距離を取るようにするなど、マスクを着用しない場合には換気の徹底に注意しながら感染対策の工夫に努めております。

一方、屋内での保育につきましては、保育所という性格上、子ども同士で身体的距離を確保することが困難であることから、感染力の強いオミクロン株の流行を踏まえて、基本的対処方針に基づきマスクの着用を推奨してきたところです。

このたび、マスクの着用による熱中症リスクや表情が見えにくくなることなどによる影響の懸念から、基本的対処方針が変更され、保育所等の子どもは、個々の発達の状況等を踏まえる必要があることから、マスク着用を一律に求めない。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲でマスクの着用を求めることは考えられるとの考え方が示されております。

本町といたしましては、この考え方を踏まえ、感染拡大防止を最優先に考えながら、保護者の皆様の意向や子どもの体調の変化等に応じて弾力的にマスク着用の運用を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）それでは、田中圭介議員のご質問の小・中学校の児童・生徒の部分について答弁いたします。

質問の1つ目ですが、現在の状況としましては、基本的にはマスクを着用することとなっております。ただし、人との距離が確保でき会話が伴わない場合はマスク着用が不必要とされており、児童・生徒や保護者にもそう周知を行っているところです。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、まず保育所のほうからお尋ねしたいと思います。

0歳児から2歳児はなしで3歳から5歳は着用をお願いしているというので間違いはないですか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）0歳から2歳児については、マスクの着用は求めておりません。3歳から5歳につきましては、これは状況に応じて、先ほどもご説明させていただきましたけれども、基本的に外遊びのときは外すという対応にしております。室内で生活する場合で、給食のときは当然マスクを外すことになるんですけれども、一定のパーティションを設置したりとか、あと子どものクラスの半分食事を取っていただいて、半分は外遊びをやっていて、それで交代をするというふうな、そういった運用をしたりとか、工夫しながら運用しているというところがございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、5月25日に文部科学省と厚生労働省が配布した、就学前の児童について、2歳未満はマスクの着用は推奨しません、2歳以上就学前の子どもは、他者との距離にかかわらずマスク着用を一律には求めませんと書いているんですが、何で熊取町は求めるんですか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）一律にマスク着用を求めないという指針が出ております。熊取町の対応については、基本的には一律というか、屋外で行動するときだけは外す。それとあと、保育所には看護師もおりますので、子どもの体調であったりとかそのときの天候に応じまして、屋内で生活するときに、基本的に屋内では空調設備も整っておりまして、一定熱中症にならない配慮は換気も含めてやっているわけなんですけれども、その日の天候であったりとか子どもの体調を見た中で、この日はマスクを外しましょうとかそういった対応をすることによって、熱中症対策は十分講じて運用しているというところがございます。

それとあと、もともと身体的配慮が必要な子どもについては、マスクは着用せずに生活しているというところがございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）先ほど松浪理事が感染拡大を一番最初に、最大級それを抑えることと答弁があったと思うんですけど、熱中症は特に、先ほど考えてと言うていたんですけども、熱中症と感染対策どちらを重んじてそういうふうに対応しているか、お聞かせください。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）基本的にコロナの感染防止というのは常に考えておかなければいけないことだというふうに考えております。あと、熱中症も当然、これは昨今、熱中症の被害が出ているということも承知しておりますので、これについてはその日の状況等に応じて十分な対応をしたいというふうに考えておりまして、両方重視してやっていきたいと考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）これ、民間の保育所の6月3日に配られた保護者向けのマスク着用についてなんですけれども、4月25日に厚生労働省が出された資料、このたびこの指針に基づき、夏場のマスク着用を以下のように考え直したいと思います。1、屋外、屋内の各活動にかかわらず、園児には基本的にマスク着用はしません。ただし、近隣で感染症の流行時または屋内の活動において特に必要と判断した場合は、3歳児以上の園児に対してマスクの着用の判断をします。3歳以上のクラスの園児については、マスクは毎日持参してくださいか、もしくは園に置いてくださいと。

その次、大人のマスクの着用です。これは今までどおり終日、お迎えは終日お願いします。ただし、保育士は、屋外の活動などでは熱中症などの管理にも留意し、マスクを外すこともあるのでご理解くださいと。先生も外すと、屋外では時と場合によって。特に小さい子どもたちにとって気温が上昇する夏場は、コロナの感染以上に熱中症などの命に関わるリスクも軽視できません。マスクは絶対つけません、いや絶対つけさせますという一律的な考えではなく、近隣の感染拡大状況、子どもたちの顔色やその日の気温、活動などを考慮しながら、都度マスクの着用の判断をさせていただきますと考えております。このことを理解くださいという資料を6月3日に出しています。この園は、園児はマスクしておりません。先生も外に行くときはしていません。そこはもう現場現場で考えてくれというふうな感じだと僕はもう勝手に取っているんですけどね。

でも、町立を聞いたらどうも付け足していると。何で民間はここまで、やっぱり熱中症のほうが命のリスクがあると、多分これ、皆さんもうそろそろ気づいていると思うんですよ。オミクロンで小さい子がかかって命に関わるかと思ったら、熱中症のほうがよっぽど危ない。そのことを多分、この園長とかすごく会議をしたと思います。保護者からの反対ももしかしたらあったかもしれませんが、うちの園としてこういうふうにいけますのでよろしくお願いしますと。その代わり、感染が来た場合はまた着用をお願いしますというような、先ほど答弁いただいたように、外は外していますけれども中ではつけさせます、感染拡大には十分注意します、それはどこも十分注意はしているんですけども、もうそろそろ子どもたち、大人は別に僕、構わないと思うんです。子どもたち、特に保育所、幼稚園、もう一番地面から近い、僕らより断然近いですよ。外で遊んでいても、自分の感情というのが分からないじゃないですか。そこを熊取町立保育所として、もっとこういうふうな形で、熊取町としてもそういうふうな感じで外させていきますと。現場でももしかしたら多分、クラスターが問題になったら嫌と、そこが多分敏感だと思うんですけど、例えばクラスターが起きましたけれど、それ以上に熱中症の命に関わるような暑さだったんで外させましたと、外しなさいというようなことを言うていかなければ、子どもは大人の言うことしか聞かないので、やっぱりそこは町立の保育所ももう外していくようにとか、そういう考えはどうですか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）5月末の国の基本的対処方針の中では、議員おっしゃられたとおり、施設内で感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者の判断で可能な範囲でマスクの着用を求める、マスクの着用は一律に求めないという指針が出ております。これを読み取った中で、先ほどご説明した対応で熊取町はいきましょうということになったんですけども、一方で、先ほど議員おっしゃられたように、園内で陽性者が仮に発生した場合に濃厚接触者の特定というのをやる必要があります。濃厚接触者の基準というのが、手が触れることのできる距離、目安として約1メートルで、マスクなどの必要な感染予防策なしで15分以上接触のあった方というのが基本的になるんですけども、ただ、保育所の子どものというのは、やはり保育所の中では自由に行動しますし、なかなか行動を制限するというのが難しい中で、室内で仮に陽性者が発生した場合は、やはり濃厚接触者に特定せざるを得ないというふうなこともあります。

一方、今も感染者数は徐々に減少傾向にあるんですけども、まだ府内で日々1,000人を超える感染者も出ているような状況でもございます。一定、我々としても、保育というのはやっぱり保育に欠ける世帯の方をサポートしていく施設ですので、できるだけその需要に応じていくという使命もある中で、しばらくは先ほど言った対応でということ考えてところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）先ほどの園に関して、同じようなことも書いています。これは僕、言わなかったんですけども、園内のコロナ陽性者発生時の濃厚接触の特定等は、今後も泉佐野保健所の指導に従います。その後もいろいろ書いているんですけども、それもちょうとしますと、それでも外しますというプリントでございます。

次にもういきます、時間がないので。

次、小・中学校のことでお聞きしたいんですけども、小・中学校の場合も先ほど回答いただいたんですか。まだいただいてなかったですか。

そしたら、2番の外遊び・登下校時・体育授業中の着手率は今どれぐらいですか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、2点目の外遊びでの着用率についてでございますが、先ほどご答弁申し上げましたとおり、屋外での保育の場合はマスクを外しておりますので、町立保育所、民間保育園、認定こども園ともに0%でございます。

なお、職員につきましては、距離を保つことができる場合は柔軟に対応しますが、子どもとの接触が避けられませんので、原則マスクを着用しているという状況でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）質問の2つ目ですが、現在、登下校時には、先ほど議員おっしゃってくださったとおりですが、多くの児童・生徒が着用しております。休憩時間においては半数以上の児童・生徒がマスクを着用しています。

また、体育の授業中においてはマスクを外すよう積極的に指導しており、マスクを外すことに不安や抵抗を感じる児童・生徒を除いてほぼマスクを外しているという状況です。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）登下校時、登校時というのは学校によって集団登校しているところとしていないところありますよね。中央小と南小学校だけが集団登校していないんですか。そしたら、僕が行っていたら、大体1人、2人ぐらいで登校しているんです。その子らも全部マスクをつけているんですよ。やっぱりそれは、先生がもう外しなさいと、なかなか強く言えないことも分かっておりますが、さっき何例か挙げた高校生、中学生の集団のときにも、マスクを外してもいいですよと言っても半分以上はつけているのが現状なんで、小学校に関して、低学年はもう外しなさいと。それぐらい言うてくれたら多分大丈夫かなと思うんですけど、どっちでもいいですよと言うたら、今のところ2年間外してきていないので外すことがないと思うんです。それに関して、その辺もやってほしいなと思います。

次にいきます。

3番、これから真夏に向けてマスク着用はどうするのか、教えてください。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、3点目の真夏に向けてのマスク着用についてでございますが、まずは、先ほど申し上げました国の基本的対処方針に基づきまして適切に運用してまいりたいと考えております。特に、屋外におきましては高温多湿の環境になってまいりますので、子どもはマスクを外す一方で、職員は子どもの熱中症のリスクに細心の注意を払わなければならないものと考えております。また、屋内におきましては、感染拡大防止の観点からは、3歳児以上の子どもには保護者の意向を尊重し、可能な範囲でマスクの着用をお願いするところですが、屋内にあっても熱中症のリスクは潜んでおりますので、そのリスクを避けるためにも、小まめな換気の徹底とエアコンの効果的な利用によりまして適切に室温の管理をしながら、感染対策と快適な保育環境の両立に努

めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）各小・中学校においては、国からの子どものマスク着用についてのリーフレットや学校だより等を配付し、児童・生徒や保護者に対し周知を行っており、集会や朝の会、体育の授業のときに、児童・生徒の発達段階に合わせてマスク着用の必要がない場면을具体的に示しながら指導しているところです。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）分かりました。

多分、次の4番の熱中症対策も同じような答えと思うんですけども、用意していただいていると思うんで、よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、4点目の熱中症対策についてでございますが、屋外での保育では暑さ指数を参考に対応しております。具体的には、看護師の指導の下、熱中症計を用いて午前と午後の2回計測し、警戒の段階によって外遊びの内容や時間などを細かく調整しております。さらに、外遊びの前には必ず水分補給を行い、終わった後にも十分、水分補給を行っております。

また、屋内にあっても小まめに水分補給を促すとともに、エアコンなどによる室温等の調整と適切な換気により、感染対策を図りながら、快適な保育環境に努めております。

以上です。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）これから夏を迎え、一層高温多湿の状況になることが見込まれます。熱中症への危険が増すことから、室内外の気温や熱中症の危険を示す指数に気を配り、危険だと判断した場合は屋外での活動を取りやめたり、マスクを外すことや小まめな水分補給を促す声かけを行ったりしています。また、表情や様子に注意を払い、体調の変化が見られる児童・生徒には個別に対応を行っているところです。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）対処法はいろいろと考えてくれているのは分かりました。

ちょっと時間がないので次にいきます。

5番、小学校でマスク着用についてプリントが配布され、その文章に「自ら判断できる力を身につけていきましょう」と書いてあるが、低学年に本当にこれが理解できると思うのか、ご意見を聞かせてください。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）質問の5つ目ですが、学校生活におけるマスク着用不要の具体的な場面について国や府より示されており、小学校においては、児童の発達段階に応じて自分の体を守ることの大切さや熱中症や感染症といった病気について学習することを通して、場面や状況に応じてマスクのつけ外しを自ら判断する力を育むための指導をしています。

今回のプリントについては、これを契機として、ご家庭でも児童・生徒と保護者が話す機会を持ち、困ったときに人に相談する等の対応について学べるようにとの思いで配付させていただいたものです。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）これ僕、中央小学校の配付されたのしか見てなくて、この書き方、「これから、ますます暑い時期をむかえ、感染症と熱中症の両方を対策・予防していくことが必要です。みなさんには、学校でも、家庭でも、地域でも、自ら判断できる力を身につけていきましょう」と、これ小

学校1年、2年生がこれを読んで理解できると思いますか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）資料として提出させていただいている学校だよりについては、小学校1年生から6年生の子どもと、そして保護者に宛てたお便りということになりますので、当然高学年の子はそんな力をしっかり今つけてねということになりますし、低学年の子については、これから徐々にそんな力をつけていきましょうねというような思いの下、作成をさせていただいているかと思います。

自ら判断する力という場合に、外すということ判断することも一つですし、しんどいからどうしたらいいか分かれへんと言えるという力も判断する力になるのではないかなというふうに思っています。

ただ、議員もおっしゃってくださっていましたが、判断する力をつけていくにはやはり大人が示していくという姿勢はとても必要なと。本来であれば学校で先生方が外したら子どもたちもとても外しやすいんですが、先生はどうしてもしゃべるので外せない中で、今は外すよというような形で具体的に示しているところです。

家庭にもやはりご協力いただく、例えば暑い日に登校する日であれば今日は外そうかというふうな、家庭にもそんな声かけもいただいて、家庭とも協力しながら大人が子どもの命を守っていくというふうに進められたらいいなというふうに思っています。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）泉佐野市では、5月30日に教育委員会が保護者宛てにアンケートを実施しているんです。熊取町はアンケートというのは取ったんですか。取る予定は。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）ちょうど教育委員会事務局のほうにも泉佐野市の保護者の指導主事がありますので、こんなアンケートを取っていますということで私もすぐ見せていただきました。どうやら泉佐野市では保護者の今のお考えを把握するというのでアンケートを取られたということですがけれども、今現在、熊取町におきましては、本当に熱中症対策を優先させながら、子どもにこんな場合はマスクを外そうねというようなことを指導しております。保護者の方についても、マスクについてはいろんなお考えがあるかと思っておりますけれども、やはり今、国が大きく方針を示している、それを基に熊取町においても保護者にご協力、ご理解いただきながら進めていきたいというふうに考えておりますので、今の時点でアンケートを取るということは考えておりません。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、6点目の小・中学校でマスクを外している子どもに対していじめ等の報告はありましたか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）質問の6つ目ですが、令和2年6月の全国一斉臨時休校明け以降、マスクが起因となったトラブルは幾つか報告を受けておりますが、いじめの報告は受けておりません。今後とも、感染症やマスクに関わって偏見や差別・いじめが生じないよう、各校と連携を取り、引き続き対応を行ってまいります。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）分かりました、いじめはなかったということで。

最後に教育長か町長にお答えしてほしいんですが、マスクに関して、やはり大人はいいんですけども、子どもはもうそろそろ外しなさい、外しましょうじゃなくて外しなさいというふうにもっていかうというお考えはありますか。

議長（二見裕子君）岸野教育長。

教育長（岸野行男君）今、マスクのことをいろいろご質問といたしますか、世間でも今、理事のほうから答弁ありましたように、いろんなご意見があると思います。やはり国のほうで今、特に夏の暑い時期については、議員おっしゃるように、感染症の防止という観点は大事なんですけれども、熱中症予防、そっちのほうが高リスクが高いから、命に関わることなのでそっちを優先しましょうと。それに基づいて今、我々も学校現場のほうで指導させてもらっています。ですから、外しましょうというか、一方的に一律にいくんじゃなくて、その考えに基づいて対応しているところです。

具体的には、先日の小学校の運動会、実際、町長も私も見させていただきましたけれども、やっぱりその場で、心配やから言ってもつけている子もいます。そやけど先生らが、椅子へ座って観戦とかしゃべっているときはしゃべるからつけているけれども、競技で出てきたときはスタートラインに並んだら外しやと言うと、やっぱり皆そこで外したりしていますので、そういうふう適切な対応を今後も引き続きやっていきたいと思っています。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ありがとうございます。ぜひとも、幼稚園、保育所はもう外すというふうな方向と、小学校、中学校ではできるだけ外しましょうというふうな方向でいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは3点目、くまとりコロッケについてです。

以前、協力店にアンケートを取っていると行っていましたが、その後どうなりましたか。

議長（二見裕子君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）それでは、ご質問のくまとりコロッケについてご答弁申し上げます。

協力店舗へのアンケートにつきましては、去る3月議会の予算審査特別委員会の中で答弁させていただいたとおり、令和4年2月から3月にかけて、令和3年度の熊取コロッケ販売にご協力をいただきました57店舗に対しまして実施しております。アンケート結果につきましては議員の皆様提供させていただき旨答弁しておきながら、遅くなって誠に申し訳ございません。

現状を申し上げますと、全店舗から回収しまして一通り集計を済ませたところであり、近日中に議員の皆様情報提供させていただきますが、その中でも、昨年12月議会における田中圭介議員の一般質問に関連する項目について少しご報告をさせていただきます。

令和4年度は補助率を従前の3分の2に戻す予定ですが、その場合、引き続き熊取コロッケの販売を継続していただけますかという質問に対しまして、「継続する」が36件63%、「継続しない」が10件18%、「その他（検討中、未定）」でございますけれども、11件19%でございました。

また、補助金が終了した場合、熊取コロッケの販売を継続していただけますかという質問に対しましては、「継続する」が26件44%、「継続しない」が20件34%、「店オリジナルの熊取コロッケを販売する」が6件10%、「その他（検討中、未定）」が7件12%という結果でございました。

今後は、この集計結果を基に、共同事業者である熊取町商工会や熊取ブランド創造会議などの関係機関と共有、分析しながら、方策についてご意見をいただきながら、さらなる地域ブランドの確立に向けた取組につながるよう進めてまいりたいと考えております。

以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ありがとうございます。

そしたら、一応アンケートは取ったという認識でいいんですね。それでまた後日、議員、我々にそれを全部集計して見させてくれるという解釈でいいですか。

議長（二見裕子君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）別にお配りいたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）分かりました。よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、田中圭介議員の質問を終了いたします。

次に、鱧谷議員の一般質問ですが、本日欠席しておりますので、議会会議規則第60条第4項の規定に基づき、一般質問の通告は無効といたします。

以上で、一般質問を終了いたします。

議事の途中ですが、ただいまより3時10分まで休憩いたします。

（「14時48分」から「15時09分」まで休憩）

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第4 議案第32号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。木村総務部理事。

総務部理事（木村直義君）それでは、議案第32号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

まず、提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、税条例等の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次に、2ページ以降をご覧ください。

令和4年3月31日専決、税条例等の一部を改正する条例でございます。

第1条は税条例の一部改正、5ページの第2条は、税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する内容となっております。

改正内容につきましては新旧対照表によりご説明いたしますので、資料7ページ以降をご覧ください。

右が改正前、左が改正後でございます。

まず、税条例等の一部を改正する条例第1条による一部改正の内容からご説明いたします。

第10条は納税証明書の交付手数料の規定で、固定資産課税台帳の閲覧等を通じてDV被害者等の登記簿上の住所が漏れないようにするための支援措置を明確化するもので、令和6年4月1日から施行するものでございます。

次に、第19条は所得割の課税標準の規定で、第4項及び第6項は、個人住民税について、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させる措置を講ずることに伴い、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件が所得税と一致するよう規定の整備を行うもので、令和6年1月1日から施行するものでございます。

次に、9ページ、第24条は寄附金税額控除の規定で、第1項第5号中、経過措置の終了に伴う規定を削除するものでございます。

次に、10ページ、第24条の3は配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の規定で、個人住民税について、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させる措置を講ずることに伴い、総合課税または申告分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載によって行うもので、令和6年1月1日から施行するものでございます。

次に、11ページ、第27条は町民税の申告義務についての規定で、第1項につきましては公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備を行うもの、12ページの第2項は地方税法施行規則の一部改正に伴う引用条項の項ずれへの対応を行うもので、令和6年1月1日から施行するものでござ

ざいます。

次に、第28条は文言の修正でございます。

次に、第28条の2は個人の住民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書についての規定で、当該申告書の記載事項に退職手当等を有する一定の配偶者の氏名を追加するもので、令和5年1月1日以降に支払われる給与等について適用するものでございます。

次に、13ページ、第28条の3は個人の住民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書についての規定で、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族を有する者について、当該申告書の提出義務を追加するとともに、当該申告書の記載事項に一定の配偶者の氏名を追加するもので、令和5年1月1日以降に支払われる公的年金等について適用するものでございます。

次に、14ページ、第44条は法人の町民税の申告納付についての規定で、地方税法の一部改正に伴う引用条項の項ずれへの対応を行うものでございます。

次に、15ページ、附則第13条の3の2は個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除についての規定で、所得税において住宅ローン控除の適用期間を4年延長することとされたことに伴い、個人住民税においても控除期間を令和20年度まで延長し、居住年が令和4年から令和7年までの間に入居したのものについて、所得税額から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で所得割の額から控除するもので、令和5年1月1日から施行するものでございます。

なお、個人住民税の控除限度額につきましては、消費税率の引上げに伴う需要平準化対策が終了したことから、所得税の課税総所得金額の7%、最高13万6,500円から5%、最高9万7,500円に戻ることとなっております。

次に、16ページ、附則第16条の2は固定資産税等の課税標準の特例についての規定で、第2項につきましては、下水道の排水区域に設置する下水道除外施設に係る特例率を5分の4とするものでございます。また、同条第3項から17ページの第16項につきましては、地方税法附則の一部改正に伴う引用条項の項ずれへの対応を行うものでございます。さらに、同条第17項につきましては、特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る特例措置を創設するもので、参照基準の4分の3とするものでございます。なお、本町には該当する施設はございません。

次に、18ページ、附則第16条の3は住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定で、省エネ改修工事を行った住宅に係る税額の減額措置の拡充等を行うものでございます。

次に、19ページ、附則第17条の4は住宅等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例についての規定で、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から令和4年限りの措置として、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とするものでございます。

次に、20ページ、附則第19条の2は上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例についての規定で、課税方式を所得税と一致させる措置を講ずることに伴い、所得税において申告分離課税の規定が適用された場合に限り申告分離課税を適用するもので、令和6年1月1日から施行するものでございます。

次に、21ページ、附則第22条は租税特別措置法の引用条項の削除に伴う規定の整備で、令和5年1月1日から施行するものでございます。

次に、22ページ、附則第32条は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の改正に伴い、申告方式の選択に係る規定の整備を行うもので、令和6年1月1日から施行するものでございます。

次に、附則32条の2は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の改正に伴い、申告方式の選択に係る規定の整備を行うもので、令和6年1月1日から施行するものでございます。

次に、24ページ、附則第37条は新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例についての規定で、先ほどご説明いたしましたとおり、今回の改正における住宅ローン控除の適用年度及び居住年の延長により、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた弾力化の措置の適用年度及び居住年が包含されることとなったため、削除するものでございます。

次に、25ページの税条例等の一部を改正する条例第2条による一部改正についてでございます。

内容につきましては、今回の改正により、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書が改正されたことによるもので、令和5年1月1日から施行するものでございます。

恐れ入りますが、5ページにお戻りください。

附則でございます。第1条はこの条例の施行期日について、第2条は納税証明書に関する経過措置について、第3条は町民税に関する経過措置について、第4条は固定資産税に関する経過措置について、それぞれ規定してございます。

以上で、議案第32号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第32号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第32号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（二見裕子君）次に、日程第5 議案第33号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、議案第33号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

まず、提案理由でございます。大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和4年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第1号）が令和4年4月1日に施行されたことに伴い、後期高齢者医療条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

2ページをご覧ください。

後期高齢者医療条例の一部を改正する条例でございます。改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

3ページの資料をご覧ください。

右が現行、左が改正案でございます。

条例第2条では、後期高齢者医療制度の運営に関し、本町が行う事務について規定しておりますが、大阪府後期高齢者医療広域連合における条例の改正に伴い同条例附則の一部が削除されたため、本町の条例第2条第8号で引用する部分でいわゆる条ずれが起こっておりますので、その整合性を図るべく、「附則第5条第1項」を「附則第3条第1項」に改めるもので、制度の改正が生ずるといったものではございません。

2ページにお戻りください。

附則といたしまして、施行期日については公布の日からと規定するものでございます。

以上で、議案第33号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第6 議案第34号 工事請負契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事（R4-1））の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。木村総務部理事。

総務部理事（木村直義君）議案第34号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

町道久保高田線歩道拡幅工事（R4-1）について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、契約の目的ですが、町道久保高田線歩道拡幅工事（R4-1）です。

次に、契約の方法は、指名競争入札による契約です。

契約の金額は7,764万5,700円です。

契約の相手方は、大阪府泉南郡熊取町小垣内2丁目841番地の4、株式会社阪南工務店、代表取締役植園清美です。

入札の経過についてご説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱をはじめ熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、令和4年4月19日付で指名連絡をファクスにて12者に行い、令和4年5月23日執行の応札業者12者による開札におきまして、最低価格を提示した12者において落札者をくじ引で決定いたしました。

次に、工事概要についてご説明いたします。

2ページの資料をご覧ください。

工事箇所は熊取町小谷南4丁目地内ほか、工事概要は施工延長294.0メートル、土工一式、排水構造物工一式、落石防止工一式、防護柵工346.1メートル、舗装工2,562.4平方メートル、区画線工1,256.4メートル、附帯工一式となっております。工期は、議決日から令和5年3月24日まででございます。工事施工箇所の位置図、標準断面図及び施工断面図を併せてお示ししてございます。

以上で、議案第34号 工事請負契約の締結についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）町道久保高田線、通学路の安全確保ということで、令和3年度には車道を拡幅し、そしてこの令和4年度、歩道整備という形で今回契約をしていただいたということで、子どもたちの通学路の安全対策を実施していただけることを感謝するものなのですが、その上で少し確認だけさせていただきたいんです。

この歩道拡幅につきまして、今一応車道につきましては左側のほうに寄った形で整備できたんですけども、歩道のほうは片側に自転車道と歩行者道が整備されるということなんです、その分につきまして4.5メートルですか、自転車歩行者道というので整備されるわけなんです。その分は自転車と歩行者の色分けというか、そういうのもされるわけなんですか。その辺のところを確認させてください。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）歩道につきましては、こちらに記載のとおり4.5メートルとなっております。内訳でいいますと、4.5メートルのうちの50センチ部分についてはガードパイプ、これは車道と歩道をまず分ける施設帯として50センチ、あと2メートル部分が自転車道、プラス残る2メートル部分が歩道と。区分けについては、2メートルと2メートルの間に白の破線を標示しまして、歩道部分はカラー化でさせていただいているように緑色の部分を20センチ、自転車道部分には緑の反対側、車道側部分に青色の20センチのカラー舗装をします。ですので、車道側から青のライン、センターの白の破線、それで緑色のカラー化部分ができるという、そういう状態で区分けをさせていただきます。

また、路面標示についても、歩行者であるとか自転車であるとかについては標示する予定でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）やっぱり色分けしていただくほうが分かりやすいかと思っておりますので、緑と青で自転車道は区別できるようにしていただくということで、分かりました。

その辺につきましてもう一つ確認させていただきたいのは、片側だけなので、自転車でつばさのほうから下りてくる方というのはそっちのほうで下りていく。今も子どもたちは左側で、そちらのほうを自転車でも来ているんですけども、反対に交差点からつばさのほうへ行く場合は、やっぱり自転車道を通るという形で、右側を通るという形になるということなんですか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）法的にそこを必ず通りなさいということではないです。自転車が通れる通行帯が、片側の自転車歩行者道には安全に通れる部分はできます。ただし、自転車も車両扱いですので、現道の見出川側の車線の路肩を通っていただいても問題はございません。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。問題はないということですが、実際に住民が、子どもたちがどう判断するかというところがちょっと危惧するところで、なぜかといいますと、自転車でつばさのほうからひまわりドームの交差点に下りてくるときに、結構坂道なので自転車が加速されていて、今でも自転車で通学されているときには交差点まで来るまでに危ないなというのを、すごくスピードが出ていて感じているわけなんです。そのときに、反対につばさのほうへ行く自転車と、カーブなんで見通しが悪い中で接触事故が起きないかなというのをちょっと危惧してしまっていて、その辺のところはどうなのかなというところを思っているんです。見通しをよくして、今回ちょっと削るんですよ。落石防止工というのをされるというところで、少しは削って見通しはよくなるんでしょうか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）Sのカーブの泉南須藤のところについては、山側の裾のほうを削りにいきます。ですので見通しは確実によくなります。現状、直立擁壁があって、落石防護柵というものも建っておりますので、そこでもちょっと見通しが悪い部分がございますが、今回それも撤去しまして、斜面に抱かせる形で落石防止ネット、ネットタイプのものに切り替えますので、見通しは、視認性は上がるというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。ちょっとその辺の見通し、カーブなので危なくないかなというところを危惧してしまして質問させていただきました。落石防止のところも、雑木というんですか、木がやっぱりある分、それで見通しも悪くなっているという部分もありますので、なるべく見通しのよいようにしていただけたらなというふうに思っております。

それと、そのところ、落石防止工というところにつきましても、前回もちょっと聞かせていただいたんですが、工事に入ったときに安全対策、しっかりとガードマン等を配備していただいて、通学時間帯とかそういうところの安全対策はしてくれるかと思うんです。その辺のところもそうなんですが、ただ、よく崖の落石が、子どもたちが通っているときに、まだネットも張っていない状態の中で工事中のときにそこを通るわけですよね。そのときの安全対策というのはどうなのかなというのが心配なんですけど、どうですか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）議員おっしゃるように、何も防護措置がない状態というのはやはり危険な状態ですので、一旦、今現状の落石防護柵、今、直立の柵が建っておりますが、それを撤去して新しいネットを張り替えるまでの間については、その法裾に大型土のうを設置しまして、施工中もそうなんですけれども、歩道であるとか車道のほうに落石が発生しないような措置をしながら施工させていただく予定としてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）すみません。細かいことを言ってあれなんですけど、本当にやっぱり安全対策をしっかりして対応していただきたいなと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第34号 工事請負契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事（R4-1））の件を採決いたします。

議案第34号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、日程第7 議案第35号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（2期））の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。木村総務部理事。

総務部理事（木村直義君）それでは、議案第35号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（2期））についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

熊取町立東小学校大規模改造工事（2期）について、次のとおり工事請負契約を締結するため、

地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、契約の目的でございます。熊取町立東小学校大規模改造工事（第2期）です。

次に、契約の方法は、制限付一般競争入札による契約です。

契約の金額は1億4,077万9,100円です。

契約の相手方は、大阪府泉南市信達市場2085番地、杉本建設株式会社、代表取締役杉本 洋です。入札の経過についてご説明いたします。

熊取町制限付一般競争入札要綱に基づき、令和4年4月11日付で熊取町告示第46号により本件工事について公示し、熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づく郵便入札として実施し、4月25日の入札関係図書送付請求期限までに7者より入札関係図書の請求を受け、その後、5月25日執行の応札業者5者による開札において、最低価格を提示した5者により、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づきくじ引で順位を決定し、第1位から第5位までの落札候補者順位を決定いたしました。

また、開札終了後、落札候補者順位が1位の杉本建設株式会社について入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、落札候補者として決定し、同社から翌5月26日午後1時を期限に必要な書類の提出を求め、事後審査資料について同日開催の第4回熊取町建設工事等業者選定委員会において審査した結果、落札者として決定したところでございます。

次に、工事概要についてご説明いたします。

2ページ、資料をご覧ください。

工事箇所は熊取町久保4丁目地内、工事概要は、屋根改修工事535平方メートル、外壁改修工事1,042平方メートル、内装改修工事937平方メートル、電気設備工事一式、機械設備工事一式、上下水道改修工事一式、その他工事一式となっております。工期は、議決日から令和5年2月28日まででございます。

資料の3ページ以降に、工事施工箇所の配置図、平面図及び立面図を併せてお示ししております。

以上で、議案第35号 工事請負契約の締結についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第8 議案第36号 救助資機材搭載型消防ポンプ自動車の購入についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、議案第36号 救助資機材搭載型消防ポンプ自動車の購入についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

本議案は、救助資機材搭載型消防ポンプ自動車を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

購入物品につきましては、救助資機材搭載型消防ポンプ自動車2台でございます。

次に、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は6,765万円でございます。

契約の相手方は、大阪市中央区北久宝寺町2丁目2番13号、日本機械工業株式会社大阪営業所、所長岩崎哲也でございます。

今回の救助資機材搭載型消防ポンプ自動車2台の購入につきましては、平成16年に配備した消防団第1分団車両及び平成17年に配備した同第3分団の車両について、それぞれ18年を経過するため、車両の更新計画にのっとり更新を行うことにより、消防力の充実、強化を図るものでございます。

入札の結果につきましてご説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱等に基づきまして、令和4年4月15日付で指名連絡を15者に行い、令和4年5月10日執行の応札業者7者による開札において最低価格を提示した業者を落札者として決定したものでございます。

次に、議案書の2ページをご覧ください。

救助資機材搭載型消防ポンプ自動車の内容でございますが、消防ポンプ自動車の機能に加え、主な装備として、充電式電動油圧救助器具をはじめとする救助資機材や可搬式小型動力ポンプなどを搭載してございます。車両の配備場所としましては、消防団第1分団器具庫及び第3分団器具庫となります。納入期限につきましては令和5年3月31日としてございます。

そして、次のページ、資料をご覧ください。

救助資機材搭載型消防ポンプ自動車の完成図をつけております。後ほどお目通しのほどよろしくお願いたします。

以上で、議案第36号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第9 議案第37号 熊取町立小学校大型提示装置の購入についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、議案第37号 熊取町立小学校大型提示装置の購入について説明いたします。

議案書をご覧ください。

熊取町立小学校大型提示装置について、次のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により議会の議決をを求めるものです。

購入物品は、熊取町立小学校大型提示装置です。

次に、契約の方法は、指名競争入札による契約です。

契約の金額は4,811万6,640円です。

契約の相手方は、大阪府大阪市港区磯路2丁目21番1号、日本電通株式会社、代表取締役社長戸谷典嗣でございます。

入札の経過についてご説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱をはじめ熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、令和4年4月20日付で指名連絡をファクスにて18者に行い、令和4年5月13日執行の応札業者3者による開札において最低価格を提示した者を落札者として決定いたしました。

次に、業務概要について説明いたします。

次のページをご覧ください。

購入物品及び数量については、1つ目としまして、大型提示装置の壁かけ対応電子黒板機能内臓プロジェクターで、インターフェースボックスを含むもの85台の購入、2つ目としまして、大型提示装置で大型電子黒板のもの50台の購入、3つ目に、画像転送装置37台の購入となっており、既設

大型提示装置32台とスタンド35台の撤去を含むものでございます。

納入場所につきましては、町立小学校5校となっております。

納入期限につきましては、令和4年10月31日としてございます。

以上で、議案第37号 熊取町立小学校大型提示装置の購入について説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第10 議案第38号 町の区域の変更についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、議案第38号 町の区域の変更についてご説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

町の区域の変更について、下記のとおり実施するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、町境界付近における土地利用形態の変更に伴い、町の区域が不明確になるので、町の区域の変更について提案するものでございます。

内容につきましては、記書き1、野田2丁目の区域を別図1の赤色で示す区域を除いた区域に変更する。そして記書き2、別図2に示すとおり、1において除いた区域を紺屋1丁目とするとしております。

2ページの別図1をご覧ください。

図面上部の東西に延びる道路が大阪外環状線でございます。この大阪外環状線に接した野田2丁目、紺屋1丁目は平成10年2月16日に住居表示を実施した区域でございまして、図面中央部分に広がる野田2丁目のうち赤色に着色した区域につきましては、恒久的な施設、水路を紺屋1丁目との境界としていましたが、このたび、紺屋1丁目の住宅開発と一体的な土地利用が行われ、町の区域の境界が不明確となることから、境界を明確にするために、野田2丁目の区域を赤色に着色した区域を除いた区域といたします。

次に、3ページ、別図2をご覧ください。

別図1から除いた区域、別図1で赤色に着色していた区域を紺屋1丁目に編入するものでございます。

なお、今般の区域変更につきましては、地元区長にあらかじめご説明し、異議のない旨了承いただいております。

なお、今後の手続でございますが、本定例会でご可決いただきましたら、地方自治法第260条第2項の規定に基づき、町の区域の変更について告示を行い、7月末に区域の変更を確定する予定でございます。

以上で、議案第38号 町の区域の変更について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）次に、日程第11 議案第39号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、議案第39号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算の主な内容でございますが、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に係る経費、公民館・町民会館整備事業における年割額の変更などがございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,034万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億7,997万5,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものとしております。

次に、第2条 継続費の補正につきましては「第2表継続費補正」によるものとし、第3条 地方債の補正につきましては「第3表地方債補正」によるものとしておりますので、順次説明させていただきます。

それでは、4ページをご覧ください。

第2表継続費補正でございます。

1の変更でございますが、款 教育費、項 社会教育費の公民館・町民会館整備事業につきまして、国庫補助金の令和4年度内示額の増額に伴い、年割額を変更するものでございます。なお、総額に変更はなく、年割額の内訳を補正前、令和4年度が1億8,402万円、令和5年度が13億4,947万円から、補正後、令和4年度が3億7,905万円、令和5年度が11億5,444万円にそれぞれ変更するものでございます。

続いて、5ページをご覧ください。

第3表地方債補正でございます。

1の変更でございますが、ごみ処理施設整備事業につきましては、当初予算に計上しておりますごみ処理広域化計画調査業務負担金に充当するもので、起債算定額の変更により、限度額を8,060万円から9,310万円に変更するものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

その下、町道久保高田線歩道拡幅事業につきましては、当初予算に計上しております町道久保高田線歩道拡幅事業に充当するもので、起債算定額の変更により、限度額を220万円から330万円に変更するものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

その下、公民館・町民会館整備事業につきましては、国庫補助金の令和4年度内示額の増額に伴うもので、限度額を1億540万円から1億9,320万円に変更するものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続いて、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金4,840万4,000円の増額につきましては、ワクチンの4回目接種に係る経費に充当するものでございます。

次に、項 国庫補助金、目 衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,201万5,000円の増額につきましては、ワクチンの4回目接種の体制整備に係る経費に充

当するものでございます。

その下、目 土木費国庫補助金の都市構造再編集中支援事業費補助金9,751万5,000円の増額につきましては、公民館・町民会館整備事業に充当するもので、令和4年度内示額の増額に伴うものでございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金510万3,000円の増額及びその下の目 財政調整基金繰入金315万8,000円の増額につきましては、今回の補正予算における財源調整分でございます。

その下のくまとりふるさと応援基金繰入金1,275万4,000円の増額につきましては、今回の補正予算における広報戦略事業及び新型コロナウイルス感染者等生活支援事業及び公民館・町民会館整備事業にそれぞれ充当するものでございます。

次に、款 町債につきましては、第3表のところでご説明申し上げた内容となります。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の広報戦略事業、普通旅費37万6,000円の増額につきましては、先進地への視察やアドバイザー業務委託等に係る旅費でございます。その下、研修旅費4,000円の増額につきましては、ドローン操縦講習参加に係る旅費でございます。その下、消耗品費10万円の増額につきましては、動画・画像記録媒体やコピー用紙の購入経費でございます。その下、印刷製本費4万4,000円の増額につきましては、ロールアップバナースタンドの購入経費でございます。その下、講習受講料6万6,000円の増額につきましては、ドローン操縦講習に係る経費でございます。その下、アドバイザー業務委託料71万5,000円の増額につきましては、動画制作に係るアドバイザー業務等委託料でございます。その下、駐車場使用料6,000円の増額及び有料道路通行料等1万4,000円の増額につきましては、アドバイザー業務に伴う出張経費でございます。その下、機械器具費63万4,000円の増額につきましては、動画作成に係る備品の購入経費でございます。

次に、目 企画費のシティプロモーション事業、宿泊施設誘致奨励金552万3,000円の増額につきましては、固定資産税奨励金でございます。

次に、目 自治振興費の地区助成事業、地区集会所等施設整備事業補助金25万1,000円の増額につきましては、大久保区民ホールのトイレ改修工事に対する補助金でございます。その下、町内循環バス運行事業につきましては、A I オンデマンド交通実証実験の再実施に係る経費でございます。消耗品費58万4,000円の増額につきましてはロードポップサインなどの購入経費、その下、印刷製本費8万8,000円の増額につきましてはポスター作成などに係る経費、その下、通信運搬費6万円の増額につきましてはアンケート返送に係る郵送料、その下、スマートモビリティ促進委託料598万3,000円の増額につきましては、交通実証実験の支援に係る業務委託料でございます。

次に、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費の障がい福祉一般事務経費、会計年度任用職員報酬86万3,000円の増額及びその下の期末手当8万6,000円の増額及びその下の費用弁償3万2,000円の増額につきましては、職員の産休・育休に伴う会計年度任用職員の任用経費でございます。

次に、目 社会福祉費の新型コロナウイルス感染者等生活支援事業、消耗品費90万円の増額につきましては、自宅療養者及び濃厚接触者への生活支援パックに係る経費でございます。その下、通信運搬費18万円の増額につきましては、生活支援パックの配送に係る経費でございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の児童手当事務経費、期末手当20万1,000円の増額につきましては、児童手当事務に従事する会計年度任用職員の期末手当でございます。

次に、款 衛生費、項 保健衛生費、目 保健衛生総務費の総合保健福祉センター維持管理事業、修繕料54万5,000円の増額につきましては、ふれあいセンターの昇降機の修繕に係る経費ござい

ます。

次に、目 予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業、通信運搬費249万6,000円の増額につきましては、ワクチン接種券の発送経費でございます。その下、費用請求事務代行手数料134万7,000円の増額につきましては、町外医療機関での接種における国保連合会からの請求事務代行手数料でございます。その下、廃棄物処分委託料8,000円の増額につきましては、特別管理産業廃棄物の処分等委託料でございます。その下、個別接種委託料4,840万4,000円の増額につきましては、ワクチンの個別接種に係る経費でございます。その下、コールセンター業務委託料1,522万4,000円の増額につきましては、コールセンター設置に係る経費でございます。その下、接種記録等入力作業委託料274万9,000円の増額につきましては、予診票の入力等委託料でございます。その下、庁用器具費19万1,000円の増額につきましては、キャビネット等の購入経費でございます。

次に、款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費の商工業振興事業、会計年度任用職員報酬205万7,000円の増額及びその下の期末手当20万9,000円の増額及びその下の費用弁償4万6,000円の増額につきましては、産業活性化企画推進員の任用に係る経費でございます。その下、普通旅費18万3,000円の増額及びその下の駐車場使用料2万円の増額及びその下の有料道路通行料等2万7,000円の増額につきましては、企業誘致など営業活動に係る経費でございます。

続いて、14ページ、15ページをご覧ください。

款 土木費、項 道路橋りょう費、目 交通安全対策費の交通安全施設整備事業、用地購入費510万3,000円の増額につきましては、交通安全対策用地の購入経費でございます。

次に、款 教育費、項 社会教育費、目 公民館費の公民館・町民会館整備事業、測量・設計・監理等委託料416万2,000円の増額及びその下の施設整備工事費1億9,086万8,000円の増額につきましては、第2表の継続費のところでご説明申し上げました年割額の変更に伴う増額補正でございます。

16ページ以降でございますが、16ページ、17ページの補正予算給与費明細書及び18ページの継続費補正調書及び19ページの地方債補正調書につきましては、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第39号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）14ページの公民館費、交付金が前倒しということで年割額の変更ということですが、支出の部分でこの増えた約2億円の部分はどの辺りを工事するか、教えてください。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）令和4年度につきましては、まずは埋文調査から始まりまして、それから順次、公民館ホールの撤去工事へと入っていく予定でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）増えた1億9,500万円はどれに充てるのか、それを聞いているんですけど。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）どれに充てるというか、その工事費、いわゆる施設の整備工事費、それから測量・設計・監理の委託に当たっていきますので、それとあと、埋文の調査の工事費に充てられるというところでございます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（二見裕子君）以上で、本日の日程は終了いたしました。よって、本日はこれで散会いたします。
お疲れさまでした。

（「16時08分」散会）

6 月熊取町議会定例会（第 3 号）

令和4年6月定例会会議録（第3号）

月 日 令和4年6月21日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 田中 豊一	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 文野 慎治	6番 鱧谷 陽子
7番 田中 圭介	8番 河合 弘樹	9番 矢野 正憲
10番 渡辺 豊子	11番 二見 裕子	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総 合 政 策 部 長	東野 秀毅
総 合 政 策 部 理 事	野津 恵	総 務 部 長	藤原 伸彦
住 民 部 長	巖根 晃哉	住 民 部 理 事	下中 昭三
健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
教 育 次 長	阪上 敦司		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	林 利秀	書 記	道端 秀明
-------------	------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第35号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（2期））
議案第36号 救助資機材搭載型消防ポンプ自動車の購入について
議案第37号 熊取町立小学校大型提示装置の購入について
議案第39号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第2号）
議案第33号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例
議案第38号 町の区域の変更について

追加付議議案

議案第40号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第3号）
議員提出議案第4号 地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書
議員提出議案第5号 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
議員提出議案第6号 夢洲IR区域整備計画の賛否を問う住民投票の実施を求める決議

議長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年6月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（二見裕子君）なお、発言される方は、起立の上、マスクをつけたままで発言していただきますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症への対策として、換気のため一部の窓を開けておりますので、ご了承ください。

本日の議事日程は、タブレットの議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君） それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る6月15日午後1時半から、委員6名出席の下に議会運営委員会を開催し、令和4年6月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしましては、理事者提出の議案として、令和4年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の件、議員提出議案として、地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書の件、環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書の件、以上3件を追加議案といたします。

なお、理事者提出の1件及び議員提出の2件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。ただし、議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（二見裕子君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出議案1件、議員提出議案の意見書2件及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上4件を日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本4件を日程に追加することに決定いたしました。

議長（二見裕子君） それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第35号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（2期））の件、日程第2 議案第36号 救助資機材搭載型消防ポンプ自動車の購入についての件、日程第3 議案第37号 熊取町立小学校大型提示装置の購入についての件及び日程第4 議案第39号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の件、以上4件を一括して議題といたします。

本4件は、6月9日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会の報告を求めます。文野総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（文野慎治君） おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る6月9日の本会議において本委員会に付託されました議案4件の審査を行うため、6月16日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席の下に総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第35号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（2期））の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号 救助資機材搭載型消防ポンプ自動車の購入についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号 熊取町立小学校大型提示装置の購入についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（二見裕子君）以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第35号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第35号 工事請負契約の締結について（熊取町立東小学校大規模改造工事（2期））の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第36号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第36号 救助資機材搭載型消防ポンプ自動車の購入についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第37号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第37号 熊取町立小学校大型提示装置の購入についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議案第39号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第39号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、日程第5 議案第33号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の件及び日程第6 議案第38号 町の区域の変更についての件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件は、6月9日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会の報告を求めます。渡辺事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長(渡辺豊子君)それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る6月9日の本会議において本委員会に付託されました議案2件の審査を行うため、6月15日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席の下に事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第33号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号 町の区域の変更についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長(二見裕子君)以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第33号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第33号 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、議案第38号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第38号 町の区域の変更についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、追加議事日程第1 議案第40号 令和4年度熊取町一般会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 恵君)それでは、議案第40号 令和4年度熊取町一般会計補正予算(第3号)

につきましてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、地方創生臨時交付金を活用した地域振興券事業、国制度による低所得子育て世帯生活支援特別給付金でございます。

それでは、内容を説明してまいります。

1 ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,571万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ153億5,569万円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明いたします。

4 ページ、5 ページは総括ですので省略いたします。

6 ページ、7 ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金1億6,190万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対応分でございます。コロナ禍における原油価格、物価高騰対応として地域振興券事業に活用するものでございます。

次に、目 民生費国庫補助金の低所得子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金724万3,000円の増額及びその下の低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金2,800万円の増額につきましては、国制度によるものでございまして、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対応として、低所得子育て世帯生活支援特別給付金の事務費及び事業費にそれぞれ充当するものでございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 くまとりふるさと応援基金繰入金のくまとりふるさと応援基金繰入金7,857万2,000円の増額につきましては、地域振興券事業に充当するものでございます。

続きまして、歳出予算の説明をいたします。

8 ページ、9 ページをお開きください。

款 民生費、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業でございますが、会計年度任用職員報酬161万円の増額につきましては、給付金事務に従事する会計年度任用職員の報酬でございます。その下の超過勤務手当60万8,000円の増額につきましては、職員の超過勤務手当でございます。その下の期末手当21万2,000円の増額につきましては、会計年度任用職員の期末手当でございます。その下の管理職員特別勤務手当2万円の増額につきましては、管理職職員の特別勤務手当でございます。その下の費用弁償8万円の増額につきましては、会計年度任用職員の通勤手当でございます。その下の消耗品費5万7,000円の増額につきましては、コピー用紙などの経費で、その下の印刷製本費9万4,000円の増額につきましては、通知用封筒などの印刷経費でございます。その下の通信運搬費42万5,000円の増額につきましては、給付金のお知らせなどの郵送料で、その下の公金取扱手数料等7万5,000円の増額につきましては、給付金の振込手数料でございます。その下の電子計算システム開発委託料393万8,000円の増額につきましては、給付金のシステム改修に係る経費でございます。その下の機械器具借上料12万4,000円の増額につきましては、コピー機の賃借料でございます。その下の低所得子育て世帯生活支援特別給付金2,800万円の増額につきましては、対象児童1人当たりの5万円の給付金でございます。

続いて、款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費の地域振興券事業、消耗品費5万円の増額につきましては、コピー用紙などの経費でございます。その下、通信運搬費5万円の増額につきましては、地域振興券の追加送付経費でございます。その下、電子計算システム開発委託料400万円の増額につきましては、地域振興券のシステム改修経費でございます。その下、地域振興券換金等委託料2億2,310万8,000円の増額につきましては、地域振興券の換金等に係る委託料でございます。

その下、地域振興券発送等業務委託料1,326万4,000円の増額につきましては、地域振興券の封入封緘等発送の業務委託料でございます。

10ページの補正予算給与費明細書につきましては、一般職の総括として、3つの表の上の表で報酬及び職員手当の増額について比較の行でお示ししており、その下の2つの表で職員手当の内訳をお示ししております。

次の11ページは、会計年度任用職員以外の職員と会計年度任用職員に区分した今回の補正予算に係る調書となっております。

12ページにつきましては、給料及び職員手当の増減の明細として、今回の職員手当の内訳をお示ししております。

以上で、議案第40号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）9ページの低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業について教えていただきたいんですが、18のところ交付金が2,800万円というふうに記載しているんですが、お一人5万円というところなんですが、この分についての対象者の人数を教えてくださいたいんです。予算で上げている対象者というのは、令和4年度の低所得、非課税に当たる世帯プラス非課税になるであろうと想定するところの対象者等を含めての金額かと思うんですが、その辺のところの詳しい明細を教えてください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今ご質問の中身につきまして議員おっしゃるとおりでございます。児童手当あるいは特別児童扶養手当の支給を受けている方でいらっしゃって、4年度分の住民税の均等割非課税であるという方が、いわゆる申請が不要という形でのプッシュ型の給付となります。

それ以外ですと、対象児童の方の養育者であって4年度分の均等割が非課税になる可能性のある、いわゆる新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、非課税であるものと同等の事情にあると認められるもの、いわゆる家計急変世帯という方につきましては、これは申請をいただいて対象とさせていただくものでございます。

実はもうご承知のとおり、これ令和4年度の事業でございますが、令和3年度も同様の給付事業をやっております。いわゆるこれ第2弾でございます。第1弾のときの給付実績、これが505人という人数が出てございます。大きく対象者が異なるということはないであろうという想定の下に、これの1割増しの人数、それを丸い数字にさせていただきまして560人を想定いたしております。560人の5万円という形でこの金額を予算計上させていただいておるものでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。第2弾というところで、1割増しの人数で予算計上していただいたということですが、まずは、非課税世帯で申請しなくてもいいプッシュ型というんですか、申請しなくても給付できるところと申請しなければならない急変のところがあるかと思うんですが、その申請しなければならないところに対しましては、どのように通知等、今、予算の中ではお知らせ等のことはご説明ありましたが、もう少し詳しくどのようにお知らせしていくのか教えてください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今ご指摘のとおり今回のプッシュ型については、当然、児童手当のデータ

でもって対象者になる方、住民税の非課税情報を基に、それをマッチングさせて対象者をプッシュ型で給付させていただくということになりますけれども、申請が必要な方については、この制度の情報をまずは知っていただかなあかんと、おっしゃるとおりでございます。ですので、児童手当の対象となる世帯が約5,000世帯ほどございます。そちらのほうに事前にプッシュ型をまずは一旦こちらのデータに基づいて給付をさせていただいて、そして7月末から8月にかけて申請受付を開始いたしますけれども、それに先立って約5,000通の案内を児童手当の対象者の方々に、こういう制度がございますので該当する方は申請をくださいという案内を個別に出させていただきます。

対象になる方の分について漏れのないように、今おっしゃっていただいたとおり、せっかくこういう形で給付があるので、漏れのないようにしたいという我々の思いもありますので、事前にご案内を直接送付させていただきます。もちろんホームページとかにもきっちりとまた載せていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。児童手当等を受給されている全ての世帯に案内していただけるという事で分かりました。

この申請の締切りはいつというのと、それとお知らせをいただいた後に、何らかの事情で急激に減ったというところ、ひとり親世帯になられたとか、何か急激にこのお知らせの後にそういう状態になった方もあるかと思うんですけれど、その辺のところの方に対してのお知らせというのはどうされますか。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） こちらの申請期限は国のほうで指定されておまして、令和5年2月28日と一定の期間がございますので、その間にももちろん直接個別のご案内もそうですし、ホームページ等で、あるいは広報等でもしっかりと周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（二見裕子君） よろしいですか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 後で転入したり、ひとり親家庭になられた方に対してというのは、個別にというのはどんなふうにされるんですか。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 随時、児童手当の対象者というのが出てまいります。その都度、例えば児童手当の給付決定を打つ際に、国のほうでチラシが作られております。それを同封するというような形で、漏れのないように対応のほうはさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 今回の補正予算の一番大きな部分は、国の地方創生臨時交付金を活用した熊取町独自の地域振興券1人当たり5,000円の給付事業ということで、これについては私どもも全く賛成でありますけれども、この情報を既にお伝えした方などからは、地域振興券を使える時期が10月1日以降ということで、もうちょっと早くならないかという声も聞いておるんですが、その辺についてはもう少し前倒しはできないのか、その辺はいかがでしょうか。

議長（二見裕子君） 下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君） 急遽この地域振興券事業、このコロナ禍あるいは原油価格、物価高騰によって影響を受けている方に早期にお配りしたいということで思いはいっぱいでございます。

しかしながら、今回やはり発行についてはシステム改修がどうしても必要になってくるという中で、それはお配りしないといけない方にお配りするための、無理がないようにするためのシステムでございます。目いっぱい何とか頑張ったところでございますけれども、やはり事務日程上、10月1日が精いっぱい頑張った姿ということでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い

申し上げます。

議長（二見裕子君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）同じ地域振興券なんですけれども、前回、この地域振興券の事業をしていただいているんですけれども、基本的には同じということで説明が議員全員協議会でもあったんですけれども、例えば令和4年度中に出生した子どもの場合、どの時期までこの地域振興券を頂けるのか教えていただけますでしょうか。

議長（二見裕子君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）まず、基準日以降にお生まれになった新生児の方でございますが、資料提供の中でも一部触れているところがございますけれども、去年は使用開始日前日であったものを今回は拡充をいたしまして、令和4年12月末日までにお生まれになった新生児の方も対象としてお配りしたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第40号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

議案第40号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、追加議事日程第2 議員提出議案第4号 地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書の件及び追加議事日程第3 議員提出議案第5号 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書の件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議員提出議案第4号 地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書、議員提出議案第5号 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書、以上の2件についてご説明申し上げます。

まず、議員提出議案第4号をお開きください。

議員提出議案第4号 地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川慶子
賛成者	熊取町議会議員	田中豊一
同じく		坂上昌史
同じく		文野慎治
同じく		鱧谷陽子
同じく		二見裕子
同じく		矢野正憲

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書。

政府は、令和2年に「地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う」ことを閣議決定し、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を制定した。

近年、社会ではDXが進み、地方公共団体においてもDXの推進が図られている。そこで、国民の命と暮らしを守る安心と希望の総合経済対策において、「地方公共団体情報システムの標準化」が決まり、令和2年度、3年度に、地方公共団体が円滑にシステムを導入するための経費として、約1,825億円を基金として計上した。

国では、2022年夏までに、住民基本台帳や固定資産税など20業務について、システムの各仕様の策定を行い、地方公共団体は、令和5年から令和7年にかけて、Gov-Cloud（ガバメントクラウド）の利用に向け標準準拠システムに移行していく予定となっている。

地方公共団体は、新型コロナウイルスの影響で、財政状況も厳しく、また、デジタルの人材不足も深刻な状態となっている。また、高齢者はデジタル化になれていない方も多く、ネットの環境が整っていない地域もある。政府においては、システム導入に向けて、地方公共団体の状況を踏まえ、下記の事項を実施するよう要望する。

記

(1) 令和7年度までとした移行の目標時期について、必要に応じて柔軟な対応を検討するとともに、移行に伴う適切な財政支援と丁寧な情報提供を行うこと。

(2) 情報システムの保守・運用コストなど総合的な支援を検討するとともに、都道府県に対して、市区町村への必要な助言や情報提供などを丁寧に行うよう指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第5号をお開きください。

議員提出議案第5号 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書。

議会議事規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川慶子
賛成者	熊取町議会議員	田中豊一
同じく		坂上昌史
同じく		文野慎治
同じく		鱧谷陽子
同じく		二見裕子
同じく		矢野正憲

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書。

地球温暖化や激甚化・頻発化している災害等に対し、地球規模での環境問題への取組であるSDGsや2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、さらなる取組が急務であるが、公共建築物の中でも大きな割合を占める学校施設の老朽化がピークを迎える中、教育環境の向上と共に、学校施設を教材として活用し児童生徒の環境教育を行う「環境を考慮した学校（エコスクール）事業」が行われてきた。

この事業は、現在「エコスクール・プラス」として、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環

境省が連携協力し、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができ、平成29年から今まで249校が認定を受けている。文部科学省の支援として、令和4年度からは「地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、Z E B R e a d yを達成する事業に対し、単価加算措置（8%）の支援が行われているところである。

文部科学省の補助としては、新增築や大規模な改築の他に、例えば教室の窓を「二重サッシ」にする等の部分的な補助事業もあり、ある雪国の学校では電力を大幅に削減すると共に、児童生徒に快適な教育環境を整えることができた。また、太陽光発電や壁面緑化、自然採光等を取り入れた学校施設（身近な教材）を通じて、仲間と共に環境問題や環境対策を学ぶことができ、科学技術への触発となると共に、最新の技術等を学ぶ貴重な教育機会となっている。

そこで、これまで多くの事業が全国の学校施設で行われてきたが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の推進を行うためには、さらに加速して事業を実施することが必要である。特に、多くの学校での実施が重要であり、技術面（学校施設のZ E B化に関する先導的なモデルの構築及びその横展開等）及び財政面（学校施設整備に対する国庫補助）について、以下の事項に留意してさらなる推進を行うことを強く求める。

記

（1）技術面に関しては、学校施設に関するZ E B化の新たな技術の開発や周知を行う。特に、新築や増築といった大規模事業だけではなくL E Dや二重サッシといった部分的な省エネ改修事業も、しっかりと周知を行い“できるところから取り組む”自治体・学校を増やしていくことが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実につながることに留意して、周知の徹底に取り組むこと。

（2）財政面に関しては、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実に向けて、多くの学校が取り組むことができるよう、学校施設整備に対する事業予算額を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上2件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本2件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本2件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、本2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

初めに、議員提出議案第4号 地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（二見裕子君）次に、議員提出議案第5号 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZ E B化のさらなる推進を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長(二見裕子君)次に、追加議事日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、議会会議規則第74条の規定により、タブレットの申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に対する事項について、令和4年6月定例会閉会から令和4年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、令和4年6月定例会閉会から令和4年9月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長(二見裕子君)次に、文野議員ほか3名から、タブレットの資料のとおり、議員提出議案第6号 夢洲I R区域整備計画の賛否を問う住民投票の実施を求める決議が提出されました。

この議案は、議会会議規則第15条の規定に基づく所定の賛成者があります。

お諮りいたします。夢洲I R区域整備計画の賛否を問う住民投票の実施を求める決議の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、夢洲I R区域整備計画の賛否を問う住民投票の実施を求める決議の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それでは、追加議事日程第1 議員提出議案第6号 夢洲I R区域整備計画の賛否を問う住民投票の実施を求める決議の件を議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。文野議員。

5番(文野慎治君)それでは、議員提出議案第6号 夢洲I R区域整備計画の賛否を問う住民投票の実施を求める決議について説明いたします。

追加議案書の1ページをご覧ください。

この決議につきましては、議会会議規則第13条の規定により提出するものです。

提出は、令和4年6月21日。

提出者	熊取町議会議員	文野慎治
賛成者	熊取町議会議員	矢野正憲
同じく		浦川佳浩
同じく		坂上巳生男

でございます。

提案理由等を説明いたします。

6月6日に整備計画の賛否を問う住民投票を求める直接請求署名が、大阪府内72市区町村選挙管理委員会に提出されました。提出された総署名概数は20万8,947筆に達しました。法定数は14万6,472人です。法定数を越えた市区町村は72分の54で75%を超えました。

よって、熊取町議会は、I R区域整備計画について大阪府民の賛否を問う住民投票の実施を強く求めるため、本決議案を提出するものであります。

決議案を朗読いたします。

2ページをご覧ください。

夢洲 I R 区域整備計画の賛否を問う住民投票の実施を求める決議。

大阪府議会、大阪市議会において I R 整備計画が既に可決されているが、6月6日に整備計画の賛否を問う住民投票を求める直接請求署名が大阪府内72市区町村に提出された。大阪府はこれを重く受け止めるべきである。

大阪 I R 株式会社 (MGM リゾーツとオリックスなど) との協定書により、当初の I R 基本構想は大きく変更され、2019年に作成された基本構想では、I R 全体の年間延べ利用者数2,480万人のうちカジノ施設の利用者は590万人と見込んでいた。それが2021年12月に公表された大阪・夢洲 I R 区域整備計画 (案) では、I R 全体の利用者数1,987万人のうちカジノ利用者1,610万人と基本構想の3倍近くまで引き上げられている。

さらに、基本構想では、カジノ想定売り上げは3,800億円 (外国人2,200億円、日本人1,600億円) であったのが、整備計画ではカジノ想定売り上げ4,200億円 (I R 入場者のうち日本人客7割) と日本人に重点を置いた計画に変更されている。

I R 整備法は自治体に対し、整備計画を作る上で「住民の意見を反映させるために必要な措置」として、地元議会の承認とは別に公聴会などの実施を義務づけ、審査においても「地域における十分な合意形成」を評価基準の一つとしている

よって熊取町議会は、I R 区域整備計画について大阪府民の賛否を問う住民投票の実施を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年6月21日

大阪府泉南郡熊取町議会

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 (二見裕子君) 以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺議員。

10番 (渡辺豊子君) 今、選挙管理委員会で提出された署名簿について審査されているかと思うんですが、お分かりでしたら教えていただきたいんですけども、熊取町においては法定数は何人で、今、熊取町においては何人の方が有効数としてなっているのか、分かりましたら教えてください。

5番 (文野慎治君) すみません、集まった概数は760余りを超えていると聞いておりますので、有権者数の50分の1ですか、それはクリアをしていると。今ございましたように各選管で中身の精査というんですか、そういうことがされているという情報は得ています。

以上です。

議長 (二見裕子君) 渡辺議員。

10番 (渡辺豊子君) ということは、まだ有効数何人というのは把握していないということですね。

議長 (二見裕子君) 文野議員。

5番 (文野慎治君) すみません、そういう発表はそれぞれまだされていませんが、先ほど申し上げましたように、概数の報告をさせていただきましたが、20万を超える数でありますので、それが違法というか、ルール違反の署名の集め方をしたというような形には絶対ならないのではないかなと思います。

せっかくのご質問ですからご紹介をしたいと思うんですけども、直接府民が署名を集めるということが、実は以前、愛知県のほうで行われたリコール等の署名集めなんかで物すごい組織を挙げたというか、訳の分からない亡くなった方の名簿を書かされたとか、アルバイトを雇ってやっていたとか、そういうふうな経過が後に出て大問題になりましたよね。まさに住民の直接の声を上げる署名活動というか、そういう制度を本当に愚弄したような形で、かつてそういうことが我が国では

あったということが事実です。その下の中で、今回、大阪府条例制定請求者名簿という形で、実は、私もこの署名を見てまず驚いたのは、物すごく厳しいというか、集める側にとっては大変しんどい署名集めやなということをまず実感しました。どういうことかといいますと、これだけの冊子があるんですが、ここに署名できる方は実は10名なんです。その署名をこの1冊10名埋めようとする人が回るに当たっても、受任者という登録をします。生年月日を書いて自筆でやります。その方が、この署名簿の中に1から10まで書く欄があるんですけども、それも今までの、今までのというところであれですけど、これはそれだけ重い法的な効力があるからこれだけのルールだと思うんですが、自分の家族の名前を書くとか、そういうふうな署名もあるのはあります。それはそれで有効性があります。

しかし、今回こういう住民投票を実施してくださいというようなことについては、そういった事件を背景に物すごくハードルが上がって、ですから全部自筆をお願いをしました。名前、生年月日、そういった中で、ですから今言いましたように6月6日で締め切って各選管に提出をしているわけですけども、それだけ時間をかけてね。ですから、そういった中でもたくさんの人がこの委任者になって、あるいは何冊もやっておられる活動を目の当たりにしております。

そういった意味で、中には1人2人とかそういう数があるのは致し方ないかも知れませんが、それを今精査をしている状況だというふうに私は状況を伺っておりますので、ましてやそれが最終的な結果、法定を下回る、この投票が無効になるというような状況では全くないというふうに確信を持って、今回、熊取町の議会としてこういうことを、それが有効な署名活動として認定をされれば、当然法律にのっとって住民投票を実施するというのを府議会、市議会が決めるべきではないか、このように思って、今回、熊取町でこういう決議を出させていただきました。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ご説明ありがとうございます。

ちょっと聞きたいことを全然答えていただけなくて、説明ありがとうございます。署名されるご苦労というのはすごく分かりまして、本当に大変な思いで署名して下さったなというのは、その辺のところはもうすごく私たち分かっております。

ただ、その分こういうふうに決議として出す限りは、熊取町としては何人の方が実際署名されて有効とされたのかなというところを聞くのは、ちゃんと正確な数字がもう分かっているんやったら教えてもらえたらなと思っただけなんです。

それと、また分かれば、こうやって決議を出す限りは、そういったことも事前に選管のほうに聞いていただいて、ご報告があるかなと思ったもので聞かせていただきました。

次に思うのは、この決議、熊取町議会、決議というのはすごく重たいものでありまして、ほかの他議会で決議を出されるところがあるかどうか教えてください。

議長（二見裕子君） 文野議員。

5番（文野慎治君） それは全く知りません、分かりません。

これはあくまでも熊取町議会議員、私が提案者、提出者ということで賛同いただける方にお声をかけました。これは、カジノの賛否を各議員が今どう思っているかということとは関係ないと私は思っています。ですから熊取町議会の議員として、こういう法律にのっとってやった署名について、私も署名活動という意味では本当にやりましたけれども、あとは成功を祈って当然、住民投票をやるべきだというふうに思ったんですが、例えば当日のテレビなんかで、知事なんかはやる必要はないと思うがというようなことが頭についたり、そういうことがあったので、私は、ですからこの署名集めた団体の方も、各こういう市町村の議会にそういう形でアプローチがあったかということはありません。

逆に付け加えますと、国のほうで、今2つ立候補しているところがあって、そういう基準、今日の決議文の下段の3行の文面にはそういうことを書いていますけれども、そういうことを前提とし

ている形で、そういう国の審査をするところについて、そういう形で大阪ではこういう署名活動が成功したということの取組はあるというふうには聞いていますが、各市町村の議会に対しては全くありません。ですから私自身、熊取町議会で議員として立っている立場であれば、当然こういう直接請求のルールにのっとったことが成功すれば、当然、大阪府としてそれをやるべきだという思いだけで同僚議員の方にもお声をかけさせていただいて、こういう決議を出す段階まで来ているということでございますので、よその動きは全く知りません。

議長（二見裕子君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議員提出議案第6号についての討論を行います。

初めに、本決議に反対の方の発言を許します。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）夢洲IR区域整備計画の賛否を問う住民投票の実施を求める決議に対し、反対の立場で討論させていただきます。

まず、地方自治法の法律の規定により、直接請求である20万筆を超える署名を集められた方々、これを否定するものではございません。その上での討論とさせていただきます。

6月15日の吉村知事の記者会見では、要件が整えば住民投票条例は提出すると表明をされております。ただし、意見を付してとの提案となるだろうとも述べております。そもそもIR整備には住民投票の規定はございません。必要条件ではないということでもあります。

大阪府880万人の代表として知事がおり、府議会があって、IR整備には反対の方もあり賛成の方もある。知事及び府議会は、公約があって、選挙があって、府議会、大阪市議会で議論をして、大阪府議会、大阪市議会でIR整備計画は既に3月末に可決され、この内容を国に提出されて現在審査中というふう聞いております。そういった中で、IR整備計画の賛否を問う住民投票の実施を問うのは、何で今さらとの疑問がございます。言うならば、大阪府としての結論は出ているんですよと言いたいところです。

大阪市議会では、既に5月議会においてIR整備計画の賛否を問う住民投票を求める同様の趣旨の意見書案が提出されましたが、否決されております。恐らく、今月末に予定の大阪府議会が行う採決では、これらの要件から賢明な選択をすることと信じております。

元来、大阪府議会が採決を行って決めていく内容について、熊取町議会が決議という形でプレッシャーを与えるのは反対であり、結果はおのずと見えているというふうに思うところであります。

以上、討論とさせていただきます。

議長（二見裕子君）次に、本決議に賛成の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それでは、私のほうから日本共産党熊取町会議員団を代表して、夢洲IR区域整備計画の賛否を問う住民投票の実施を求める決議案に対し、賛成の立場で討論いたします。

昨年12月末に公表された夢洲IR区域整備計画では、建設時に1兆5,800億円、開業以降に年1兆1,400億円の経済波及効果がうたわれている一方、ギャンブル依存症の増加、犯罪増加などによるマイナスの経済効果額についての数字は示されておらず、調査を求める声にも当局は全く応じていません。

年間1兆1,400億円の経済波及効果額は、IR開業によって近畿2府4県と福井県にもたらされる効果を産業連関表によって試算したとされています。しかし、肝腎のIRの収益の8割を占める4,200億円はカジノの賭け金でもたらされる収益であり、飲食、観光のように他に波及することはありません。逆に、観光客の消費支出をカジノが取り込み、近畿圏の経済にとってマイナスとなります。さらに整備計画では、カジノ施設への日本人などの入場者数を約1,070万人と見込み、2019年12月の基本構想での約430万人の2.5倍に膨らませています。これは、新型コロナウイルス感染症による世界の変化を全く無視した過大な見込みであります。

整備計画案についての住民説明会は、880万府民に対し11回しか開かれておらず、公聴会では反

対意見が9割を占めました。また、大阪府、大阪市とI R株式会社の間で締結された基本協定の内容については一切府民に知らされていません。これでは、地域における十分な合意形成が達成されたとはいえ、言い難い状態です。このようにギャンブル依存症などによるマイナスの経済効果額については明らかにせず、一方でカジノ収益の大半を日本人客の過大な数字で見積もった整備計画に対し、多くの大阪府民が疑問の声を上げています。

大阪市長がI R予定地の液状化対策などに790億円の公費負担を約束したことも大きな問題であります。整備計画は大阪府議会、市議会で可決されましたが、国の承認はまだこれからです。計画の賛否を問う住民投票を求める直接請求署名が住民の自発的な運動として取り組まれ、短期間の運動であったにもかかわらず、法定数を大きく超える20万8,000余りの署名が集まり、大阪府下72市区町村の選挙管理委員会に提出されました。

この住民の願いを重く受け止め、I R整備計画の賛否を問う住民投票の実施を求める決議に対し、熊取町議会議員として賛成すべきであることを強く訴え、賛成討論といたします。

議長（二見裕子君）次に、本決議に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本決議に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）夢洲I R区域整備計画の賛否を問う住民投票の実施を求める決議について、熊取公明党を代表し、討論させていただきます。

大阪府と大阪市が進める統合型リゾートI Rの誘致について、整備計画の是非を問う住民投票の実施を求め、約21万筆の署名簿が大阪府内72市区町村に提出されました。

現在、各選挙管理委員会で署名が有効かどうか審査しております。有効数が法定の約14万6,000を超えれば、市民団体側が知事に対して住民投票条例制定を直接請求できます。知事は、請求を受ければ府議会を招集し、意見をつけて住民投票条例案を提出しなければなりません。そして、府議会で条例案を審議することになります。現在そのような手続がなされていると認識しております。

住民投票について反対するものではありませんが、正式に手続がなされている中で、また、今のところ他議会では決議についての動きがないと認識している中で、熊取町議会だけが決議をしなければならないということの意義について理解しかねるので、この決議に対しては賛成も反対もできない立場で討論させていただきます。

議長（二見裕子君）ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

（渡辺豊子君退場）

それでは、議員提出議案第6号 夢洲I R区域整備計画の賛否を問う住民投票の実施を求める決議の件について採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本件について、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立 10名）

起立多数であります。よって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

（渡辺豊子君入場）

議長（二見裕子君）以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。
町長（藤原敏司君） それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきまして、慎重なご審議を賜り誠にありがとうございました。本定例会においてご指摘、ご要望いただきました事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意しながら、さらなる町政発展につなげてまいりたいと存じます。

とりわけ、現在コロナ禍における物価高騰等の影響を受けている生活者等を幅広く支援するとともに、世代間の公平性の確保と地域経済の活性化のため、地域振興券事業を8月下旬の交付開始に向け取り組んでまいります。議員の皆様におかれましても、引き続きご支援、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、今後とも町政の運営並びに事務事業の執行に際しまして、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長（二見裕子君） これをもちまして、令和4年6月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時17分」閉会）

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和4年6月21日

熊取町議会

議 長

二 見 裕 子

議 員

浦 川 佳 浩

議 員

坂 上 昌 史